

大和市教育委員会 1 月定例会

日 時 令和 7 年 1 月 2 4 日

午前 1 0 時 0 0 分

場 所 教育委員会室

1 開 会

2 会 議 時 間 の 決 定

3 会議録署名委員の決定

4 教 育 長 の 報 告

5 議 事

日程第 1 (議案第 1 号) 大和市生涯学習推進計画について (諮問)

日程第 2 (議案第 2 号) 第 4 期大和市文化芸術振興基本計画に係る意見聴取について

日程第 3 (議案第 3 号) 第 3 期大和市スポーツ推進計画に係る意見聴取について

日程第 4 (議案第 4 号) 令和 6 年度大和市教育委員会表彰被表彰者の決定について

6 そ の 他

7 閉 会

（１）前月定例会以降の動き

1. 大和市賀詞交歓会	1/ 9（木）	大和スポーツセンター体育館
2. 大和医師会新年会	1/10（金）	横浜ベイシュラトンホテル
3. 大和市発達障がい普及啓発講演会	1/11（土）	保健福祉センター
4. 大和市消防出初式	1/12（日）	引地台公園
5. ヘンデル「メサイヤ」鑑賞	1/12（日）	文化創造拠点シリウス
6. 二十歳の祝典	1/13（月）	大和スポーツセンター体育館
7. 市町村教育委員会研究協議会	1/16（木）	在席（オンライン会議）
8. いじめ不登校を考えるフォーラム	1/18（土）	渋谷学習センター
9. 大和市駅伝競走大会	1/19（日）	大和なでしこスタジアム
10. 大和市剣道大会	1/19（日）	大和スポーツセンター体育館

（２）次月定例会までの予定

1. 大和市野球連盟新年会	1/26（日）	かごの屋大和店
2. 総合教育会議	1/27（月）	大和市役所 研修室
3. 大和市青年会議所賀詞交歓会	1/28（火）	文化創造拠点シリウス
4. 大和市表彰式	1/31（金）	大和市役所
5. 神奈川県交通安全対策協議会総会	1/31（金）	横浜市開港記念会館
6. ふれあい教育研究発表	1/31（金）	渋谷小学校
7. 日本体育大学連携事業	2/ 6（木）	西鶴間小学校
8. 防火ポスターコンクール表彰式	2/ 8（土）	文化創造拠点シリウス
9. 令和 6 年度第 2 回県・市町村教育委員会教育長会議	2/10（月）	神奈川県立総合教育センター
10. 第 5 0 回大和市スポーツ人の集い	2/11（火）	文化創造拠点シリウス
11. 大和市立引地台中学校分教室実践報告会	2/12（水）	未定

議案第 1 号

大和市生涯学習推進計画について（諮問）

大和市生涯学習推進計画の策定にかかわる大和市社会教育委員会議への諮問について、審議願いたく提案する。

令和 7 年 1 月 2 4 日提出

大和市教育委員会

教育長 藤 井 明

教育委員会 1 月定例会 説明資料

開催日：令和 7 年 1 月 24 日（金）

担当課：文化スポーツ部 図書・学び交流課

件 名：第 3 期大和市生涯学習推進計画の策定について

内 容：

1. 大和市生涯学習推進計画とは

- ・大和市生涯学習推進計画は、教育基本法において、策定の努力義務が規定されている地方公共団体の教育振興基本計画の一つである。
- ・大和市の教育振興基本計画は、学校教育に係る「大和市学校教育基本計画」と生涯学習、社会教育に係る「大和市生涯学習推進計画」から成り、両計画で本市の教育施策の方向を示している。

2. 背景等

- ・本市は、平成 24 年 3 月に第 1 期大和市生涯学習推進計画を策定。その後、平成 31 年 3 月に、現行の計画を策定し、これまで、計画に基づき生涯学習の施策を進めてきた。
- ・こうした中、令和 5 年 6 月に閣議決定された国の教育振興基本計画においては、自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育てることや、多様な個人のそれぞれが幸せや生きがいを感じ、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイングを向上させることの必要性が示され、生涯学習や社会教育の果たす役割はますます大きくなってきている。
- ・令和 6 年度をもって現計画の期間が終了を迎えることから、生涯学習施策のさらなる推進を図るため、令和 7 年度を始期とする新たな計画を策定する必要がある。

3. 計画策定の基本的な考え方

- ・本市が充実させてきた生涯学習環境を基に、社会状況の変化に対応しながら、施策の充実を図る計画とする。
- ・国の教育振興基本計画や県のかながわ教育ビジョン、市の総合計画や教育大綱、学校教育基本計画との整合を図る。

4. 計画の概要

(1) 計画期間

令和 7 年度～11 年度（5 年間）

(2) 基本目標

～豊かな心を育む生涯学習のまちをめざして～

(3) 施策目標及び個別目標

1. 誰もがいつでも気軽に学習できる場を提供します
 - ①市民一人ひとりにとっての「居場所」の提供
 - ②生涯各期に合わせた学習機会の提供
 - ③多様な学習ニーズや家庭教育支援など現代的課題に合わせた学習機会の提供
 - ④健やかな心身を育成するスポーツや健康に関する学習機会の提供
 - ⑤創造力と感性を育む芸術・文化や郷土の歴史・伝統文化に関する学習機会の提供
2. 学習を通じて人と人とのつながりを創出し、交流の輪を広げます
 - ①情報提供や学習相談による支援
 - ②人材や団体の育成と活用に関する支援
 - ③学習による市民相互の交流への支援
3. 学習のための環境や仕組みの充実を図ります
 - ①学習施設の適切な維持管理・機能の充実
 - ②支援・推進体制の充実
 - ③関係機関との連携推進

5. 計画の進行管理等

- ・各施策目標の実現に向け、個別目標ごとに成果を計る指標を設定し、進行管理を行う。
- ・毎年度、教育委員会の自己点検・評価により計画の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取り組み内容の見直しを行う。

経 過

- H24. 3 大和市生涯学習推進計画策定
H31. 3 健康都市やまとMANABI計画
（大和市生涯学習推進計画）策定
R6. 4～ 社会教育委員会議での協議
R6. 12 意見公募手続（パブリックコメントの実施）

今後の予定

- R7. 1 社会教育委員会議へ諮問・答申
R7. 3 第 3 期大和市生涯学習推進計画策定

令和7年1月 日

大和市社会教育委員会議
議 長 丸田 昭文 殿

大和市教育委員会
教育長 藤井 明

大和市生涯学習推進計画について（諮問）

大和市生涯学習推進計画について、別添のとおり策定したいので貴会議の意見を求めます。

（策定理由）

本市の生涯学習施策の基本的な方向性を示す「健康都市やまと MANABI 計画（大和市生涯学習推進計画）」の計画期間が、令和6年度で終了することから、次期計画となる「大和市生涯学習推進計画」を策定するものです。

大和市生涯学習推進計画（案）に関する市民意見募集の結果について

■意見募集期間

令和6年12月1日（日）～令和7年1月6日（月）

■意見提出方法

任意の書式または『意見書』に、「住所」「氏名」「意見」を明記のうえ、下記のいずれかの方法で提出

- ・直接持参
- ・郵送
- ・ファクス
- ・電子申請

■周知方法

広報やまと12月号、市ホームページ

■公表した資料

大和市生涯学習推進計画（案）

■資料閲覧場所

市ホームページのほか、下記閲覧場所に配架

- ・文化創造拠点シリウス6階 図書・学び交流課カウンター
- ・市役所情報公開コーナー
- ・保健福祉センター
- ・渋谷分室、中央林間分室、大和連絡所、桜ヶ丘連絡所
- ・各学習センター（つきみ野、桜丘、渋谷）、市民交流拠点ポラリス
- ・各コミュニティセンター

■意見提出者数と意見件数

意見提出者数 0名

意見件数 0件

大和市生涯学習推進計画（案）

令和 7 年度～令和 11 年度(2025 年度～2029 年度)



～豊かな心を育む生涯学習のまちをめざして～

大和市

大和市教育委員会

目 次

第 1 章 計画の概要

1 計画の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 策定体制等	3
(1)策定体制	3
(2)市民意見の集約	3
(3)審議会への諮問	4

第 2 章 計画策定の背景

1 生涯学習とは	5
2 生涯学習を取り巻く状況	6
(1)国の動向	6
(2)県の動向	6
3 アンケート結果に見る市民意識	8
4 本市の生涯学習関連施設	9
5 本市の生涯学習の取組状況等	11

第 3 章 計画の方向性

1 基本目標	13
2 目標の体系	14
3 生涯学習推進のための方策	15

第 4 章 実施計画

1 実施計画について	34
2 実施計画の期間と進行管理	34
3 具体的な取組	35

資料編

1 アンケートの結果	48
2 パブリックコメントの結果	56
3 諮問・答申	57
4 策定の経緯	59
5 策定にかかわった人	60

第 1 章 計画の概要

1 計画の趣旨

本市では、平成21年度(2009年度)に策定された第8次大和市総合計画に掲げられた将来都市像「健康創造都市やまと」の実現を目指し、平成24年(2012年)に大和市生涯学習推進計画を策定しました。平成31年度(2019年度)には、令和5年度(2023年度)までの新たな計画を策定し、社会状況の変化等に対応しながら、これまで生涯学習施策を推進してきたところです。

「人生100年時代¹⁾」、「超スマート社会(Society 5.0)²⁾」に向けて社会が大きな転換点を迎える中であって、生涯学習の重要性はいっそう高まっており、国では、一人ひとりが生涯を通して学ぶことのできる環境の整備など、生涯学習社会の実現のための取組を進めています。

一方でこの間、新型コロナウイルスによる未曾有の事態によって、人々の価値観や行動様式は大きく変容し、生涯学習を取り巻く環境にも大きな変化がありました。ニューノーマル³⁾が形成され、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症とされた後も、完全に元の姿には戻っていません。

本市では、平成28年(2016年)11月に図書館や学習センター、芸術文化ホール、子育て支援施設などが一体となった文化複合施設として文化創造拠点シリウスが、平成30年(2018年)4月には中央林間図書館が、同年8月には市民交流拠点ポラリスがそれぞれ開館し、いずれも指定管理者による管理運営を開始したほか、平成31年(2019年)4月からは、市内のその他の学習センター、渋谷図書館についても指定管理者による管理運営を開始するなど、生涯学習行政は大きく変化を遂げてきました。

こうした中、本市は本計画の上位計画にあたる市の総合計画について、新たなまちづくりの方針に基づく将来都市像や政策の方向性を示すために、令和7年度(2025年度)から開始する第10次大和市総合計画を策定することとし、令和5年度(2023年度)までとなっていた現行の総合計画の前期基本計画の期間を令和6年度(2024年度)まで1年間延伸することとしました。

これに伴い、大和市生涯学習推進計画についても、第10次大和市総合計画に合わせて、現行の計画期間を1年間延伸したうえで、令和7年度(2025年度)から開始する新たな計画を策定することとしました。

これまでの取組による成果や課題の抽出、市民アンケートの結果や審議会からのご意見、また、国や県における生涯学習政策の動向や社会情勢などを踏まえながら、第10次大和市総合計画に掲げられた将来都市像「みんながつながる健幸都市やまと」の実現に向け、本市の生涯学習施策を着実に推進していくために、新たな大和市生涯学習推進計画を策定しました。

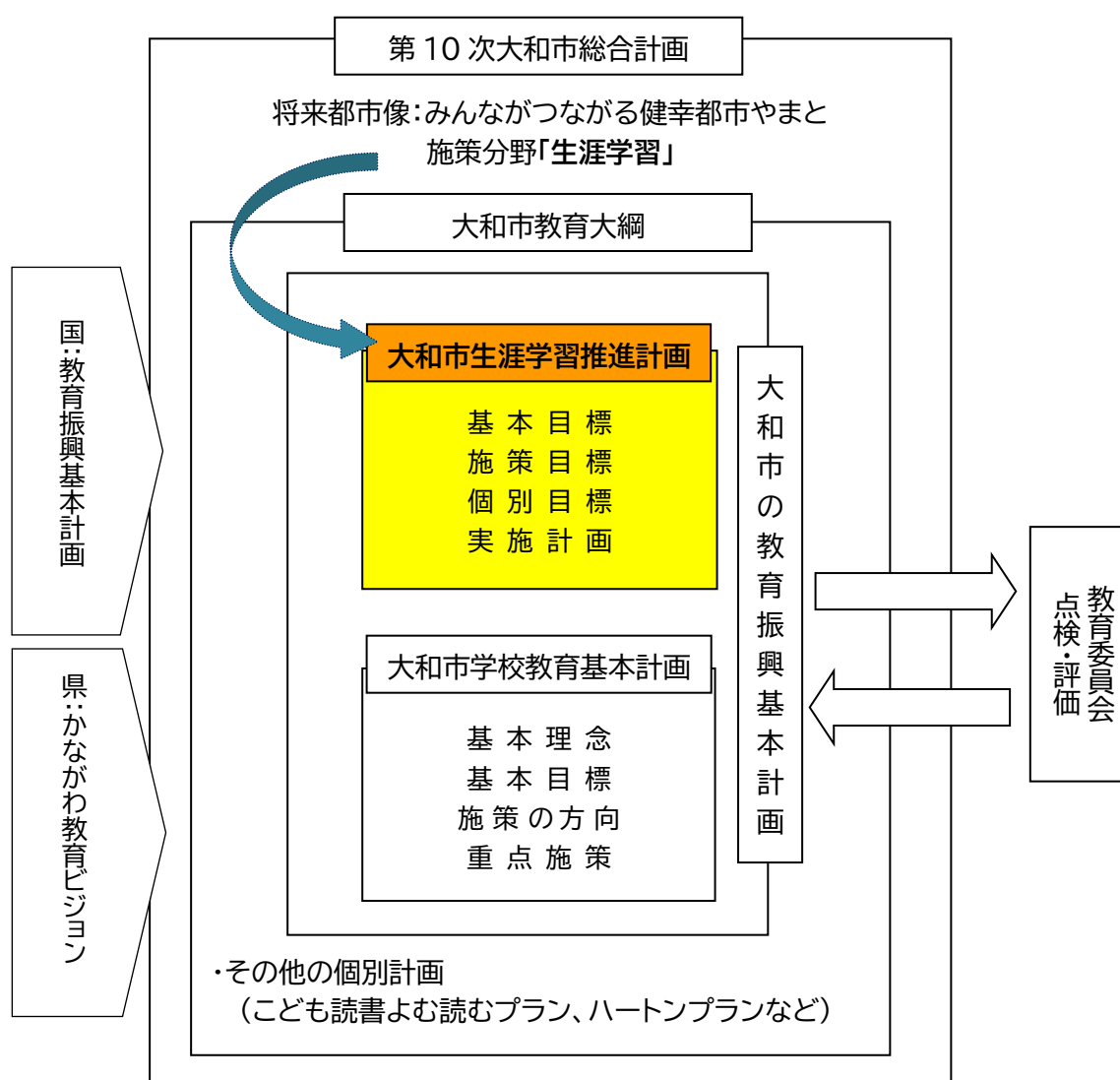
¹⁾ 長寿化が進み、多くの人が100歳を超えて長生きするとされる社会を指します。長寿化に伴い、生き方や働き方に大きな変化が生じるとされています。

²⁾ 我が国が目指すべき未来社会の姿とされ、狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く新たな社会を指します。

³⁾ 「新しい常態」という意味で、これまでと一変した新しい常識や生活様式のことを表します。

2 計画の位置付け

- ・本計画は、上位計画である総合計画の個別計画に位置付けられており、総合計画と併せて推進することにより、特に総合計画の施策分野「生涯学習」の着実な推進を図るものです。
- ・本計画は、学校教育に係る計画である「大和市学校教育基本計画」とともに、大和市における「教育振興基本計画」を担うものであり、本市の生涯学習、社会教育⁴の施策の方向性を示すものとなります。
- ・計画の策定にあたっては、「大和市教育大綱⁵」の方針に沿うとともに、国の教育振興基本計画や神奈川県のかながわ教育ビジョンとの整合を図ります。
- ・本計画は、教育委員会の「自己点検・評価の報告書」の基礎となるものであり、本計画に基づく具体的な取組については、実施計画により進行管理を行います。



⁴ 社会教育法第2条において「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)」とされており、教育活動の一つとして捉えられます。

⁵ 平成27年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、地方公共団体の長は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。この法改正を受け、大和市では、大和市総合教育会議における協議、調整を経て、「大和市教育大綱」を策定しています。

3 計画の期間

計画の期間は、令和7年度(2025年度)から新たに開始する「第10次大和市総合計画」の基本計画及び、「大和市学校教育基本計画」の計画期間との整合を図り、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間とします。



4 策定体制等

本計画の策定にあたっては、検討の各段階において様々な意見の集約に努めるとともに、本市の生涯学習施策の現状を踏まえながら、計画の方向性や成果指標の設定など、計画全般にわたって、協議を重ね検討を進めました。

(1)策定体制

ア 社会教育委員会(審議会)

社会教育に関して知見を有する社会教育委員により構成される社会教育委員会において審議を行い、意見の集約を行いました。

イ 生涯学習推進調整会議(庁内検討会議)

生涯学習推進計画に関連する課等の長により構成される庁内検討会議において、計画の策定に必要な事項等について検討を行いました。

(2)市民意見の集約

ア 市民アンケートの実施

生涯学習施策に関する市民ニーズの現状を把握し、計画に反映するためにアンケート調査を実施しました。

イ 意見公募手続(パブリック・コメント)の実施

生涯学習推進計画に関する市民参加手続として、約1ヶ月間、市民からの意見の公募を行いました。

(3) 審議会への諮問

ア 社会教育委員会議(審議会)

生涯学習においては社会教育が中核的な機能をなすことから、計画について、教育委員会から社会教育委員会議に諮問を行いました。



第 2 章 計画策定の背景

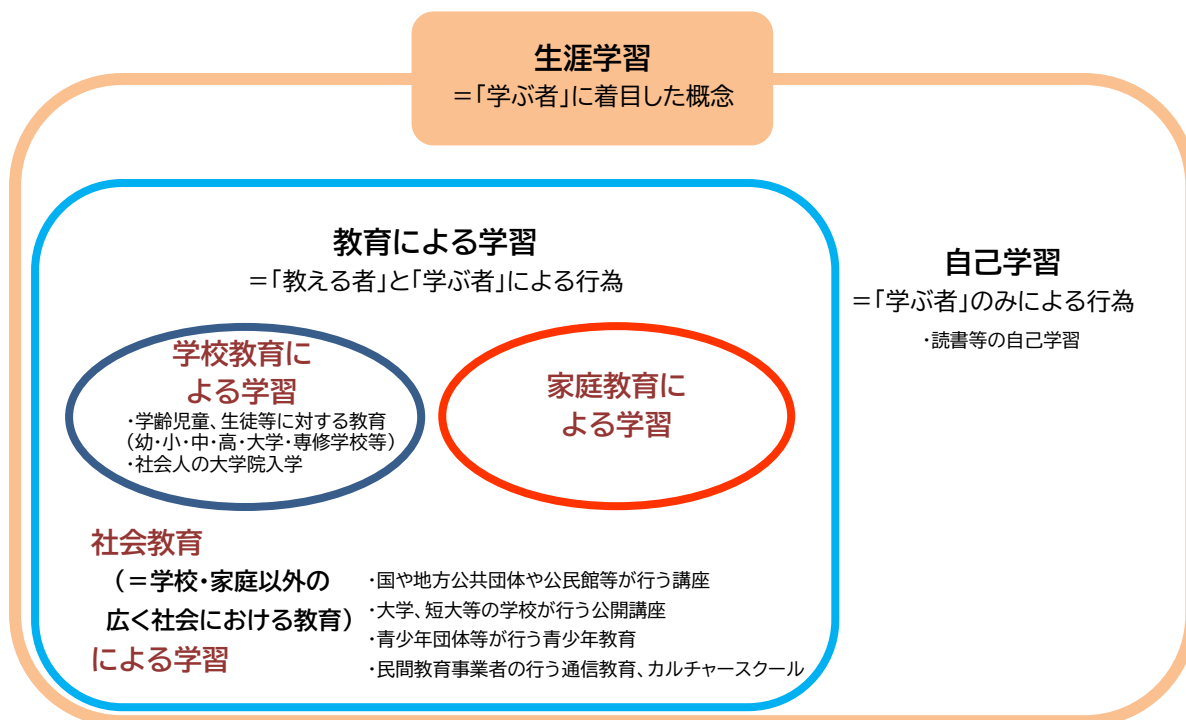
1 生涯学習とは

生涯学習とは、一般的に人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育・家庭教育・社会教育・文化活動・スポーツ活動・レクリエーション活動・ボランティア活動・企業内教育・趣味など、さまざまな場や機会において行う学習の意味で用いられます。また、人々が生涯のいつでも、自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会を指すものとして「生涯学習社会」という言葉も用いられます。

また、教育基本法第3条においては、生涯学習の理念として「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定されています。

私たちは、生まれるとすぐに、家庭において学習を始めます。学齢期になると学校に通って学習をすすめるとともに、学校以外の地域社会においてもさまざまな学習機会を得ながら、学習の幅を広げていきます。学習は学校を卒業してからも絶え間なく継続し、社会人になれば職業上の専門知識にかかわる学習や、プライベートでも豊かで充実した人生を送るための趣味などの学習活動が行われるなど、生涯学習は私たち一人ひとりがより豊かな人生を送るための営みと言えます。

【生涯学習のイメージ図】



【出典】文部科学省ホームページ：「平成23年11月中央教育審議会生涯学習分科会（第60回）」資料を元に作成

2 生涯学習を取り巻く状況

(1) 国の動向

国は、平成25年度(2013年度)に「第2期教育振興基本計画」を策定し、『自立』『協働』『創造』の3つの理念の実現に向けた生涯学習社会を構築することが今後の社会の方向性として示されました。

平成30年度(2018年度)には「第3期教育振興基本計画」を策定し、人生100年時代における生涯にわたる学習や能力向上など、今後の社会の変化を見据えた教育政策の重点事項を示しました。教育の目指すべき姿の実現に向けて、個人の視点として「自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成」を目指し、社会の視点として「一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現」及び「社会(地域・国・世界)の持続的な成長・発展」を目指すとししました。

令和5年度(2023年度)には、めまぐるしく変化する社会で、一人ひとりが社会の担い手となること、そして社会全体のウェルビーイング⁶の向上を目指し、様々な関係者との対話を重ね、教育の羅針盤とすべく「第4期教育振興基本計画」を策定しました。

計画の中でコンセプトとして「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が掲げられています。未来の予測が困難な時代に、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育てていくことや、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じ、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイングを向上させることなどを謳っています。

また、近年では、社会人の学び直しである「リカレント教育」が注目されており、国において、リカレント教育等社会人の学び直しの総合的な充実や、高度人材育成のための産学協働リカレント教育モデルの開発など、リカレント教育の推進に関する取組を進めているところです。

(2) 県の動向

県では、平成27年度(2015年度)に、基本理念に「未来を拓く・創る・生きる人間力あふれるかながわの人づくり」を掲げる「かながわ教育ビジョン(平成19年度(2007年度)策定)」を一部改訂し、「生涯にわたる自分づくり」とそれを支援するための人づくりの3つの場「地域・家庭・学校」、さらに3つの場をつなぐ「教育環境づくり」を基本方針としました。

平成31年度(2019年度)にも、国の「第3期教育振興基本計画」等を踏まえ「かながわ教育ビジョン」の一部改定を行い、人生100年時代やAI⁷等の技術革新による社会状況の変化、SDGs⁸やインクルーシブ教育⁹の推進などを新たに盛り込みました。

生涯学習に関わる部分として、「重点的な取組み1 生涯学習社会における人づくり」において、地域・家庭・学校における学びの機会や様々な人との交流の機会を通じて、自己肯定感を

⁶ 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念です。

⁷ Artificial Intelligence の略で、いわゆる人工知能。具体的には、人間の脳が行っている記憶・推論・判断・学習などの知的機能をコンピューターで代行できるようにモデル化されたソフトウェアやシステムを指します。

⁸ 平成27年(2015年)9月に国連で採択された、持続可能な開発のための17種類の目標を指します。

⁹ 国籍や人種、言語、性差、経済状況、宗教、障がいの有無に関わらず、すべての子どもが共に学び合う教育を指します。

基盤とした「思いやる力」「たくましく生きる力」「社会とかかわる力」など「人間力」を身に付けることができるよう、生涯を通じた人づくりを進め、生涯にわたる自分づくりを支援する取組を進めることとしています。

3 アンケート結果に見る市民意識

■アンケートの概要

新たな生涯学習推進計画を策定するにあたり、生涯学習に関する市民意識の現状を把握し、今後の生涯学習の振興策に活かすため、生涯学習関連施設の利用者を対象にアンケート調査を実施しました。

調査方法：生涯学習関連施設利用者へ直接配布（施設内配架）
 実施期間：令和5年（2023年）5月26日～6月25日
 調査項目数：回答者の基礎調査と自由記述を含め15の調査項目
 アンケート配架施設・部数：32施設・1,800部
 回答数：474件 回収率：26.3%

■アンケートにみる主な所感

- 「学習活動に関する情報を得ている媒体等」では、毎月1日に発行される市発行の情報誌「広報やまと」が26.6%と最も多く、次いで「インターネット」18.6%、「口コミ」14.7%、「チラシやポスター」14.6%という結果になりました。引き続き、広報やまとによる情報発信を行いながら、市ホームページやSNSなどのインターネット、公共施設でのチラシ・ポスターでの情報発信をより充実させていく必要があります。
- 「あなたが学習活動をする（始める）際の問題点は何ですか」では、「時間」が22.1%と最も多く、次いで「場所」16.3%、「体調・体力・気力」15.3%という結果になりました。シリウスやポラリスなど気軽に利用できる施設を通じて生涯学習に触れる機会を提供していくことや、健康づくりにつながるような健康維持、増進に関する学習機会の提供を充実させていくことが必要です。
- 「学習活動が充実するための市への要望」では、「無料や格安で参加できる講座・セミナーの実施」が16.7%と最も多く、次いで「仲間づくりの場や交流ができるスペースの充実」11.2%、「市民のニーズを反映した講座・セミナーの実施」8.6%という結果になりました。新型コロナウイルスの感染拡大後、外出自粛や外食の減少、在宅勤務やオンライン授業の増加などにより、人と会って話す機会が減り、人間関係が疎遠化しました。ポストコロナ社会において、学習活動を通じて人と人とのつながり、市民間の交流を促し、地域コミュニティの形成につなげていくよう、意識して施策を進めていくことが必要です。また、様々な市民ニーズに対応できるよう、講座受講者へのアンケートや学習相談による支援などを通じて、変化する市民ニーズの把握に努め、充実した学習機会を提供します。

4 本市の生涯学習関連施設

本市では、平成28年(2016年)11月に開館した、大和市文化創造拠点シリウスをはじめ、さまざまな公共施設で生涯学習事業を展開しています。

シリウスは、芸術文化ホール、図書館、生涯学習センター、屋内こども広場など、複数の機能が融合した新しいタイプの公共施設です。子どもから大人まで多くの市民に、芸術文化や生涯学習の素晴らしさ、新しい知識や人との出会いを届け、心に一体感を生み出す場として誕生し、指定管理者により一体的に運営されています。

図書関連施設については、市内には図書館が3か所、学習センター内図書室が2か所あります。シリウスにある大和市立図書館は、蔵書の多さはもちろんのこと、本を読むことを大切にしながら、いろいろな人が笑顔で過ごせる場所にしたいという考えから、全国的に見てもトップクラスの約990席の座席を用意しています。

中央林間図書館は、東急田園都市線「中央林間駅」に隣接する、商業施設中央林間東急スクエア3階にあり、買い物帰りや通勤・通学のすきま時間に立ち寄りやすいのが特徴です。渋谷図書館は、小田急江ノ島線「高座渋谷駅」の目の前、高座渋谷駅前複合ビル「IKOZA」3階にあり、こちらも商業施設と併設した図書館で、買い物ついでなどに立ち寄ることができます。また、2か所の学習センター内図書室では、図書館と同様のサービスを提供しています。

学習センターは市内に5か所あり、社会教育法の公民館¹⁰として運営しています。シリウス内の生涯学習センターでは、講習室や会議室、スタジオなど、生涯学習を行う部屋の貸出やさまざまな講座の実施、また、仲間と集い学ぶ場として、予約なしで自由に利用できる広い市民交流スペースを設置しています。

ポラリスの愛称でお馴染みの北部文化・スポーツ・子育てセンターでは、シリウス同様に広い市民交流スペースを設置しているほか、会議室などに加えスポーツ活動を行えるアリーナの貸出を行っています。つきみ野学習センター、桜丘学習センター、渋谷学習センターは、地域に根ざした生涯学習の拠点として、サークル活動や地域活動などが行われています。

さらに、図書館や学習センター以外にも、小学校・中学校の特別教室や校庭・体育館などの体育施設を開放するなど、様々な公共施設が近隣住民の自主的な生涯学習の場として活用されています。

大和市文化創造拠点シリウス



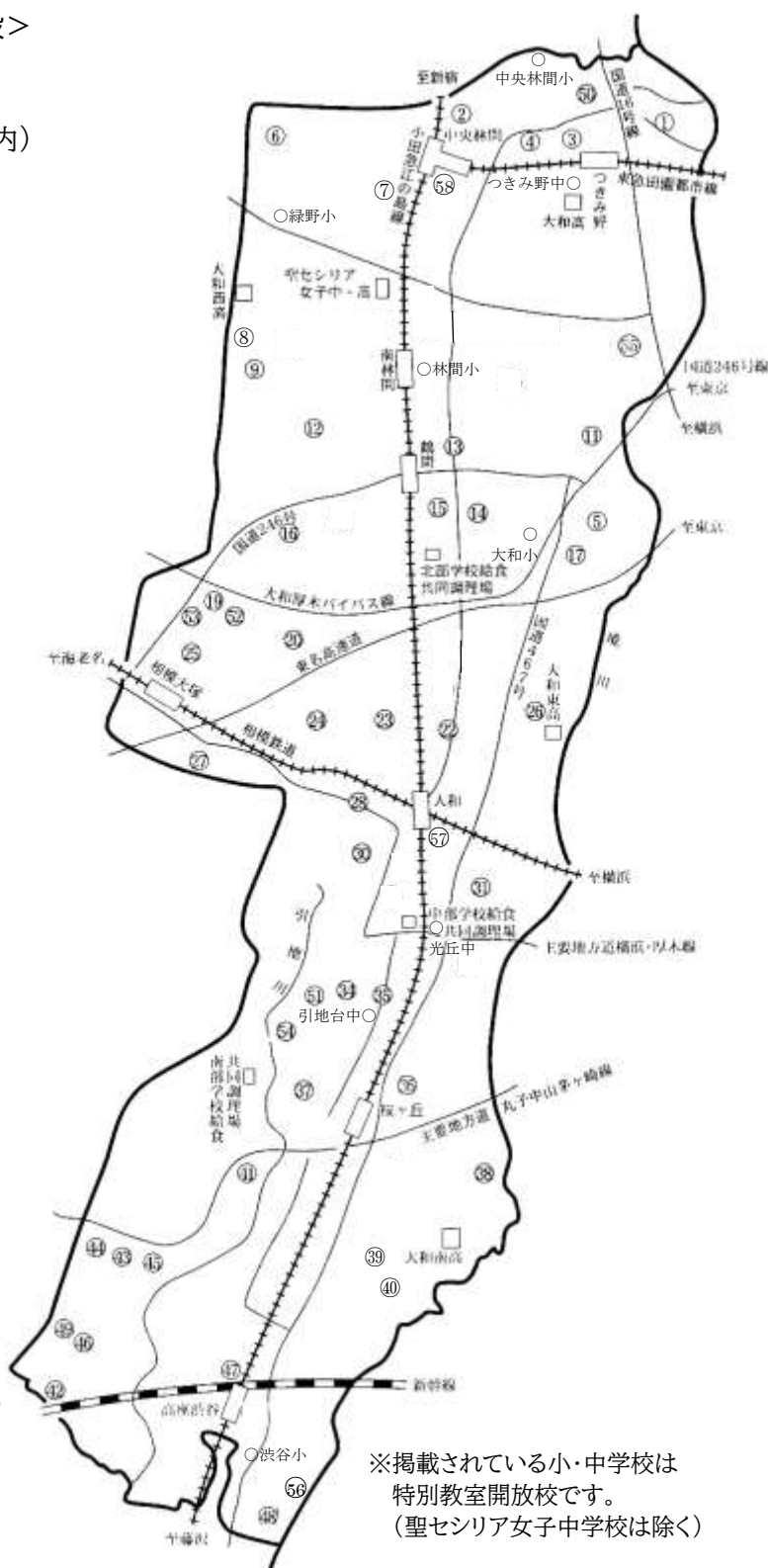
大和市市民交流拠点ポラリス



¹⁰ 社会教育法において「市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」と規定されており、市町村が設置する施設です。

＜市内の生涯学習・社会教育関連施設＞

1. 公所児童館(公所コミセン内)
2. 中央林間児童館(中央林間コミセン内)
3. つきみ野野球場
4. つきみ野学習センター
5. 深見歴史の森スポーツ広場
6. 緑野児童館(緑野コミセン内)
7. 北部文化・スポーツ・子育てセンター
(市民交流拠点ポラリス)
8. 南林間スポーツ広場
9. 南林間児童館(南林間コミセン内)
11. 下鶴間児童館(下鶴間コミセン内)
12. 西鶴間児童館(西鶴間コミセン内)
13. 鶴間児童館(鶴間コミセン内)
14. 市役所
15. 文化財保管施設
16. 子安児童館
17. 深見北児童館(深見北コミセン内)
19. 郷土民家園
20. 上草柳児童館(上草柳コミセン内)
22. 市民活動拠点ベテルギウス
23. 大和スポーツセンター
24. 草柳児童館(草柳コミセン内)
25. 桜森児童館(桜森コミセン内)
26. 深見中児童館(深見中コミセン内)
27. 桜森スポーツ広場
28. 草柳庭球場
30. 下草柳児童館(下草柳コミセン内)
31. 深見南児童館(深見南コミセン内)
34. 大和スタジアム
35. 柳橋児童館(柳橋コミセン内)
36. 桜丘児童館(桜丘コミセン内)
37. 桜丘学習センター
38. 宮久保野球場・スポーツ広場
39. 上和田西児童館(上和田コミセン内)
40. 上和田東児童館
41. 福田児童館(福田コミセン内)
42. 下福田野球場
43. ゆとりの森(芝生グラウンド等)
44. 渋谷西スポーツ広場
45. 渋谷西庭球場
46. 下福田児童館(下福田コミセン内)
47. 渋谷学習センター・渋谷図書館
48. 下和田児童館(下和田コミセン内)
49. 下福田スポーツ広場
50. つる舞の里歴史資料館
51. 引地台温水プール



52. 自然観察センターしらかしのいえ
53. 泉の森ふれあいキャンプ場
54. 柳橋ふれあいプラザ
55. 下鶴間ふるさと館
56. 下和田の郷(渋谷中学校内)
57. 文化創造拠点シリウス(図書館・生涯学習センター)
58. 中央林間図書館

5 本市の生涯学習の取組状況等

大和市生涯学習推進計画に基づく令和5年度事業についての「教育委員会の自己点検・評価の報告書」における評価は概ね期待どおりの結果を得ることができています。

ここ数年は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けていましたが、令和5年(2023年)5月に5類感染症とされたことなどを受け、講座など生涯学習事業への参加人数については改善傾向が見られるものも増えてきており、今後、更なる改善が期待されます。

一方で、ニューノーマルが形成されるなど、すべてがコロナ禍前に戻るわけではないことから、今後については、現状の取組の実績や動向を踏まえ、生涯学習施策を推進していく必要があります。

施策目標1 誰もがいつでも気軽に学習できる場を提供します B

個別目標1-(1) 誰もが気軽に使える「居場所」の提供	B
個別目標1-(2) 生涯各期、現代的課題に合わせた学習機会の提供	B
個別目標1-(3) 市民のニーズに合わせた学習機会の提供	A
個別目標1-(4) スポーツや健康に関する学習機会の提供	B
個別目標1-(5) 芸術・文化・歴史に関する学習機会の提供	B

市民の居場所の提供の点においては、新型コロナウイルス感染症の5類移行もあり、取組の成果が来館者数の実績に大きく表れました。

講座や教室については、さまざまな工夫を凝らして主催者それぞれが考え、実践してきたことで、講座に対する受講者の満足度は最終目標値を上回る結果を得ることができました。

すべての実績がコロナ禍前の水準に回復したとはいえないものの、前年度に比べて大きく数値が改善しているものもあり、これらを考慮すると、概ね期待された結果を得ることができています。

施策目標2 学習を通じて人と人とのつながり、交流の輪を広げます B

個別目標2-(1) 情報提供や学習相談による支援	B
個別目標2-(2) 人材や団体の育成と活用に関する支援	B
個別目標2-(3) 学習による市民相互の交流への支援	B

学習情報の提供や学習相談については、学習団体の活動内容をきめ細かく説明するなど、学習を通じた人と人との交流の輪を広げるきっかけになりました。

学習団体による主体的な講座等の企画運営、学習成果の地域還元については、新型コロナウイルスの影響が残る中で思うように進んでいない部分があるものの、実施した講座、イベントについては、施策目標2が目指す地域における交流や連帯感の醸成に一定の効果があったと捉えています。

施策目標3 学習のための環境や仕組みを整えます B

個別目標3-(1) 学習施設の適切な維持管理・機能充実	A
個別目標3-(2) 支援・推進体制の充実	B
個別目標3-(3) 関係機関との連携	B

学習環境については、学習センターの来館者アンケートで88%の方から満足しているとの回答を得ることができました。これは利用者懇談会での意見などをもとに、様々なニーズをくみ取って日々見直しを行い、快適な学習環境となるよう努めてきた結果と捉えています。

どこでも講座、生涯学習ねっとわあく、学校開放事業など、地域のボランティア、他の団体と連携、協力しながら実施しているものについては、適切に運用が図られていると考えますが、一方で、利用率については新型コロナウイルスの影響を考慮したとしても、成果を高める余地があるものと考えます。

その他**■提言書「子どもの育ちを支える家庭教育の支援のあり方について」**

令和5年(2023年)10月17日、教育委員会の情報交換会において、大和市社会教育委員から大和市教育委員会に、家庭教育の支援のあり方について調査・研究した内容をまとめた、提言書「子どもの育ちを支える家庭教育の支援のあり方について」が提出され、提言書の説明および情報交換が行われました。

家庭教育はすべての教育の出発点といえるものですが、現代社会では、都市化や核家族化、人間関係や地縁的つながりの希薄化、個人主義の浸透が進んだことなどにより、その教育力の低下が顕在化してきていることが指摘されています。

大和市社会教育委員会議では、今こそ「地域で子どもを育てる」という意識を持ち、新たな視点で施策展開を図ることが必要と考え、意見交換や家庭教育支援に関する講座など、モデル事業を継続的に実施し、提言書にまとめました。

■シリウス等の管理運営について

本市では、平成28年(2016年)11月に開館した文化創造拠点シリウスについて指定管理者制度を導入しました。その後、平成30年(2018年)4月には中央林間図書館、同年8月には市民交流拠点ポラリス、平成31年(2019年)4月には渋谷図書館と学習センター地区館3館においても指定管理者制度を導入し、現在は、学習センター5館、図書館3館の管理運営を指定管理者制度により一体的に行っています。

指定管理者制度の導入によって、直営時代よりも開館日数は大幅に増加し、民間企業の持つ企画・アイデアを活かした施設運営がなされるなど、施設において提供される市民サービスは大きく向上しました。

一方で、厳しい財政状況の中、施設運営にあたっては施設の設置目的の効果的な達成や、経済的かつ効率的な管理運営の視点で適切な手法を選択することが求められることから、要する経費や得られる効果などについて継続的に検証を行っていく必要があります。

第 3 章 計画の方向性

1 基本目標 ～豊かな心を育む生涯学習のまちをめざして～

本計画は、第10次大和市総合計画に掲げられた、将来都市像実現に向けた目標の一つである「いつまでもみんなが元気でいられるまち」をめざすため、「豊かな心を育む生涯学習のまちをめざして」を本計画の基本目標とします。

【将来都市像実現に向けた目標 1：いつまでもみんなが元気でいられるまち】

- ・人生100年時代を生涯にわたって健康に生き生きと暮らせるよう、市民の間での健康づくりをはじめ、病気の予防、心のケア、安定した地域の医療の提供などを推進します。
- ・また、豊かな心を育むとともに、心身の健康にも良い影響を及ぼすスポーツや生涯学習、文化芸術について、その活動が一層広がるよう振興を図ります。

(第10次大和市総合計画抜粋)

上記の目標を実現するため、本計画は3つの施策目標と11の個別目標に基づき、生涯学習社会の構築を進めていくものとします。



2 目標の体系

本計画では「豊かな心を育む生涯学習のまち」をめざして、3つの施策目標と11の個別目標のもと、生涯学習社会の構築を進めていくものとします。

第10次大和市総合計画

将来都市像：みんながつながる健幸都市やまと

将来都市像実現に向けた目標 1
いつまでもみんなが元気でいられるまち

大和市生涯学習推進計画

～豊かな心を育む生涯学習のまちをめざして～

施策目標1 誰もがいつでも気軽に学習できる場を提供します

- 個別目標 1-(1) 市民一人ひとりにとっての「居場所」の提供
- 個別目標 1-(2) 生涯各期に合わせた学習機会の提供
- 個別目標 1-(3) 多様な学習ニーズや家庭教育支援など現代的課題に合わせた学習機会の提供
- 個別目標 1-(4) 健やかな心身を育成するスポーツや健康に関する学習機会の提供
- 個別目標 1-(5) 創造力と感性を育む芸術・文化や郷土の歴史・伝統文化に関する学習機会の提供

施策目標2 学習を通じて人と人とのつながりを創出し、交流の輪を広げます

- 個別目標 2-(1) 情報提供や学習相談による支援
- 個別目標 2-(2) 人材や団体の育成と活用に関する支援
- 個別目標 2-(3) 学習による市民相互の交流への支援

施策目標3 学習のための環境や仕組みの充実を図ります

- 個別目標 3-(1) 学習施設の適切な維持管理・機能の充実
- 個別目標 3-(2) 支援・推進体制の充実
- 個別目標 3-(3) 関係機関との連携推進

市民の学びによる充足感を満たすためには、さまざまな学習機会の提供や施設の整備をすることが必要であり、学んだことを地域の活動へと広げていくことも大切です。

3つの施策目標を達成させるために、それぞれに個別目標を設け、具体的な計画のもとで事業を展開していきます。

計画の進捗管理にあたっては、事業の参加人数など数値目標を設定し到達度を測定するなど、定量的な評価が中心となります。

一方で、生涯学習分野においては、学習の質や長期的な学習の成果など、定量的な評価が困難なものも多いことから、定量的な評価に加え有識者の意見を反映させる機会を設けるなど、定量的な評価と定性的な評価を両立させることで、適切な評価に努めていきます。

3 生涯学習推進のための方策

施策目標1 誰もがいつでも気軽に学習できる場を提供します

市民の生涯学習を推進するにあたっては、多世代にわたって誰もが自らの意思で学び始めるきっかけづくりが重要です。

そのために、誰でも気軽に学習できる場を提供することで、学習への興味や意欲を湧き立たせ、より多くの人々に自己の充実、生活の質的向上をもたらすことができます。

個別目標 1-(1)

市民一人ひとりにとっての「居場所」の提供

生涯学習を充実させていくためには、世代を超えた地域の人々が、つながり、かかわり合うための「居場所」が必要です。

そこでは、人と人との新たな出会いや交流、学びへの興味や意欲の向上が期待されます。

【めざす姿】

市民が生涯学習に関わる機会が増えている。



【施策の内容】

- 市の施設を活用し、市民の「居場所」を提供します。
 - ・「文化創造拠点シリウス」を中心に、「市民交流拠点ポラリス」、各地区学習センター、「下和田の郷(渋谷中学校内)」などを市民の「居場所」としても活用し、学習に触れる機会を提供します。
- 誰でも気軽に利用できる学習スペースを提供します。
 - ・主に、学習センターの一部の会議室等を、誰でも自由に安全に学習できるスペースとして開放し、市民が気軽に利用できる学習の場を提供します。
 - ・「シリウス」や「ポラリス」に設置している市民交流スペースや、「下和田の郷(渋谷中学校内)」のフリースペースなど、誰もが自由に安全に利用できるスペースを提供します。
- 気軽に立ち寄ることのできる図書館で学習機会を提供します。
 - ・いつでも、だれでも、だれとでも利用できる図書館を市民の「居場所」として提供するとともに、一人ひとりの知的好奇心に応じた学習の場を提供します。

生涯各期に合わせた学習機会の提供

市民を取り巻く社会情勢や生活環境は、かつてないほどの速さで変化しています。このような状況の中、自身を磨き、豊かな人生を送るためには、学校教育の期間と場だけではなく乳幼児期、青少年期、成人期、高齢期など、それぞれのライフステージにおいて、様々な場所や方法で学習活動ができることが大切です。

このため、市民が生涯にわたって学ぶことができる学習機会の提供が必要です。

【めざす姿】

乳幼児から高齢者まで全ての世代にわたって、意欲的に楽しく学習する市民が増えている。

【施策の内容】

- 乳幼児期に対応する学習機会を提供します。
 - ・乳幼児期は、心身の成長・発達が急速にすすみ、その後の健全な成長・発達に影響を及ぼす非常に重要な時期です。乳幼児の健全な心身と生活の基礎を養うとともに、親子同士の交流の機会を設けるなど、子育て家庭が孤立することなく、保護者の子育てに関する悩みや不安などが軽減されるような学習機会を提供します。
 - ・様々な読書活動を通じて、乳幼児と保護者がさらにふれあいの時間を持つきっかけとなるような機会を提供します。
- 青少年期に対応する学習機会を提供します。
 - ・青少年期は、学校生活や交友関係において他者への思いやりや規範を学び、家族の支えのもとで健やかな心やからだを育み、正しい生活習慣を身につける時期です。「社会を生き抜く力」を養うために、生涯にわたって学び続ける意欲や、自らが考え、判断し、行動できる資質や能力を身につける学習機会を提供します。
 - ・青少年が、社会体験や自然体験など様々な体験により、自主性や協調性を養うことができる学習機会を提供します。
- 成人期に対応する学習機会を提供します。
 - ・成人期の学習活動は、学習内容も幅広く、多様な学習方法、学習形態があり、個々の成果(自己実現)にとどまらず、その成果を地域還元するための支援と、その成果を活用した地域の活性化を目指します。
 - ・高齢期に向けて、新たな生きがいの発見や地域とのつながりを促す機会、また健康づくりのための学習機会を提供します。

●高齢期に対応する学習機会を提供します。

- ・ 高齢期の学習活動は、人生をより豊かなものにするため、仲間とのより良い関係を結びながら幅広い学習の継続を推進します。
- ・ 高齢期は地域の活動に、より多く参加する機会があり、これまでに得た豊かな経験や知識、人的ネットワークを地域や社会に活かすことで相互扶助の意識が醸成されます。また、子どもたちとふれあうことにより、生き生きとした高齢期の役割を持つことが可能となります。
- ・ 学び直しや新たな学びに挑戦する意欲や生きがいを持つとともに、自己の知識や経験等を次世代の育成や地域での社会貢献に活かせるような学習機会を提供します。

個別目標 1-(3)

多様な学習ニーズや家庭教育支援など現代的課題に合わせた学習機会の提供

多様化する市民の学習ニーズに応えることが求められています。急変する社会状況や生活環境に対応した学習機会の提供も必要です。

【めざす姿】

自らの興味や社会の要請に合わせた学習をすることにより、心豊かな市民が増えている。

【施策の内容】

●市民ニーズに応える学習機会を提供します。

- ・ ライフスタイルや価値観の多様化を背景に、学習内容や方法、活動時間帯等、市民の学習ニーズも多様化しており、市民一人ひとりが自分に合った学習を選択できるよう、市民ニーズに応える学習機会を提供します。
- ・ 受講者アンケートや学習相談などにより、変化する学習ニーズの把握に努めます。
- ・ 指定管理者が持つ民間ノウハウを活用し、充実した学習機会を提供します。

●社会状況に対応した現代的課題に関する学習機会を提供します。

- ・ 国際化、少子高齢化、SDGs(持続可能な開発目標)、DX(デジタルトランスフォーメーション)¹¹などの社会の変化から生じる多様な課題、いわゆる現代的課題や、性に関する多様性により生じる人権の問題などに対応した学習機会の提供は、活力ある生活を支えるための手段となります。

¹¹ 企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立することを指します。

- ・ 従来の社会教育事業を充実するとともに、関連部署との連携を促進し、社会の変化から生じる課題を解決するための学習機会を提供します。

●家庭教育支援に関する学習機会を提供します。

- ・ 核家族化や少子化、晩婚化などを受け、人々の価値観が多様化する一方、地域とのつながりが希薄化するなど、子育てを取り巻く環境は日々変化しています。
- ・ 本市の家庭教育支援を含む子育て支援に関しては、総合的な施策が展開されていますが、小学校就学以降の子に対する家庭教育については、保護者自身が学習の必要性を十分に認識していない傾向がみられます。そのため、家庭教育支援に関する事業を実施する際は、興味や関心が高いと思われる内容やニーズに対応したプログラムを組み合わせたものとし、その中で家庭生活のあり方や家庭教育の重要性を見直す話題を提供していきます。
- ・ 本計画では小学校就学以降の子を持つ保護者に対し、家庭教育の必要性に気づききっかけとなるような事業の企画立案及び効果的なPRを行います。

個別目標 1-(4)

健やかな心身を育成するスポーツや健康に関する学習機会の提供

生涯を通じて健康で豊かな生活を送れるよう、常日頃から気軽にスポーツに親しむことができる環境や機会を提供することが必要です。

また、人生100年時代を豊かに生きるために、市民の健康に対する意識の高まりに応じた健康に関する学習機会の提供も求められます。

【めざす姿】

日常的にさまざまなスポーツに親しみ、健康増進を図ることで健康的にいきいきと暮らす市民が増えている。



【施策の内容】

●スポーツに親しむことができる学習機会を提供します。

- ・ 市民の自発的なスポーツ活動を奨励する教室やイベントなど、スポーツに関する様々な学習機会を提供します。
- ・ スポーツの大会や試合などの観戦の機会を提供し、市民のスポーツへの興味、関心を高め、健康への意識啓発を図ります。
- ・ スポーツを通じた健康づくり、地域の絆づくり等を推進させ、老若男女を問わず市民の誰もが生涯にわたって豊かな活動を送れるようにします。

●健康維持・増進につながる学習機会を提供します。

- ・ 健やかに楽しく生きるための知識を深め、健康づくりにつながるような健康維持、増進に関する学習機会を提供します。
- ・ 食事や運動だけでなく、市民ニーズに応じた健康に関する様々なテーマによる学習機会を提供します。

個別目標 1-(5)

創造力と感性を育む芸術・文化や郷土の歴史・伝統文化に関する学習機会の提供

心豊かで潤いある生活を送るには、文化や芸術に親しむことができる機会の提供が大切です。地域の歴史や伝統文化を知ることは、郷土意識の醸成にも寄与します。

【めざす姿】

芸術や文化に関する学習機会や、歴史や伝統が受け継がれていくための学習活動が展開され、文化芸術に親しむ市民が増えている。

【施策の内容】

●芸術や文化に親しむ学習機会を提供します。

- ・ 身近な場所での芸術鑑賞会、市民の活動成果発表会、音楽や演劇の発表会、芸術鑑賞の機会、芸術文化に関する講座など、市民が芸術や文化に親しむ学習機会を提供します。
- ・ 芸術活動や文化活動を行う学習団体との情報共有及び連携を進め、学習団体の活性化、文化芸術活動の推進を図ります。

●歴史や伝統が受け継がれていくための学習機会を提供します。

- ・ 市民が地域の歴史文化や日本の伝統文化を知る機会の充実を図り、歴史や文化が後世に継承されていくための学習機会を提供します。
- ・ 郷土資料や文化財を収集して保護し、調査研究を進めるとともに、展示や刊行物の発行といった形での学習機会も提供します。

施策目標1の実現に向けた成果を計る主な指標

個別目標 1-(1) 市民一人ひとりにとっての「居場所」の提供

- 市の施設を活用し、市民の「居場所」を提供します。
- 誰でも気軽に利用できる学習スペースを提供します。

項目	指標	
	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
市民一人あたりの学習センター来館回数 主管:図書・学び交流課	7.37 回	8.14 回
渋谷中学校学校開放「下和田の郷」の利用者数 主管:図書・学び交流課	10,693 人	11,806 人

【設定理由】市民の居場所、学習スペースの提供の成果として、市民一人あたりの学習センター来館回数と渋谷中学校学校開放「下和田の郷」の利用者数を成果指標とし、目標値は年2%ずつ伸ばすことを目指した値とします。

- 気軽に立ち寄ることのできる図書館で学習機会を提供します。

項目	指標	
	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
図書館の来館者数 主管:図書・学び交流課	3,763,607 人	4,002,361 人

【設定理由】図書館での学習機会の提供の成果として、図書館の来館者数を成果指標とし、目標値は過去5年の最高値とします。

個別目標 1-(2) 生涯各期に合わせた学習機会の提供

- 乳幼児期に対応する学習機会を提供します。

項目	指標	
	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
乳幼児期に対応する講座等の延べ参加者数 主管:図書・学び交流課	11,333 人	12,513 人

【設定理由】乳幼児期に対応する学習機会の提供の成果として、講座等の延べ参加者数を成果指標とし、目標値は年2%ずつ伸ばすことを目指した値とします。

項目	指標	
図書館や保育園などのおはなし会の延べ参加者数 主管:図書・学び交流課	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
	5,014 人	5,330 人

【設定理由】乳幼児期に対応する学習機会の提供の成果として、おはなし会の延べ参加者数を成果指標とし、目標値は過去5年の最高値とします。

●青少年期に対応する学習機会を提供します。

項目	指標	
青少年期に対応する講座等の延べ参加者数 主管:図書・学び交流課	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
	574 人	634 人

【設定理由】青少年期に対応する学習機会の提供の成果として、講座等の延べ参加者数を成果指標とし、目標値は年2%ずつ伸ばすことを目指した値とします。

項目	指標	
ユースクラブの活動日数 主管:こども・青少年課	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
	70日	70 日

【設定理由】青少年期の健全育成、能力開発に寄与する体験機会の提供の成果として、ユースクラブの年間活動日数を成果指標とし、目標値は過去3年の最高値とします。

項目	指標	
こども体験事業の参加者数 主管:こども・青少年課	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
	30 人	30 人

【設定理由】青少年期に対応する体験機会の提供の成果として、こども体験事業の参加者数を成果指標とし、目標値は定員数とします。

●成人期に対応する学習機会を提供します。

項目	指標	
成人期に対応する講座等の延べ参加者数 主管:図書・学び交流課	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
	401 人	443 人

【設定理由】成人期に対応する学習機会の提供の成果として、講座等の延べ参加者数を成果指標とし、目標値は年2%ずつ伸ばすことを目指した値とします。

●高齢期に対応する学習機会を提供します。

項目	指標	
	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
高齢期に対応する講座等の延べ参加者数 主管:図書・学び交流課	1,067 人	1,178 人

【設定理由】高齢期に対応する学習機会の提供の成果として、講座等の延べ参加者数を成果指標とし、目標値は年2%ずつ伸ばすことを目指した値とします。

個別目標 1-(3)

多様な学習ニーズや家庭教育支援など現代的課題に合わせた学習機会の提供

●市民ニーズに応える学習機会を提供します。

項目	指標	
	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
アンケートによる参加者の満足度 主管:図書・学び交流課	97%	98%

【設定理由】市民ニーズに応える学習機会の提供の成果として、アンケートによる参加者の満足度を成果指標とし、目標値は過去5年の最高値とします。

●社会状況に対応した現代的課題に関する学習機会を提供します。

項目	指標	
	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
現代的課題に対応する講座等の延べ参加者数 主管:図書・学び交流課	4,086 人	4,511 人

【設定理由】現代的課題に対応する学習機会の提供の成果として、講座等の延べ参加者数を成果指標とし、目標値は年2%ずつ伸ばすことを目指した値とします。

●家庭教育支援に関する学習機会を提供します。

項目	指標	
	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
家庭教育支援に関する講座等の延べ参加者数 主管:図書・学び交流課	76人	122 人

【設定理由】家庭教育支援に関する学習機会の提供の成果として、講座等の延べ参加者数を成果指標とし、目標値は年10%ずつ伸ばすことを目指した値とします。

個別目標 1-(4)

健やかな心身を育成するスポーツや健康に関する学習機会の提供

●スポーツに親しむことができる学習機会を提供します。

項目	指標	
	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
スポーツ教室の延べ参加者数 主管:スポーツ課	507 人	1,200 人

【設定理由】スポーツに親しめる学習機会の提供の成果として、スポーツ教室の延べ参加者数を成果指標とし、目標値は「第3期大和市スポーツ推進計画」に掲げる値とします。

項目	指標	
	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
年1回以上直接会場でスポーツを観戦している人の割合 主管:スポーツ課	21.6%	37.3%

【設定理由】スポーツの大会や試合などの観戦機会の提供の成果として、年1回以上直接会場でスポーツを観戦している人の割合を成果指標とし、目標値は「第3期大和市スポーツ推進計画」に掲げる値とします。

●健康維持・増進につながる学習機会を提供します。

項目	指標	
	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
健康に関する講座等の延べ参加者数 主管:図書・学び交流課	800 人	883 人

【設定理由】健康維持・増進につながる学習機会の提供の成果として、健康に関する講座等の延べ参加者数を成果指標とし、目標値は年2%ずつ伸ばすことを目指した値とします。

個別目標 1-(5)

創造力と感性を育む芸術・文化や郷土の歴史・伝統文化に関する学習機会の提供

●芸術や文化に親しむことができる学習機会を提供します。

項目	指標	
	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
一般公募展出品作品数 主管:文化振興課	438 点	525 点

【設定理由】芸術や文化に親しむことができる学習機会の提供の成果として、一般公募展出品作品数を成果指標とし、目標値は過去5年の最高値とします。

項目	指標	
やまとコミュニティ音楽館1館平均の来場者数 主管:文化振興課	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
	65 人	76 人

【設定理由】芸術や文化に親しむことができる学習機会の提供の成果として、やまとコミュニティ音楽館1館平均の来場者数を成果指標とし、目標値は過去5年の最高値とします。

項目	指標	
芸術・文化に関する講座等の延べ参加者数 主管:図書・学び交流課	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
	1,889 人	2,086 人

【設定理由】芸術や文化に親しむことができる学習機会の提供の成果として、芸術・文化に関する講座等の延べ参加者数を成果指標とし、目標値は年2%ずつ伸ばすことを目指した値とします。

●歴史や伝統が受け継がれていくための学習機会を提供します。

項目	指標	
やまと子ども伝統文化塾の累計受講者数 主管:文化振興課	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
	2,399 人	3,400 人

【設定理由】歴史や伝統が受け継がれていくための学習機会の提供の成果として、やまと子ども伝統文化塾の累計受講者数を成果指標とし、目標値は過去5年の平均受講者数(約208人)を踏まえた値とします。

項目	指標	
つる舞の里歴史資料館が企画する展示事業 (3館合同含む)の来場者数 主管:文化振興課	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
	3,055 人	3,055 人

【設定理由】地域の歴史や文化を知る学習機会の提供の成果として、つる舞の里歴史資料館が企画する展示事業(3館合同含む)の来場者数を成果指標とし、目標値は過去5年間の最大値とします。

項目	指標	
歴史文化施設の利用者数 主管:文化振興課	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
	37,025 人	50,280 人

【設定理由】地域の歴史や文化に触れる機会の提供の成果として、市内の歴史文化施設の利用者数を成果指標とし、目標値は総合計画で掲げる値とします。

施策目標2 学習を通じて人と人とのつながりを創出し、交流の輪を広げます

仲間と共に学ぶことによって、相互のつながりや交流が生まれます。

学習活動や学習成果の発表を通じた“学びによるつながり”は、地域における交流や連帯感を深め、地域のコミュニティづくりにつながることを期待されます。

個別目標 2-(1)

情報提供や学習相談による支援

学習に関する情報提供は、これから学習活動を始めようとする人たちにとっては大きな助けとなります。

学習相談体制の充実を図り、誰もが気兼ねなく、学習活動に取り組むことができる支援も必要です。

【めざす姿】

学習に関する情報や相談体制が充実し、それらを利用して学習活動をしている市民が増えている。

【施策の内容】

- 学習に関する情報を効果的に提供します。
 - ・必要としている人に必要とされる情報が届き、学習活動へとつながるよう、体系的かつ効果的な情報伝達をしていきます。
 - ・講座の内容や募集方法、施設の場所や利用方法、催事、人材及び団体情報など、学習に関する様々な情報を、各種情報媒体を活用し提供していきます。
 - ・関係施設に関する情報や、民間情報についても積極的に提供するなど、情報収集及び整理を行い、提供する機能を充実させます。
 - ・図書館において、幅広い分野の資料を収集するとともに、レファレンスサービスを充実することで、市民の読書活動や学習活動を支援します。
 - ・図書館では一部の蔵書において「電子図書館」を実施し、図書館等に来館せずに電子書籍を検索・貸出・返却・閲覧することができるようになります。
- 学習相談による充実した支援を行います。
 - ・学習希望者の様々なニーズに対応できるよう、適切かつ的確な学習相談による支援を行います。
 - ・学習団体に対し、学習発表等の企画立案やPR方法などの助言及び支援を行い、市民交流の促進を図ります。

個別目標 2-(2)

人材や団体の育成と活用に関する支援

人や団体が学習により得た知識や経験を、地域や他の学習希望者と共有することは、社会に有益であるとともに、本人にとっても大変意義のあることです。

市ではこれまでも団体の自主的な学習活動を奨励し、その学習成果を地域に還元するための支援をしてきました。

学習を推進していく上では、学習者の支援とともに、学習支援者となる人材や団体を育成し活用することが重要です。

【めざす姿】

地域での学びを支える担い手づくりが進められ、市民の教え学びあう循環ができています。

【施策の内容】

- 学習者や学習支援者、学習団体への支援の充実を図ります。
 - ・市民の学習活動が円滑に行われるよう学習者や学習支援者、学習団体を支援するとともに、知の循環型社会¹²の構築をめざし、学習成果を市民の生涯学習推進に活用します。
 - ・学習者の高齢化などにより、活動の継続が困難となっている団体に対し、継続して団体活動が行えるよう相談や支援を進めます。
 - ・子どもの読書活動に関わるボランティアの育成を図ります。
 - ・講座の受講を通じて、同じ趣味や関心を持つ人々をつなげ、新たな地域のつながりを創出するために、受講生同士のサークル化をサポートして市民の継続的な学習を支援します。

個別目標 2-(3)

学習による市民相互の交流への支援

本市は交通の利便性に恵まれ、東京や横浜に近いこともあって、都市化が進み人口は増加を続けてきました。しかしその一方で、少子高齢化や新型コロナウイルス感染症の影響などにより、昔からあったつながりや人間関係は希薄になりつつあります。

学習による自己の充足だけでなく、学習活動を通じて人と人とのつながり、市民間の交流を促し、地域コミュニティの形成につなげていくことが必要です。

¹² 各個人が自ら学習した成果を社会に還元し、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献する社会を目指すものです。

【めざす姿】

学習活動や学習成果の発表を通して、地域コミュニティが生まれている。

【施策の内容】

- 市民相互交流が生まれる学習活動や学習成果の発表を支援します。
 - ・ 日頃の学習活動、学習成果を発表できる場を設けるとともに、参加者への支援や内外への周知を積極的に行い、学習による市民相互交流や地域コミュニティの形成を促します。

- 市民の交流機会を創出する学習団体を支援します。
 - ・ 学習活動や学習成果の発表などによって、市民交流の創出を推進する学習団体を支援します。

施策目標2の実現に向けた成果を計る主な指標

個別目標 2-(1)

情報提供や学習相談による支援

●学習に関する情報を効果的に提供します。

項目	指標	
	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
市民一人あたりの図書の貸出冊数 主管:図書・学び交流課	5.51 冊	5.96 冊

【設定理由】生涯学習に関する効果的な情報提供の成果として、市民一人あたりの図書の貸出冊数を成果指標とし、目標値は総合計画で掲げる値とします。

●学習相談による充実した支援を行います。

項目	指標	
	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
学習に関する相談件数 主管:図書・学び交流課	6,850 件	6,850 件

【設定理由】学習相談による支援の成果として、学習に関する相談件数を成果指標とし、目標値は過去5年の最高値とします。

項目	指標	
	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
レファレンス受付件数 主管:図書・学び交流課	432 件	510 件

【設定理由】学習者のニーズに対応した支援の成果として、図書館でのレファレンス受付件数を成果目標とし、目標値は過去5年の最高値とします。

個別目標 2-(2)

人材や団体の育成と活用に関する支援

●学習者や学習支援者、学習団体の育成と活用に関する支援を充実します。

項目	指標	
	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
学習団体の登録数 主管:図書・学び交流課	1,552 団体	1,631 団体

【設定理由】学習団体等への支援の成果として、学習団体の登録数を成果指標とし、目標値は毎年1%ずつ伸ばすことを目指した値とします。

項目	指標	
「読み聞かせボランティア養成講座」等の延べ参加者数 主管:図書・学び交流課	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
	184 人	180 人

【設定理由】人材育成、活用に関する支援の成果として、「読み聞かせボランティア養成講座」等の延べ参加者数を成果目標とし、目標値は「こども読書よむ読むプラン」の指標とします。

個別目標 2-(3)

学習による市民相互の交流への支援

●市民相互交流が生まれる学習活動や学習成果の発表を支援します。

項目	指標	
学習センターまつり参加団体数 主管:図書・学び交流課	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
	134 団体	141 団体

【設定理由】学習活動や学習発表への支援の成果として、学習センターまつりの参加団体数を成果指標とし、目標値は毎年1%ずつ伸ばすことを目指した値とします。

項目	指標	
学習団体による講座等参加者数 主管:図書・学び交流課	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
	2,973 人	3,282 人

【設定理由】学習活動への支援の成果として、学習団体による講座等参加者数を成果指標とし、目標値は年2%ずつ伸ばすことを目指した値とします。

●市民の交流機会を創出する学習団体を支援します。

項目	指標	
学習団体の活動支援件数 主管:図書・学び交流課	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
	66 件	69 件

【設定理由】学習団体への支援による市民交流機会の創出の成果として、学習団体の活動支援件数を成果指標とし、目標値は年1%ずつ伸ばすことを目指した値とします。

施策目標3 学習のための環境や仕組みの充実を図ります

施策目標1・2を達成するためには、学習のための環境づくりや仕組みづくりが欠かせません。

そのためには、施設の適切な維持管理や機能の充実、生涯学習を支援・推進する体制の充実、関係機関との連携推進を図る必要があります。

個別目標 3-(1)

学習施設の適切な維持管理・機能の充実

生涯学習を推進するためには、安全で快適な学習環境の提供とともに、それを維持していくことが大切です。

市民の学習ニーズの多様化にも、対応していけるような施設の維持及び更新が必要です。

【めざす姿】

市民が快適な環境で学習している。



【施策の内容】

- 学習施設の適切な維持管理、機能の充実を図ります。
 - ・ 安全で快適な学習環境を提供するため、学習施設の適切な維持管理を行うとともに、様々なニーズに対応するための機能の充実を図ります。
 - ・ 学習センター全館を指定管理者による管理運営とし、民間のノウハウを活用した学習機会の提供や効率的な管理運営を図ります。

個別目標 3-(2)

支援・推進体制の充実

学習活動の充実を図る上で、行政各部門の知識や経験の活用や、専門性を持つ職員(社会教育主事・社会教育士)による支援は有効な手段となります。

また、行政の施策等を効果的かつ効率的に進めていくには、社会教育委員会議等の有識者の意見を参考にしながら、有効な方策等を検討することも必要です。

【めざす姿】

行政の専門性が市民の学習活動に活かされているとともに、有識者が参画し、生涯学習を進めていく方策が検討されている。

【施策の内容】

- 行政の専門性を活かして、市民の生涯学習を支援します。
 - ・ 行政の専門知識を市民の学習の場で活用し、市民の学習活動を支援します。
 - ・ より効果的かつ効率的な学習支援を図るため、行政各部門と緊密に連携するとともに市民への幅広い情報提供を行います。
- 社会教育主事・社会教育士(市職員)による支援の充実を図ります。
 - ・ 社会教育主事・社会教育士(市職員)は、地域の社会教育行政の企画・実施、社会教育を行う者に対する専門的・技術的な指導・助言を行う役割を担っており、市民の学習の場と機会の提供や、市民と接しながら学習意欲を高めるための働きかけをします。

個別目標 3-(3)

関係機関との連携推進

市民の生涯学習活動を推進するためには、学校や市民の学習団体、民間教育機関、個人ボランティアなどの協力を得ながら取り組んでいく必要があります。

【めざす姿】

多くの組織や個人が行政と連携して、市民の生涯学習活動に貢献している。

【施策の内容】

- 学校や市民の学習団体、民間教育機関、個人ボランティアなどとの連携を図ります。
 - ・ 学校との連携を図りながら、学校施設を地域の「学びの場」として開放します。
 - ・ 市民の学習団体、民間教育機関や個人ボランティアなどとの連携により、その教育力を生涯学習推進施策に活用します。
 - ・ 他自治体との連携により図書館の相互利用を実施することで、互いの自治体の図書館所蔵資料貸出等サービスを受けられるようにします。
- 地域の各種団体等との連携を図るとともに、活動を支援します。
 - ・ 地域で活躍する各種団体や機関と連携し、学習のための環境づくりを進めるとともに、地域コミュニティの形成や活性化を図るため、団体等の活動を支援します。
 - ・ 地域スポーツを支えるスポーツ指導者の育成やスポーツ環境を充実させ、地域スポーツの振興と安全なスポーツ活動を推進します。

施策目標3の実現に向けた成果を計る主な指標

個別目標 3-(1) 学習施設の適切な維持管理・機能の充実

●学習施設の適切な維持管理、機能の充実を図ります。

項目	指標	
	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
アンケートによる利用者の満足度 主管:図書・学び交流課	88%	90%

【設定理由】学習施設の適切な維持管理、機能の充実を計る成果として、アンケートによる利用者の満足度を成果指標とし、目標値は利用者の90%が満足している状態を目指します。

個別目標 3-(2) 支援・推進体制の充実

●行政の専門性を活用して、市民の学習活動を支援します。

項目	指標	
	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
「どこでも講座」の延べ参加者数 主管:図書・学び交流課	485 人	485 人

【設定理由】市民の学習の場で行政の専門性が活用された成果として、「どこでも講座」の延べ参加者数を成果指標とし、目標値は過去5年の最高値とします。

●社会教育主事・社会教育士(市職員)による支援の充実を図ります。

項目	指標	
	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
社会教育主事・社会教育士(市職員)が地域団体の事業や会議等に参加し、支援した回数 主管:図書・学び交流課	11 回	16 回

【設定理由】社会教育主事・社会教育士(市職員)が地域団体の事業や会議等に参加し、支援した回数を成果指標とし、目標値は年1回ずつ伸ばすことを目指した値とします。

個別目標 3-(3)

関係機関との連携推進

- 学校や市民の学習団体、民間教育機関、個人ボランティアなどとの連携を図ります。

項目	指標	
	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
特別教室開放利用者数 主管:図書・学び交流課	14,076 人	15,541 人

【設定理由】学校との連携した学習の場の提供の成果として、市内小中学校の特別教室開放利用者数を成果指標とし、目標値は年2%ずつ伸ばすことを目指します。

項目	指標	
	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
ボランティア講師利用件数 主管:図書・学び交流課	5 件	6件

【設定理由】個人ボランティアとの連携の成果として、ボランティア講師利用件数を成果指標とし、目標値は過去5年の最高値とします。

- 地域の各種団体等との連携を図るとともに、活動を支援します。

項目	指標	
	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
学校施設のスポーツ開放利用件数 主管:スポーツ課	14,103 件	14,822 件

【設定理由】地域との連携による地域スポーツ活動の振興、活性化に寄与する、学校施設のスポーツ開放利用件数を成果指標とし、目標値は年1%ずつ伸ばすことを目指した値とします。

項目	指標	
	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
青少年指導員の活動延べ日数 主管:こども・青少年課	383 日	403 日

【設定理由】青少年指導員の活動は、地域における青少年健全育成の活性化につながることから、青少年指導員の活動延べ日数を成果指標とし、目標値は年1%ずつ伸ばすことを目指した値とします。

第4章 実施計画

1 実施計画について

実施計画は、本計画に掲げる施策目標を効果的かつ計画的に実現するため、具体的な取組の内容と実施期間を定めています。

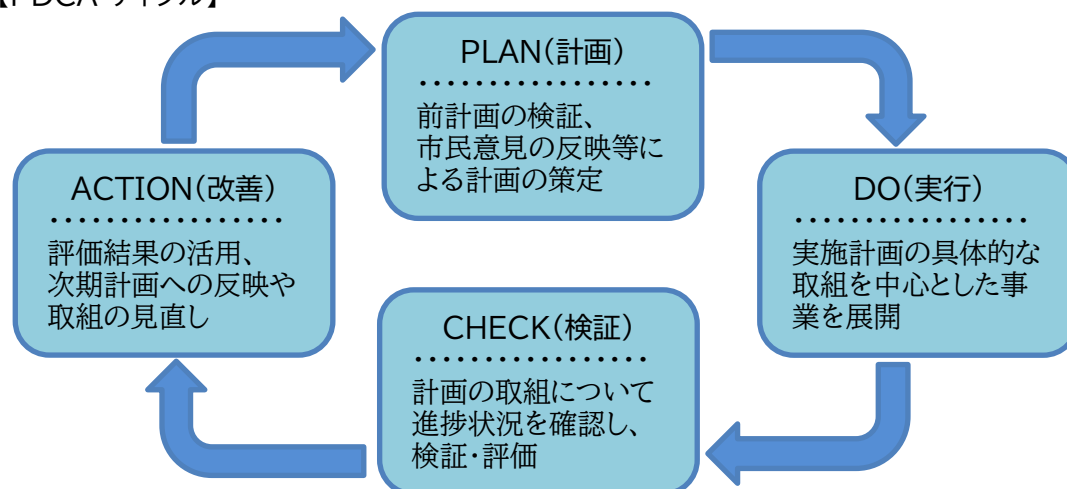
2 実施計画の期間と進行管理

実施計画の期間は、本計画の計画期間に合わせて令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までとします。各取組の進捗状況については、大和市教育委員会によって毎年、点検・評価を行うことで、PDCAサイクル¹³による進行管理を行い、必要に応じて取組内容の見直しを行います。

【計画期間と進行管理のイメージ】



【PDCA サイクル】



¹³ PLAN(計画)、DO(実行)、CHECK(検証)、ACTION(改善)の頭文字を並べた言葉で、活動を行う上で、目標を設定したPLAN(計画)に基づき、それを実行するために事務事業をDO(実行)し、事務事業の成果を測定しCHECK(検証)することにより、事務事業のACTION(改善)を図る一連の流れです。

3 具体的な取組

施策目標1 誰もがいつでも気軽に学習できる場を提供します

個別目標 1-(1) 市民一人ひとりにとっての「居場所」の提供

- 市の施設を活用し、市民の「居場所」を提供します。
- 誰でも気軽に利用できる学習スペースを提供します。

① 学習センターの開館日数					
概 要	誰でも気軽に利用できる学習スペースとして学習センターを開館します。				
年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計 画	学習センターの開館日数 (生涯学習センター:359 日/年→359 日/年、ポラリス:359 日/年→359 日/年、 つきみ野学習センター:357 日/年→357 日/年、桜丘学習センター:357 日/年→ 357 日/年、渋谷学習センター:346 日/年→346 日/年) ※渋谷学習センターは、毎月最終月曜日が休館日です。				
担 当	図書・学び交流課				

【設定根拠】多くの市民に来館いただくために、可能な限り学習センターを開館します。

② 渋谷中学校学校開放「下和田の郷」の開館日数					
概 要	誰でも気軽に利用できる学習スペースとして「下和田の郷」を開館します。				
年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計 画	渋谷中学校「下和田の郷」の開館日数 335 日/年→335 日/年				
担 当	図書・学び交流課				

【設定根拠】多くの市民に来館いただくために、可能な限り渋谷中学校学校開放「下和田の郷」を開館します。

- 気軽に立ち寄ることのできる図書館で学習機会を提供します。

③ 図書館の開館日数					
概 要	気軽に立ち寄ることのできる図書館で学習機会を提供します。				
年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計 画	図書館の開館日数 (市立図書館:363 日/年→363 日/年、中央林間図書館:363 日/年→363 日/年、 渋谷図書館:346 日/年→346 日/年) ※渋谷図書館は、毎月最終月曜日が休館日です。				
担 当	図書・学び交流課				

【設定根拠】市民により多く来館いただくために、可能な限り図書館を開館します。

個別目標 1-(2) 生涯各期に合わせた学習機会の提供

- 乳幼児期に対応する学習機会を提供します。

④ 乳幼児期に対応する講座等の開催事業数					
概 要	乳幼児期に対応する学習機会として講座等を開催します。				
年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計 画	乳幼児期に対応する講座等の開催事業数 21 事業→21 事業				
担 当	図書・学び交流課				

【設定根拠】より多くの方に受講していただくために、現状の開催事業数を維持するとともに、内容を年度ごとに改善し、魅力あるものとします。

⑤ おはなし会の開催回数					
概 要	乳幼児期に対応する学習機会としておはなし会を開催します。				
年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計 画	おはなし会の開催回数 288 回/年→300 回/年				
担 当	図書・学び交流課				

【設定根拠】より多くの方に参加していただくために、現状の開催回数から増加させるとともに、内容を年度ごとに改善し、魅力あるものとします。

- 青少年期に対応する学習機会を提供します。

⑥ 青少年期に対応する講座等の開催事業数					
概 要	青少年期に対応する学習機会として講座等を開催します。				
年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計 画	青少年期に対応する講座等の開催事業数 11 事業→11 事業				
担 当	図書・学び交流課				

【設定根拠】より多くの方に参加していただくために、現状の開催回数を維持するとともに、内容を年度ごとに改善し、魅力あるものとします。

⑦ ユースクラブが知識や技術を習得するための会議や研修の実施日数					
概 要	青少年が自主性や協調性を養えるような会議や研修等を開催します。				
年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計 画	ユースクラブが知識や技術を習得するための会議や研修の実施日数 22 日/年→22 日/年				
担 当	こども・青少年課				

【設定根拠】ユースクラブの活動を活発化させるため、必要な知識や技術を習得するための会議や研修を実施し、その実施日数を維持するとともに、内容を年度ごとに改善し、ユースクラブの活動の向上に資するものとします。

⑧ こども体験事業の活動報告の展示日数					
概 要	こども体験事業の活動報告を展示することによって、同事業への参加者を募ります。				
年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計 画	こども体験事業の活動報告の展示日数 60 日/年→60 日/年				
担 当	こども・青少年課				

【設定根拠】より多くの方に参加していただくために、現状の展示日数を維持するとともに、展示内容を年度ごとに検証し、魅力あるものとします。

●成人期に対応する学習機会を提供します。

⑨ 成人期に対応する講座等の開催事業数					
概 要	成人期に対応する学習機会として講座等を開催します。				
年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計 画	成人期に対応する講座等の開催事業数 8 事業→8 事業				
担 当	図書・学び交流課				

【設定根拠】より多くの方に参加していただくために、現状の開催事業数を維持するとともに、内容を年度ごとに改善し、魅力あるものとします。

●高齢期に対応する学習機会を提供します。

⑩ 高齢期に対応する講座等の開催事業数					
概 要	高齢期に対応する学習機会として講座等を開催します。				
年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計 画	高齢期に対応する講座等の開催事業数 8 事業→8 事業				
担 当	図書・学び交流課				

【設定根拠】より多くの方に参加していただくために、現状の開催事業数を維持するとともに、内容を年度ごとに改善し、魅力あるものとします。

個別目標 1-(3) 多様な学習ニーズや家庭教育支援など現代的課題に合わせた学習機会の提供

- 市民ニーズに応える学習機会を提供します。

⑪ アンケート調査の実施回数					
概 要	講座受講後にアンケートを実施し、市民ニーズを把握します。				
年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計 画	アンケート調査の実施回数 375 回→400 回				
担 当	図書・学び交流課				

【設定根拠】基本的にすべての講座でアンケートを実施し、アンケート結果を検証し、講座内容の改善につなげます。

- 社会状況に対応した現代的課題に関する学習機会を提供します。

⑫ 現代的課題に対応する講座等の開催事業数					
概 要	環境や平和など現代的課題に関する学習機会として講座等を開催します。				
年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計 画	現代的課題に対応する講座等の開催事業数 37 事業→37 事業				
担 当	図書・学び交流課				

【設定根拠】より多くの方に参加していただくために、現状の開催事業数を維持するとともに、内容を年度ごとに改善し、魅力あるものとします。

- 家庭教育支援に関する学習機会を提供します。

⑬ 家庭教育支援に関する講座等の開催事業数					
概 要	家庭教育支援に関する学習機会として、小学校就学以降の子を持つ保護者に対し講座等を開催します。				
年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計 画	家庭教育支援に関する講座等の開催事業数 1 事業→5 事業				
担 当	図書・学び交流課				

【設定根拠】より多くの方に参加していただくために、講座の開催を学習センター全5館に広げていくとともに、内容を年度ごとに改善し、魅力あるものとします。

個別目標 1-(4) 健やかな心身を育成するスポーツや健康に関する 学習機会の提供

- スポーツに親しむことができる学習機会を提供します。

⑭ スポーツ教室の開催延べ教室数					
概 要	スポーツに親しめる学習機会としてスポーツ教室を開催します。				
年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計 画	スポーツ教室の開催延べ教室数 17教室→17教室				
担 当	スポーツ課				

【設定根拠】より多くの方に参加していただくために、開催延べ教室数を維持するとともに、内容を年度ごとに改善し、魅力あるものとします。

⑮ スポーツ観戦機会の提供数					
概 要	スポーツの大会や試合などの観戦機会を提供します。				
年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計 画	スポーツ観戦機会の提供数 14 回→14 回				
担 当	スポーツ課				

【設定根拠】スポーツを観戦している人の割合を増やすため、現状の提供数を維持するとともに、内容を年度ごとに改善し、魅力あるものとします。

- 健康維持・増進につながる学習機会を提供します。

⑯ 健康に関する講座等の開催事業数					
概 要	健康維持・増進につながる学習機会として健康に関する講座等を開催します。				
年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計 画	健康に関する講座等の開催事業数 5 事業→5 事業				
担 当	図書・学び交流課				

【設定根拠】より多くの方に参加していただくために、現状の開催事業数水準を維持するとともに、内容を年度ごとに改善し、魅力あるものとします。

個別目標 1-(5) 創造力と感性を育む芸術・文化や郷土の歴史・伝統文化に関する学習機会の提供

- 芸術や文化に親しむことができる学習機会を提供します。

⑰ 一般公募展部門数					
概 要	「絵画」「書」「写真」の各部門において、作品の募集を行い、優れた作品を表彰します。(一般公募展は年2回開催します。)				
年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計 画	一般公募展部門数 6 部門→6 部門				
担 当	文化振興課				

【設定根拠】より多くの方に参加していただくために、現状の部門数を維持し、内容についても年度ごとに改善し、魅力あるものとします。

⑱ やまとコミュニティ音楽館の開催日数					
概 要	大和市音楽家協会の会員によるクラシックミニコンサートを、市内のコミュニティセンターで開催します。				
年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計 画	やまとコミュニティ音楽館の開催日数 15 日→15 日				
担 当	文化振興課				

【設定根拠】より多くの方に参加していただくために、現状の開催日数を維持し、内容についても年度ごとに改善し、魅力あるものとします。

⑲ 芸術・文化に関する講座等の開催事業数					
概 要	芸術や文化に親しむことができる学習機会として講座等を開催します。				
年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計 画	芸術・文化に関する講座等の開催事業数 13 事業→13 事業				
担 当	図書・学び交流課				

【設定根拠】より多くの方に参加していただくために、現状の開催事業数を維持するとともに、内容を年度ごとに改善し、魅力あるものとします。

- 歴史や伝統が受け継がれていくための学習機会を提供します。

②⑩ やま子ども伝統文化塾の開催教室支援数					
概 要	大和市内の子どもたちが、日本の伝統文化を継続的に無料で学べる教室の開催を支援します。				
年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計 画	やま子ども伝統文化塾の開催教室支援数 13 教室→13 教室				
担 当	文化振興課				

【設定根拠】より多くの方に参加していただくために、現状の開催教室支援数を維持するとともに、内容を年度ごとに改善し、魅力あるものとします。

②⑪ つる舞の里歴史資料館が企画する展示事業の開催回数					
概 要	地域の歴史や文化を知る学習機会として、つる舞の里歴史資料館で企画展を開催します。				
年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計 画	つる舞の里歴史資料館で企画する展示事業の開催回数 6 回/年→6 回/年				
担 当	文化振興課				

【設定根拠】より多くの方に来館していただくために、現状の開催回数を維持し、内容を年度ごとに改善し、魅力あるものとします。

②⑫ 歴史文化施設の開催事業数					
概 要	市内の歴史文化施設で事業を開催します。				
年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計 画	つる舞の里歴史資料館、郷土民家園、下鶴間ふるさと館の 3 館で開催する事業数 55 事業→55 事業				
担 当	文化振興課				

【設定根拠】より多くの方に参加していただくために、現状の開催事業数を維持するとともに、内容を年度ごとに改善し、魅力あるものとします。

施策目標 2 学習を通じて人と人とのつながりを創出し、交流の輪を広げます

個別目標 2-(1) 情報提供や学習相談による支援

- 学習に関する情報を効果的に提供します。

②③ 図書館の蔵書数					
概 要	様々な図書資料を幅広く収集し、市民に貸し出し、その学習活動を支援します。				
年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計 画	図書館の蔵書数 663,214 冊→686,000 冊				
担 当	図書・学び交流課				

【設定根拠】市民により多く図書をご利用いただくために、図書館の蔵書を整備し、魅力あるものとします。

- 学習相談による充実した支援を行います。

②④ 学習相談員数					
概 要	学習相談による支援を図るため相談体制を整備します。				
年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計 画	学習相談員数 29 人→29 人				
担 当	図書・学び交流課				

【設定根拠】市民により気軽に学習相談をご利用いただくため、必要な相談員を学習センター各館に配置し、その配置数を維持するとともに、相談内容の検証により相談スキルの向上を図ります。

②⑤ レファレンスサービスの広報回数					
概 要	学習者のニーズに対応した支援を行うためレファレンスサービスの内容や利用の仕方について広報します。				
年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計 画	レファレンスサービスの広報回数 4 回→8 回				
担 当	図書・学び交流課				

【設定根拠】市民により気軽にレファレンスをご利用いただくため、レファレンスサービスの広報回数を増やすとともに、利用時における市民の意見も取り入れ、広報内容の改善を図ります。

個別目標 2-(2) 人材や団体の育成と活用に関する支援

- 学習者や学習支援者、学習団体の育成と活用に関する支援を充実します。

②⑥ 団体利用の登録説明会の開催回数					
概 要	学習団体等の利用を促進します。				
年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計 画	団体利用の登録説明会の開催回数 5 回→5 回				
担 当	図書・学び交流課				

【設定根拠】学習団体の登録を増やすため、学習団体の意義や登録の仕方について全5館の学習センターで説明会を行い、説明内容を検証して効果的な説明会になるよう改善してまいります。

②⑦ 「読み聞かせボランティア養成講座」の講座回数					
概 要	人材育成、活用に関する支援として「読み聞かせボランティア養成講座」を開催します。				
年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計 画	「読み聞かせボランティア養成講座」の講座回数 3 回→4 回				
担 当	図書・学び交流課				

【設定根拠】より多くの方に参加していただくために、現状の開催講座回数を増加させるとともに、内容を年度ごとに改善し、魅力あるものとします。

個別目標 2-(3) 学習による市民相互の交流への支援

- 市民相互交流が生まれる学習活動や学習成果の発表を支援します。

㊸ 学習センターまつりの開催回数					
概 要	学習活動や学習成果の発表の場として学習センターまつりを開催します。				
年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計 画	学習センターまつりの開催回数 5 回→5 回				
担 当	図書・学び交流課				

【設定根拠】より多くの団体に参加していただくために、現状の開催回数を維持するとともに、内容を年度ごとに検証し、魅力あるものに改善します。

㊹ 学習団体による講座等の広報回数					
概 要	学習団体による講座等の参加者を募るため活動内容を広報します。				
年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計 画	学習団体による講座等の広報回数 477 回→500 回				
担 当	図書・学び交流課				

【設定根拠】より多くの市民に参加していただくために、活動内容を広報するとともに、内容を年度ごとに検証し、魅力あるものに改善します。

- 市民の交流機会を創出する学習団体を支援します。

㊺ 学習団体に対する活動支援のため、まなびの輪支援事業の説明会を実施します。					
概 要	学習団体による講座等の参加者を募るため活動内容を広報します。				
年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計 画	まなびの輪支援事業説明会の実施回数 5 回→5 回				
担 当	図書・学び交流課				

【設定根拠】学習団体に対する活動支援である、「まなびの輪支援事業」の利用を増やし、学習成果の地域還元につなげるため、学習センターで説明会を行い、その実施回数を維持するとともに、説明内容を検証して効果的な説明会になるよう改善してまいります。

施策目標 3 学習のための環境や仕組みの充実を図ります

個別目標 3-(1) 学習施設の適切な維持管理・機能の充実

- 学習施設の適切な維持管理、機能の充実を図ります。

㊸ 利用者懇談会の実施回数					
概 要	学習施設の維持管理・機能の充実のために利用者懇談会を実施します。				
年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計 画	利用者懇談会の実施回数 5 回→5 回				
担 当	図書・学び交流課				

【設定根拠】学習施設の利用者の満足度向上を図るため、利用者懇談会の実施回数を維持するとともに、利用者の意見を生かし、適切な維持管理、機能の充実を図ります。

個別目標 3-(2) 支援・推進体制の充実

- 行政の専門性を活用して、市民の学習活動を支援します。

㊸ 「どこでも講座」の開催事業数					
概 要	行政の専門性を活用し、市民の学習活動を支援する場として「どこでも講座」を開催します。				
年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計 画	「どこでも講座」の講座メニュー数 90 メニュー→90 メニュー				
担 当	図書・学び交流課				

【設定根拠】より多くの方に受講していただくために、現状の講座メニュー数を維持するとともに、内容を年度ごとに改善し、魅力あるものとします。

- 社会教育主事・社会教育士(市職員)による支援の充実を図ります。

㊸ 社会教育主事・社会教育士(市職員)の配置職員数					
概 要	市民の学習活動を支援する専門職員として、社会教育主事・社会教育士(市職員)を図書・学び交流課に配置します。				
年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計 画	社会教育主事・社会教育士(市職員)の配置職員数 2 人→2 人				
担 当	図書・学び交流課				

【設定根拠】市民の学習を支援するため、社会教育主事・社会教育士（市職員）を配置し、その配置数を維持するとともに、定期的に研修等を受講することで、スキルの向上を図ります。

個別目標 3-(3) 関係機関との連携推進

●学校や市民の学習団体、民間教育機関、個人ボランティアなどとの連携を図ります。

③④ 特別教室開放施設数					
概 要	学校との連携した学習の場として、市内小中学校の特別教室開放を行います。				
年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計 画	特別教室開放施設数 9 施設→9 施設				
担 当	図書・学び交流課				

【設定根拠】学校との連携した学習の場として、市内小中学校の特別教室を開放し、その開放水準を維持するとともに、利用状況などを検証し、開放内容の改善を図ります。

③⑤ ボランティア講師登録数					
概 要	個人ボランティアとの連携を図るため、ボランティア講師の利用を促進します。				
年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計 画	ボランティア講師登録数 120 人→120 人				
担 当	図書・学び交流課				

【設定根拠】ボランティア講師の利用を増やすため、現在の講師登録水準を維持するとともに、講義内容の検証を図ることにより、講義内容の魅力化を図ります。

●地域の各種団体等との連携を図るとともに、活動を支援します。

③⑥ 学校施設のスポーツ開放利用団体数					
概 要	学校施設のスポーツ開放により、地域スポーツ活動の進行、活性化を図ります。				
年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計 画	学校施設のスポーツ開放利用団体数 385 団体→480 団体				
担 当	スポーツ課				

【設定根拠】学校施設のスポーツ開放利用件数を伸ばすため、利用を働きかけることにより、利用団体を増やします。

㊦ 青少年指導員の依頼人数					
概 要	青少年指導員の活用により、地域における青少年健全育成の活性化を図ります。				
年 度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計 画	青少年指導員の依頼人数 95 人→120 人				
担 当	こども・青少年課				

【設定根拠】地域における青少年健全育成の活性化に向け、青少年指導員の依頼人数は定員 120 人の確保を目指します。

資料編

1 アンケートの結果

調査方法：生涯学習関連施設利用者へ直接配布（施設内配架）

実施期間：令和5年（2023年）5月26日～6月25日

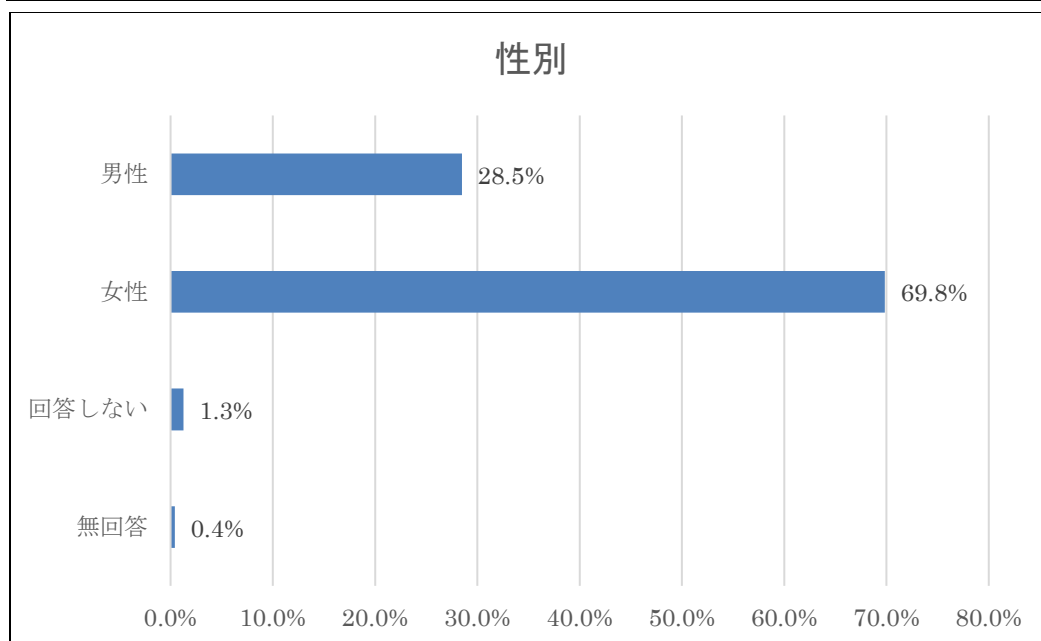
アンケート配架施設・部数：

配架場所	配架部数
シリウス・ポラリス	600部（各300部）
地区学習センター3館	450部（各150部）
図書館3館	300部（各100部）
コミュニティセンター20館	200部（各10部）
青少年センター	100部
大和スポーツセンター	50部
つる舞の里歴史資料館	50部
下鶴間ふるさと館	50部
計32施設	1,800部

回答数：474件

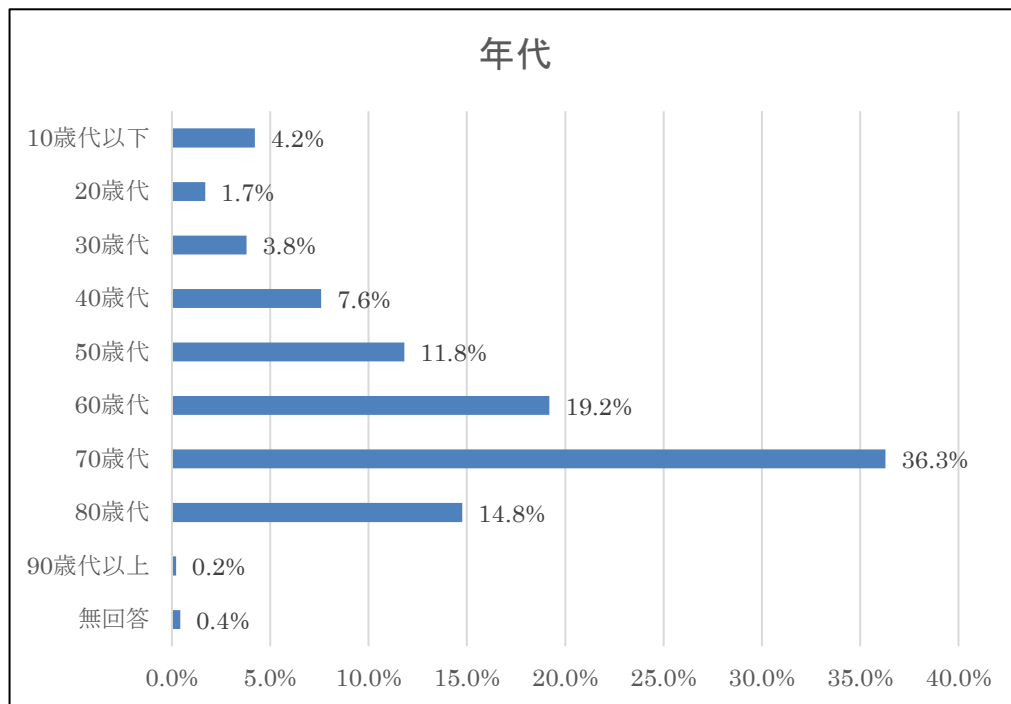
回収率：26.3%

【質問1】あなたの性別について



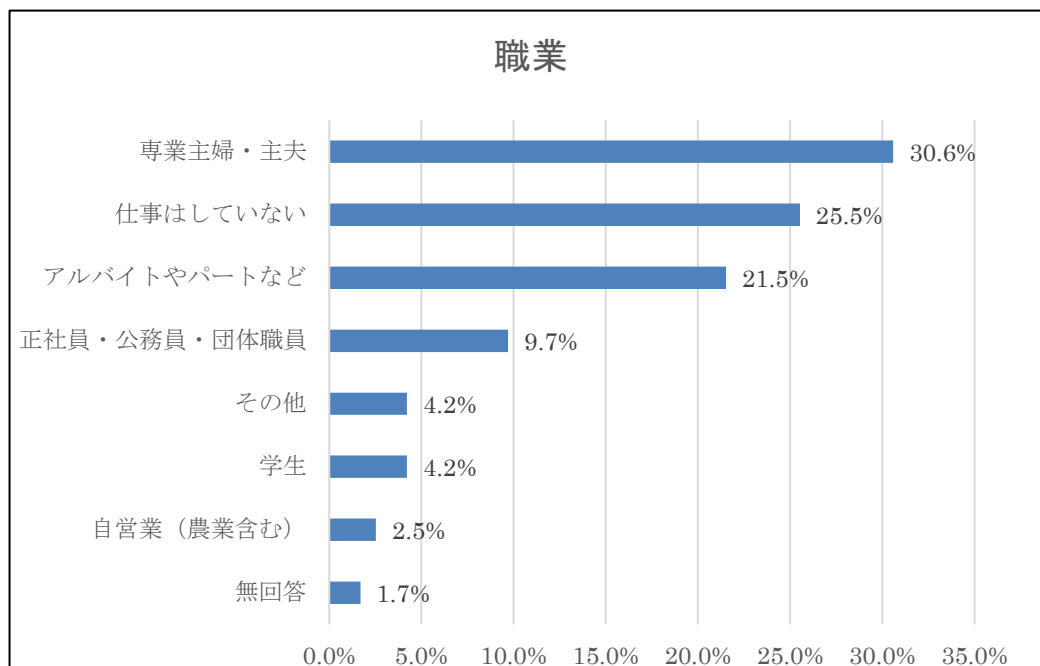
「女性」が69.8%と多く、次いで「男性」が28.5%です。

【質問2】あなたの年代について(令和5年6月1日時点)



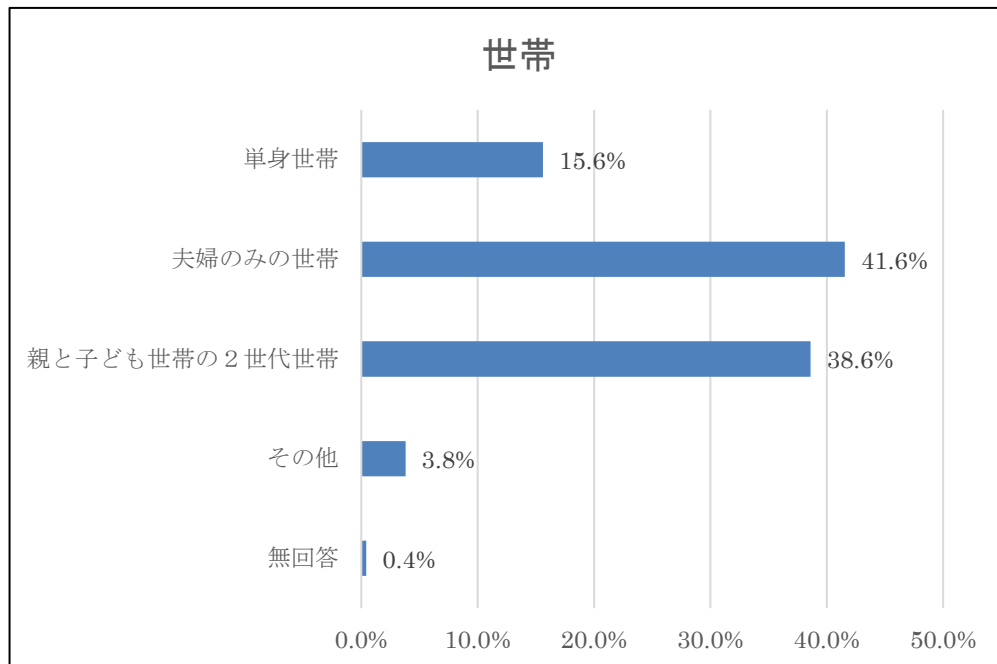
「70 歳代」が 36.3%と最も多く、次いで「60 歳代」19.2%、「80 歳代」14.8%という結果になりました。

【質問3】あなたの職業について



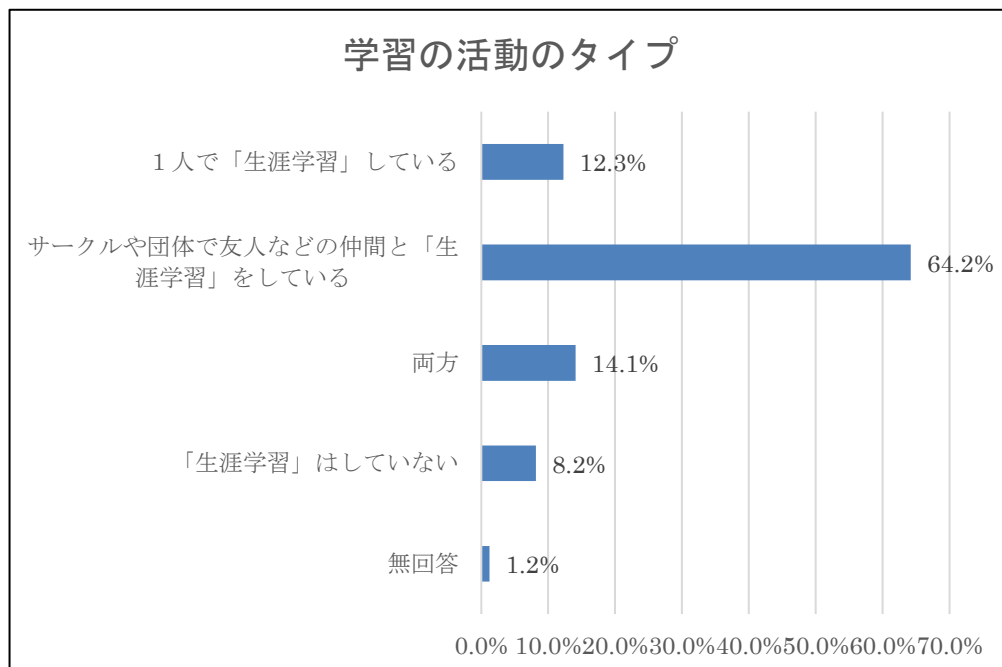
「専業主婦・主夫」が 30.6%と最も多く、次いで「仕事はしていない」25.5%、「アルバイトやパートなど」21.5%という結果になりました。

【質問4】あなたの世帯について



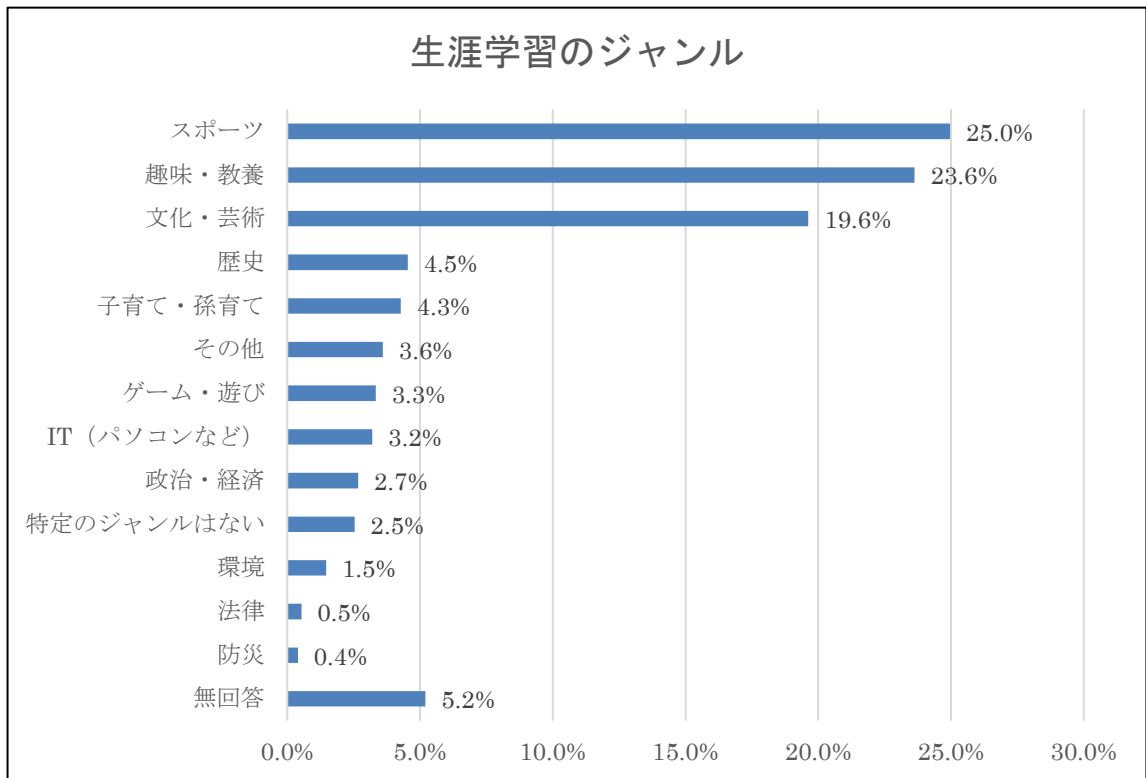
「夫婦のみの世帯」が41.6%と最も多く、次いで「親と子ども世帯の2世代世帯」38.6%、「単身世帯」15.6%という結果になりました。

【質問5】あなたは次のどのタイプに当てはまりますか(複数回答可)



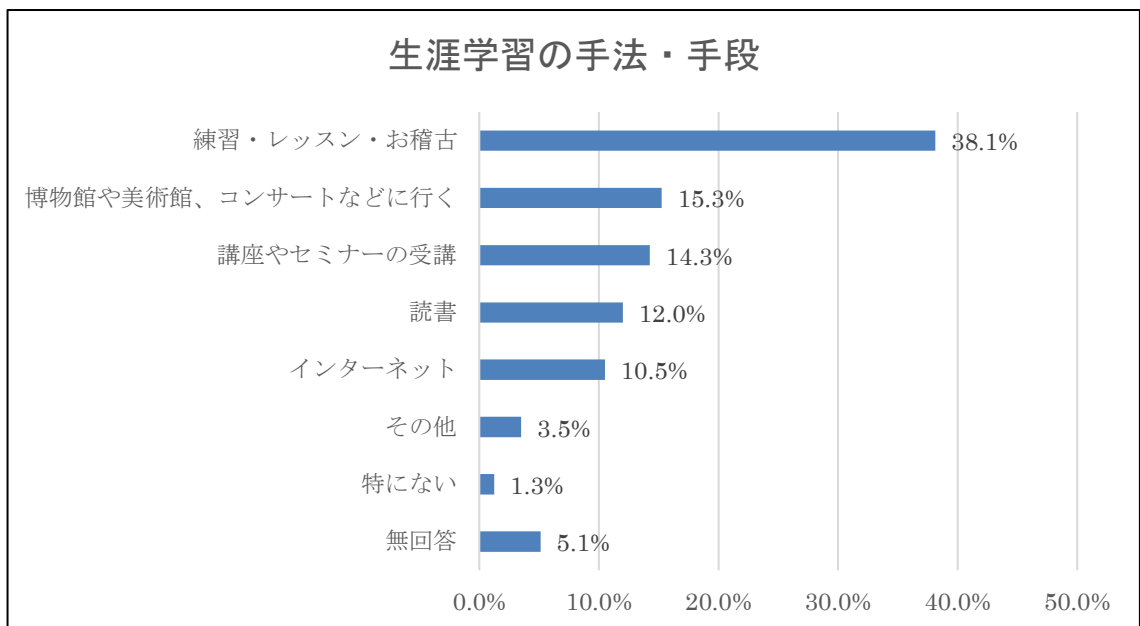
「サークルや団体に友人などの仲間と「生涯学習」をしている」が 64.2%と最も多く、次いで「両方」14.1%、「1人で「生涯学習」している」12.3%という結果になりました。

【質問6】あなたはどのような「生涯学習」をしていますか(回答は2つまで)



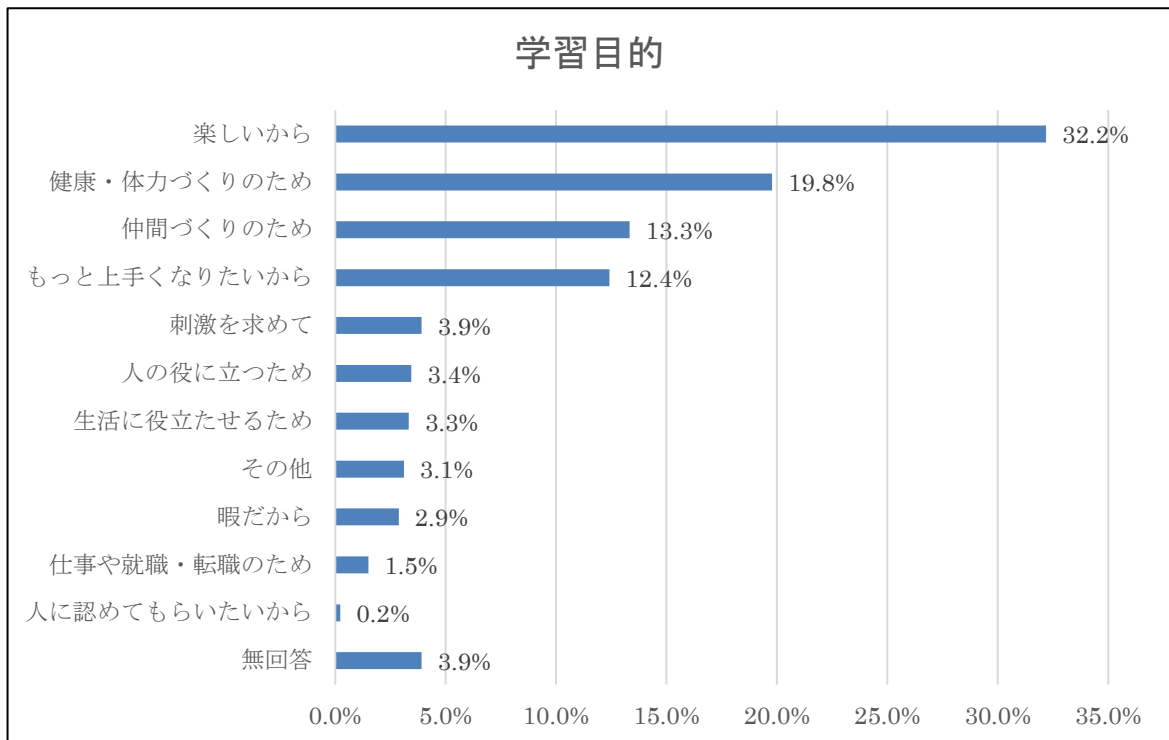
「スポーツ」が 25.0%と最も多く、次いで「趣味・教養」23.6%、「文化・芸術」19.6%です。

【質問7】あなたはどのような方法(手段)で学習していますか(複数回答可)



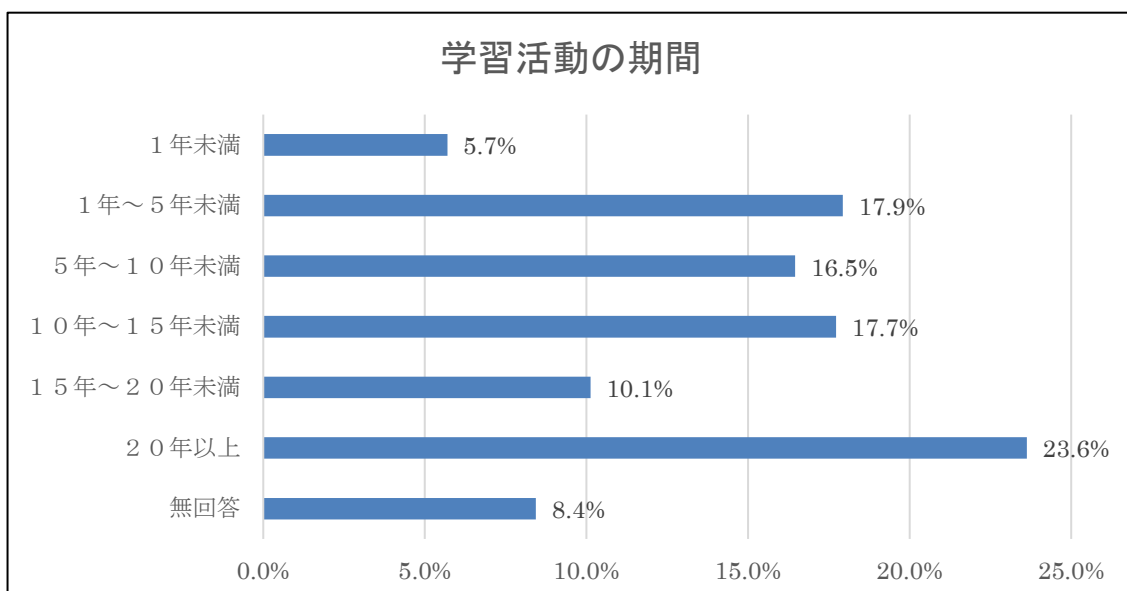
「練習・レッスン・お稽古」が 38.1%と最も多く、次いで「博物館や美術館、コンサートなどに行く」15.3%、「講座やセミナーの受講」14.3%という結果になりました。

【質問8】あなたはなぜ学習活動をしているのですか(回答は2つまで)



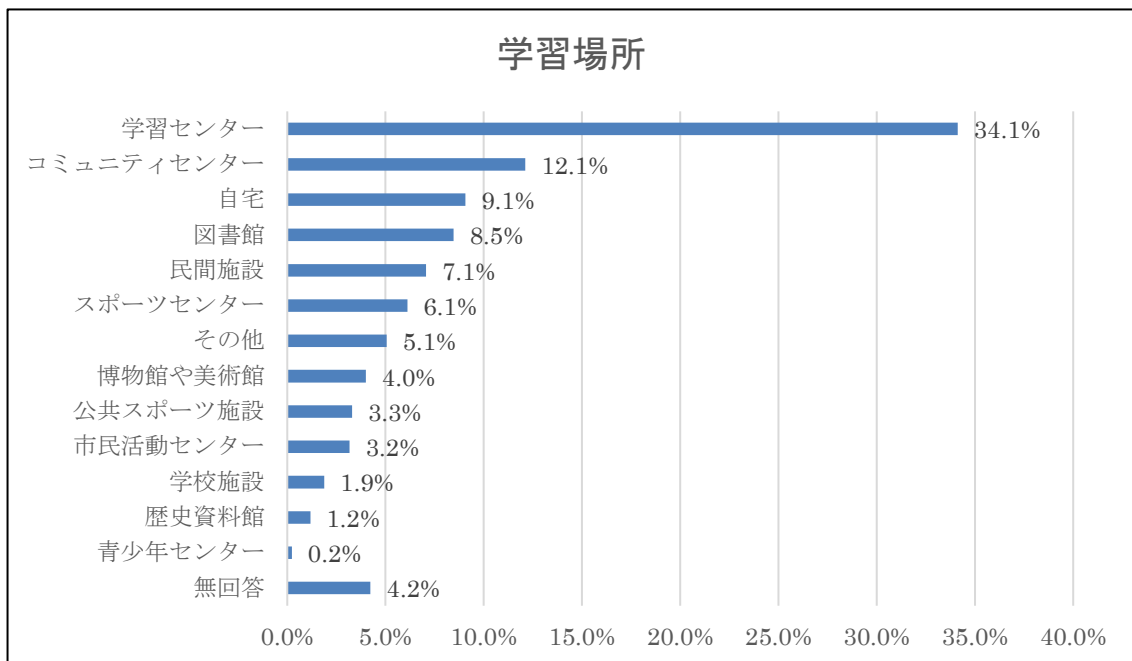
全体では、「楽しいから」が 32.2%と最も多く、次いで「健康・体力づくりのため」19.8%、「仲間づくりのため」13.3%、「もっと上手になりたいから」12.4%という結果になりました。

【質問9】あなたが今一番力を入れている学習活動を始めて何年目になりますか



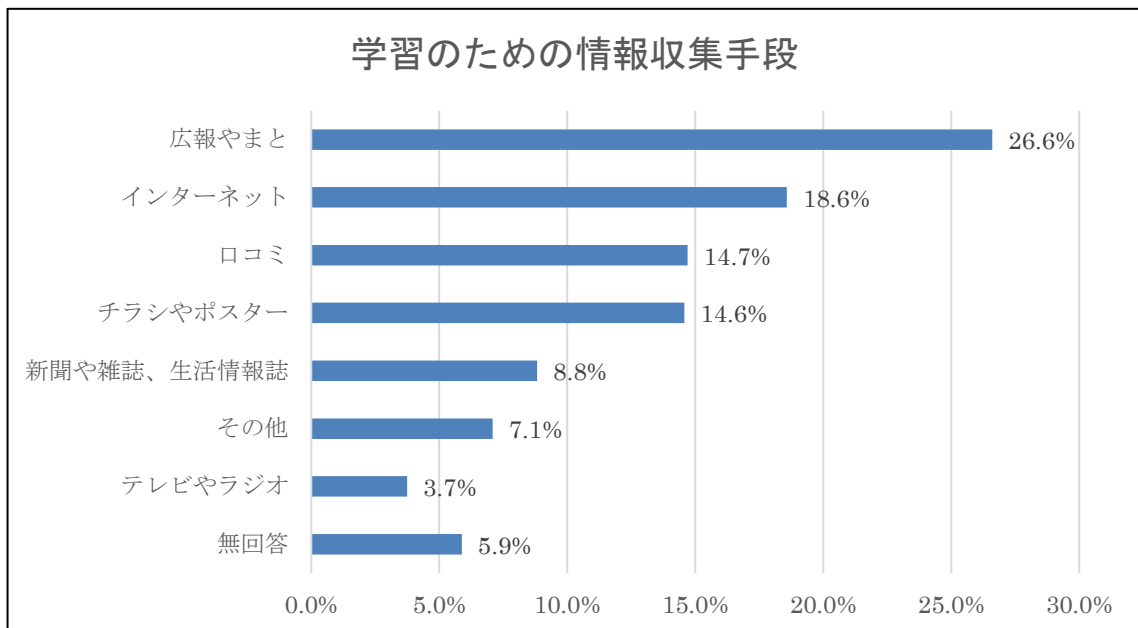
「20 年以上」が 23.6%と最も多く、次いで「1 年～5 年未満」17.9%、「10 年～15 年未満」17.7%、「5 年～10 年未満」16.5%という結果になりました。

【質問10】あなたが学習活動を行っている主な場所はどこですか(複数回答可)



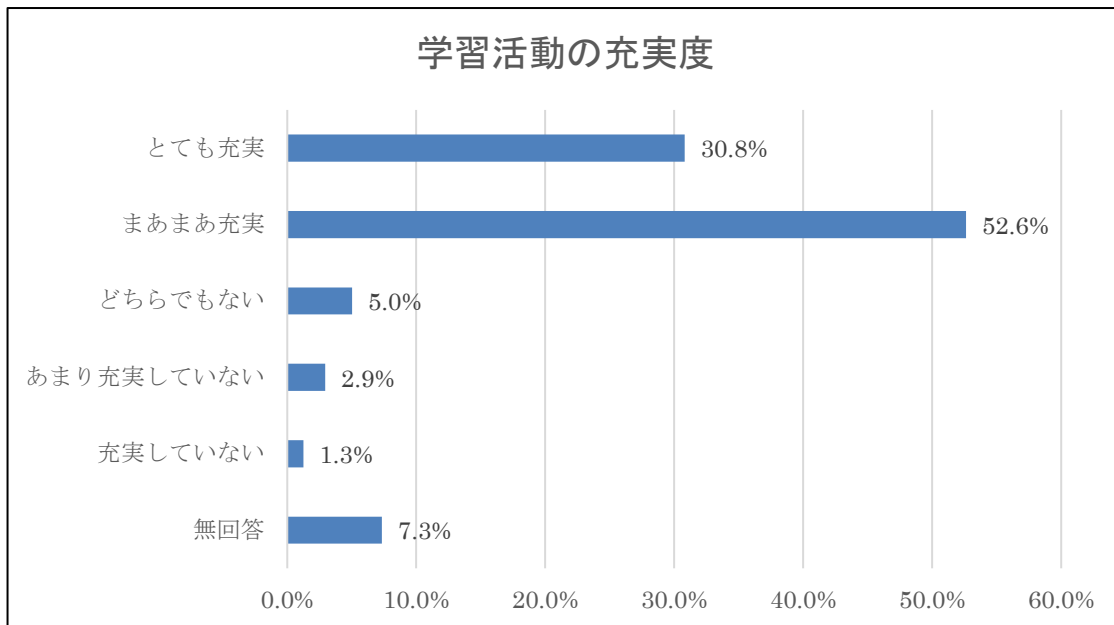
全体では、「学習センター」が 34.1%と最も多く、次いで「コミュニティセンター」12.1%、「自宅」9.1%という結果になりました。

【質問11】あなたは学習活動をするための情報(講座の開催情報や団体の活動情報など)をどのような方法(手段)で得ていますか(複数回答可)



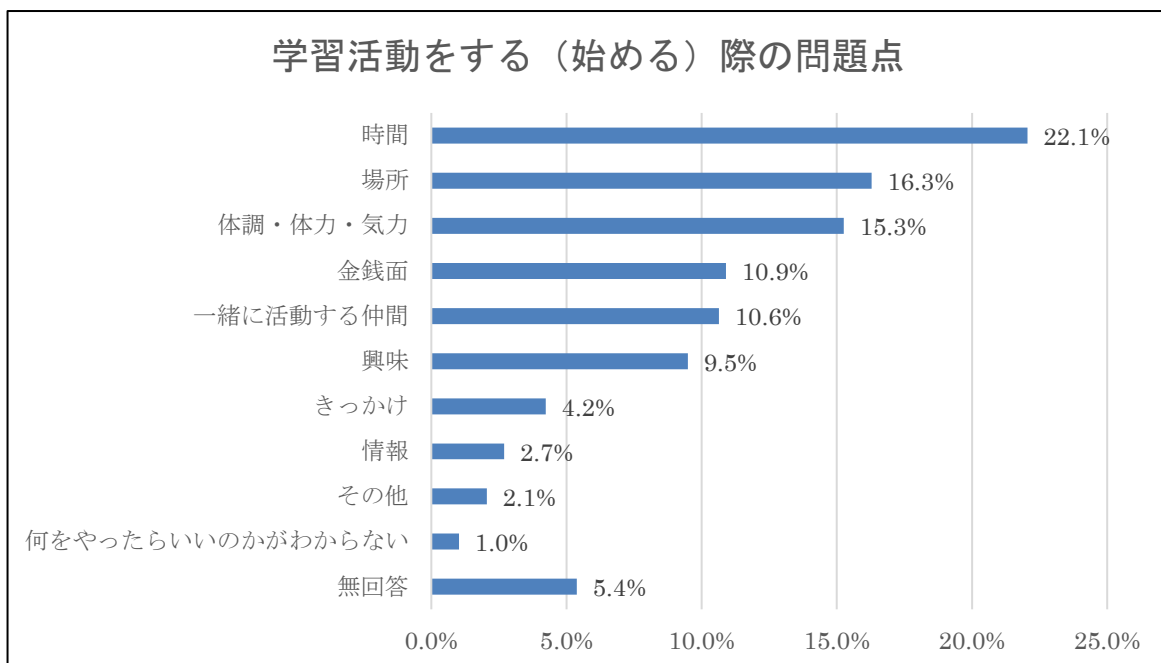
全体では、「広報やまと」が 26.6%と最も多く、次いで「インターネット」18.6%、「口コミ」14.7%、「チラシやポスター」14.6%という結果になりました。

【質問12】あなたの学習活動は充実していますか(回答は2つまで)



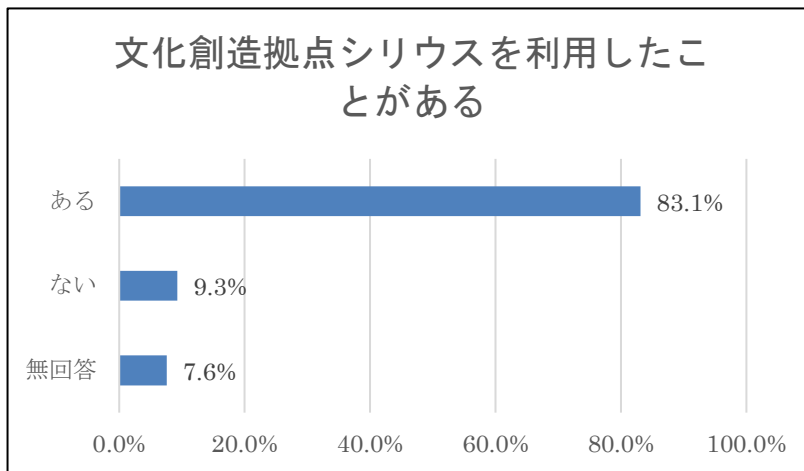
「まあまあ充実」が 52.6%と最も多く、次いで「とても充実」30.8%、「無回答」7.3%、「どちらでもない」5.0%という結果になりました。

【質問13】あなたが学習活動をする(始める)際の問題点は何ですか(回答は2つまで)



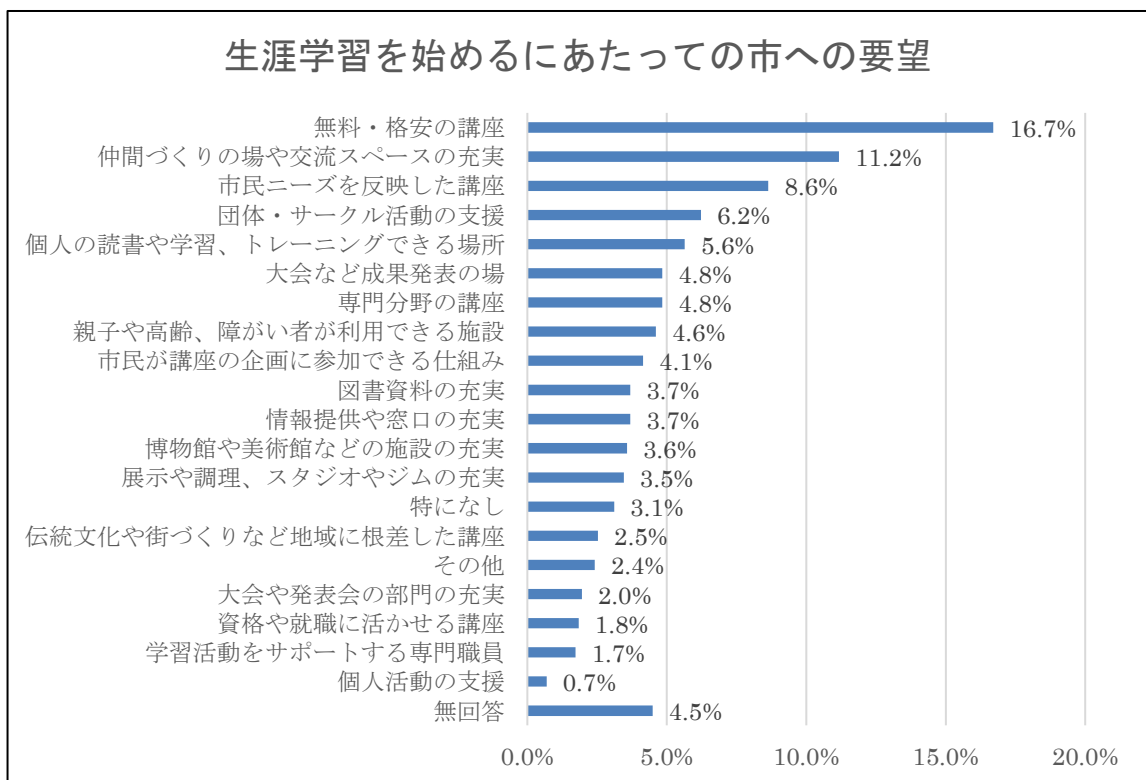
「時間」が 22.1%と最も多く、次いで「場所」16.3%、「体調・体力・気力」15.3%という結果になりました。

【質問14】「文化創造拠点シリウス」へ来館されたことはありますか



「ある」が83.1%、「ない」が9.3%という結果になりました。

【質問15】あなたの学習活動が充実するために、市に望むことは何ですか
(回答は2つまで)



全体では「無料・格安の講座」が16.7%と最も多く、次いで「仲間づくりの場や交流スペースの充実」11.2%、「市民ニーズを反映した講座」8.6%という結果になりました。

2 パブリックコメントの結果

■意見募集期間

令和6年12月1日(日)～令和7年1月6日(月)

■意見提出方法

任意の書式または『意見書』に、「住所」「氏名」「意見」を明記のうえ、下記のいずれかの方法で提出

- ・直接持参
- ・郵送
- ・ファクス
- ・電子申請

■周知方法

広報やまと12月号、市ホームページ

■公表した資料

大和市生涯学習推進計画(案)

■資料閲覧場所

市ホームページのほか、下記閲覧場所に配架

- ・文化創造拠点シリウス6階 図書・学び交流課カウンター
- ・市役所情報公開コーナー
- ・保健福祉センター
- ・渋谷分室、中央林間分室、大和連絡所、桜ヶ丘連絡所
- ・各学習センター(つきみ野、桜丘、渋谷)、市民交流拠点ポラリス
- ・各コミュニティセンター

■意見提出者数と意見件数

意見提出者数 0名

意見件数 0件

3 諮問書・答申書

4 策定の経緯

		市民意見集約	庁内での検討	教育委員会 社会教育委員会議
令和5年度	4月		アンケート及び計画の検討・作成	社会教育委員会議(4/28)
	5月	アンケート実施 (5/26～6/25)	生涯学習推進調整会議(5/31)	
	6月			
	7月～3月	「健康都市やまとMANABI計画」の1年延伸が決定したため、次期計画の策定作業は一時中断		
令和6年度	4月			社会教育委員会議(4/24)
	5月		生涯学習推進調整会議(5/31)	
	6月			
	7月		生涯学習推進調整会議(7/12)	社会教育委員会議(7/1)
	8月		生涯学習推進調整会議(8/15)	社会教育委員会議(8/13)
	9月			
	10月		行政経営会議(10/24)	
	11月		パブリック・コメント案決定 (11/21)	教育委員会協議会(11/12)
			生涯学習推進調整会議(書面開催)	社会教育委員会議(11/28)
	12月	パブリックコメント実施 (12/1～1/6)		
	1月		計画最終案決定(1/7)	教育委員会定例会(1/24) ・諮問について
	2月			社会教育委員会議(2/3) ・答申について
			生涯学習推進調整会議(/)	教育委員会定例会(2/14)
	3月		生涯学習推進計画策定	

5 策定にかかわった人

1 社会教育委員会議

職 等	氏 名
委 員	伊藤 仁子
同	伊藤 能之
同	大川 伸子
同	小早川 由紀子
同	小森 豊
同	齋藤 道子
同	中村 強
同	中山 康夫
副 議 長	長谷部 美由紀
委 員	藤倉 秀明
議 長	丸田 昭文

2 生涯学習推進調整会議構成員

部	課	補職名	職 等	氏 名
文化スポーツ部		部 長	議 長	鈴木 雅和
	文化振興課	参 事	副議長	大紺 和由
	図書・学び交流課	課 長	構成員	磯部 壮一郎
	スポーツ課	課 長	同	福土 忠生
こども部	こども・青少年課	課 長	同	鈴木 奈穂子
教育部	教育総務課	参 事	同	斉藤 信行
	教育研究所	所 長	同	小林 美紀

大和市生涯学習推進計画

令和7年度～令和11年度

(2025年度～2029年度)

(案)

発行年月	令和7年(2025年)3月
発 行	大和市 大和市教育委員会
編 集	大和市文化スポーツ部 図書・学び交流課 大和市大和南一丁目8-1

議案第 2 号

第 4 期大和市文化芸術振興基本計画に係る意見聴取について

第 4 期大和市文化芸術振興基本計画に係る意見聴取について、文化芸術基本法第 7 条の 2 第 2 項の規定により、審議願いたく提案する。

令和 7 年 1 月 2 4 日提出

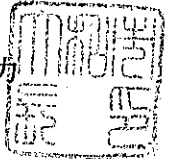
大和市教育委員会

教育長 藤 井 明

令和7年1月14日

大和市教育局
教育長 藤井 明 殿

大和市長 古谷田 力



大和市文化芸術振興基本計画（第4期）の策定に係る意見聴取について

このことについて、大和市文化芸術振興基本計画（第4期）の策定にあたり、文化芸術基本法第7条の2第2項の規定に基づき意見聴取します。

【参考】文化芸術基本法（抜粋）

第7条の2（地方文化芸術推進基本計画）

第2項 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

【事務担当】

文化スポーツ部 文化振興課
文化振興係

第4期大和市文化芸術振興基本計画の策定について

背景等

- ・大和市は、文化芸術の持つ多様な力に早くから着目し、平成21年に「大和市文化芸術振興条例」を制定し、また、本市における文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成23年より「大和市文化芸術振興基本計画」を策定し、ハード、ソフトの両面から、さまざまな施策・事業を展開してきました。
- ・このたび、第3期にあたる同計画が、令和6年度（2024年度）をもって最終年度を迎えることから、その内容を見直し、コロナ禍やSDGs等の社会状況の変化を踏まえながら、大和の文化芸術のさらなる発展を図るための新たな計画を策定するものです。

計画の概要

（1）計画期間

令和7年度～11年度（5年間）

（2）文化芸術を取り巻く状況の変化

1. 新型コロナウイルス感染症が文化芸術に与えた影響
2. AI（人工知能）がもたらす変化への対応
3. アニメや漫画など日本のポップカルチャーが世界で躍進
4. 文化資源を活かした文化観光の推進
5. 多様性に対する意識や関心の高まりへの対応

（3）施策目標と方策

施策目標1 市民の暮らしと文化芸術とのつながりを深める

施策目標2 地域の文化を大切に守り、次代につなぐ

施策目標3 すべての子どもが文化芸術に親しめる環境をつくる

施策目標4 文化芸術の振興を牽引する担い手を育てる

施策目標5 大和の文化芸術の魅力を内外にアピールする

施策目標6 多文化共生社会の実現を目指し、様々な文化に親しめる環境をつくる

- ・施策目標は、計画の連続性を持たせるため、現計画の施策体系を継承します。
- ・施策目標の下に、具体的な取組として22の方策を設定し、このうち各目標の達成に向け、特に力を入れて推進するものを重点方策として定めます。
- ・重点方策は、文化芸術を取り巻く状況の変化の内容や文化芸術施策が抱える課題等を踏まえて、選定します。

今後の予定

- R7. 1 教育委員会定例会での意見聴取
- R7. 1 文化芸術振興審議会への諮問
- R7. 2 文化芸術振興審議会からの答申
- R7. 3 第4期計画の決定

（3）施策目標と方策（詳細）

施策目標	方策	想定される主な取組 [R6 実施：○ R7 以降予定：●]
施策目標1 市民の暮らしと文化芸術とのつながりを深める	重点 1-1 誰もが文化芸術を日常的に親しめる機会の充実	・一般公募展、コミュニティ音楽館の実施 ○SORAアーティスト事業の実施 ●市役所での市所蔵美術作品の展示
	1-2 ユニバーサルデザインの視点を取り入れた環境の整備	・来館者サポートの実施 （車椅子貸出、難聴者支援システム・親子室整備、一時保育など）
	1-3 市民の自発的かつ主体的な文化芸術活動への支援	・文化芸術活動支援補助金の交付 ○芸術文化ホール無料開放事業の実施
	1-4 芸術性の高い文化芸術に触れる機会の充実	・芸術文化ホールでの多彩な芸術公演、体験型ワークショップ（一般対象）の実施
	1-5 文化芸術の力を社会へ活かす取り組みの推進	・バリアフリーコンサートの開催 ・アウトリーチ事業（福祉施設等）の実施
施策目標2 地域の文化を大切に守り、次代につなぐ	重点 2-1 観光振興や地域振興等につなげる取り組みの推進	●市天然記念物ケヤキ（下和田）周辺のデッキ等の整備 ●郷土民家園内へのキッチンカー等の設置検討
	2-2 歴史的資源の保存、継承、活用の推進	・文化財の登録、指定、保存助成 ・埋蔵文化財の調査、保存 ・文化財関係の冊子、調査報告書の発行
	2-3 地域の歴史・文化を知り、学べる機会の充実	・郷土民家園体験・実演事業の実施 ・郷土民家園、下鶴間ふるさと館での年中行事の実施 ・文化財案内板の設置
施策目標3 すべての子どもが文化芸術に親しめる環境をつくる	重点 3-1 文化芸術の本物の輝きに触れる機会の充実	・小中学校での芸術鑑賞授業の実施 ・芸術文化ホールでの多彩な芸術公演、体験型ワークショップ（子ども、親子対象）の実施
	3-2 子どもの文化芸術活動をサポートする組織の支援	・大和市伝統文化伝承事業実行委員会の活動支援 ●大和市部活動地域移行推進協議会の活動協力
	3-3 創造活動の成果を発表する機会の充実	・やまと伝統文化フェスティバルの開催 ・中学校文化連盟芸術祭に対する事業補助 ・やまとげんきこアートフェスティバルの開催

施策目標	方策	想定される主な取組 [R6 実施:○ R7 以降予定:●]
施策目標4 文化芸術の 振興を牽引 する担い手 を育てる	重点 4-1 伝統文化継承者の育成	・やまと子ども伝統文化塾の開催 ・無形民俗文化財保存会への補助金の交付 ●お囃子や神輿などの未指定文化財に対する登録制度の創設及び継承活動に係る広報の支援
	4-2 若者の創造活動への支援	○SORAアーティスト事業の実施（再掲） ○子ども声優体験ワークショップの実施
	4-3 文化芸術の振興に寄与した人の顕彰	・大和市文化芸術顕彰の実施 ・文化芸術顕彰受賞者公演、展示会の開催
	4-4 文化芸術活動を支える人材の育成	・ホール運営に携わる人材育成事業の実施 ・つる舞の里歴史資料館での学生インターン、博物館実習生の受け入れ
施策目標5 大和の文化 芸術の魅力 を内外にア ピールする	重点 5-1 多くの人を惹きつける文化芸術イベントの開催	・神奈川大和阿波おどりや中央林間手づくりマルシェなどの開催支援 ●漫画、アニメ等を活用した観光文化イベントの開催検討
	5-2 文化芸術に関する情報発信力の強化	・文化芸術情報サイト「大和文化百花」、芸術文化ホールホームページの運用 ・つる舞の里歴史資料館IBミュージアムの運用 ・文化芸術に関する動画コンテンツの公開 ・やまとガイドマップの発行
	5-3 文化芸術の魅力の一体的な発信	・YAMATO ART100の実施 ○やまと芸術祭の開催
	5-4 大和らしい歴史的・文化的景観の発掘、発信	・フィルムコミッション事業の実施
施策目標6 多文化共生 社会の実現 を目指し、 様々な文化 に親しめる 環境をつくる	重点 6-1 文化芸術を通じた国際交流イベントの推進	・やまとワールドフェスタの開催
	6-2 海外都市との文化芸術交流の推進	・光明市との文化芸術交流の実施 ・台湾などの世界の国や地域との文化芸術交流の検討
	6-3 国際理解に関する意識啓発の充実	・クロスカルチャーセミナーの開催 ・機関誌「Pal」の発行

大和市文化芸術振興基本計画【第4期】案

目次

第一章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の目的	1
2. 計画策定の基本的な考え方	1
3. 計画が対象とする文化芸術の領域	2
4. 計画の期間	2
5. 計画の位置づけ	3
第二章 第3期計画の取り組みと成果	4
■映像を活用した芸術公演、展覧会の開催	4
■「大和市の災害史」の発刊	5
■S O R Aアーティスト事業の実施	5
■デジタルへの転換	5
■やまと世界の料理めぐり～食べて応援スタンプラリー～の実施	6
モニタリング項目と実績値	7
第三章 文化芸術を取り巻く状況の変化	9
1. 新型コロナウイルス感染症が文化芸術に与えた影響	9
2. A I（Artificial Intelligence：人工知能）がもたらす変化への対応	9
3. アニメや漫画など日本のポップカルチャーが世界で躍進	10
4. 文化資源を活かした文化観光の推進	10
5. 多様性に対する意識や関心の高まりへの対応	11
第四章 施策目標と方策	12
施策目標1 市民の暮らしと文化芸術とのつながりを深める	12
施策目標2 地域の文化を大切に守り、次代につなぐ	14
施策目標3 すべての子どもが文化芸術に親しめる環境をつくる	16
施策目標4 文化芸術の振興を牽引する担い手を育てる	18
施策目標5 大和の文化芸術の魅力を内外にアピールする	20
施策目標6 多文化共生社会の実現を目指し、様々な文化に親しめる環境をつくる	22
第五章 計画推進に向けて	24
1. 文化芸術振興の担い手と役割	24
2. モニタリング（計画の進行管理）	26

第一章 計画策定にあたって

1. 計画策定の目的

長い歴史を背景とした文化資産、文化の多様性、そして優れた文化施設とそこで行われる市民の文化芸術活動は大和市の誇りであり、貴重な財産です。これらを後世に引き継ぐとともに、さらに新たな文化を生み出していくことが、心豊かで潤いのある市民生活、活力ある地域社会の実現につながります。

大和市は、文化芸術の持つ多様な力に早くから着目し、平成21年(2009年)に「大和市文化芸術振興条例」を制定し、また、本市における文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成23年(2011年)より「大和市文化芸術振興基本計画」を策定し、その後、平成26年度(2014年度)及び平成31年度(2019年度)に改定を行い、ハード、ソフトの両面から、さまざまな施策・事業を展開してきました。

このたび、第3期にあたる同計画が、令和6年度(2024年度)をもって最終年度を迎えたことから、その内容を見直し、コロナ禍やSDGs等の社会状況の変化を踏まえながら、大和の文化芸術のさらなる発展を図るための新たな計画を策定することとしました。

2. 計画策定の基本的な考え方

大和市文化芸術振興条例では、文化芸術振興の基本理念や特に力を注ぐ施策を定めています。この考えは、計画の策定や施策を進めるうえでの基本となるものです。

本計画の策定において、前提となる考え方は、大和市文化芸術振興条例の第2条、第5条、第6条に定められています。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、市民が文化芸術に親しむことのできる環境をつくるものとする。

2 文化芸術の振興に当たっては、市民の自主性及び創造性並びに文化芸術の多様性を尊重するものとする。

3 文化芸術の振興に当たっては、守り育てられてきた文化芸術を継承するとともに、未来に向け新たな文化芸術を創造するものとする。

4 文化芸術の振興に当たっては、市民と市は協力し、連携するものとする。

(子どものための施策推進)

第5条 市は、次代を担う子どもの豊かな人間性を育み、子どもが文化芸術に親しむための施策を推進するものとする。

(多文化共生のための施策推進)

第6条 市は、国籍、民族等の異なる市民が互いの文化を認め合い、多様な文化が共生するための施策を推進するものとする。

3. 計画が対象とする文化芸術の領域

この計画が対象とする文化芸術の領域は、芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化、文化財など「文化芸術基本法」に例示されているものを基本とします。また、どの分野にも当てはまらないような、創造力に富んだ「新たな文化芸術」も対象に含めるものとします。

文化芸術基本法における文化芸術の範囲

芸術：文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術

メディア芸術：映画、漫画、アニメーション及びコンピューターその他電子機器を利用した芸術

伝統芸能：雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能

芸能：講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能

生活文化：茶道、華道、書道その他の生活に係る文化

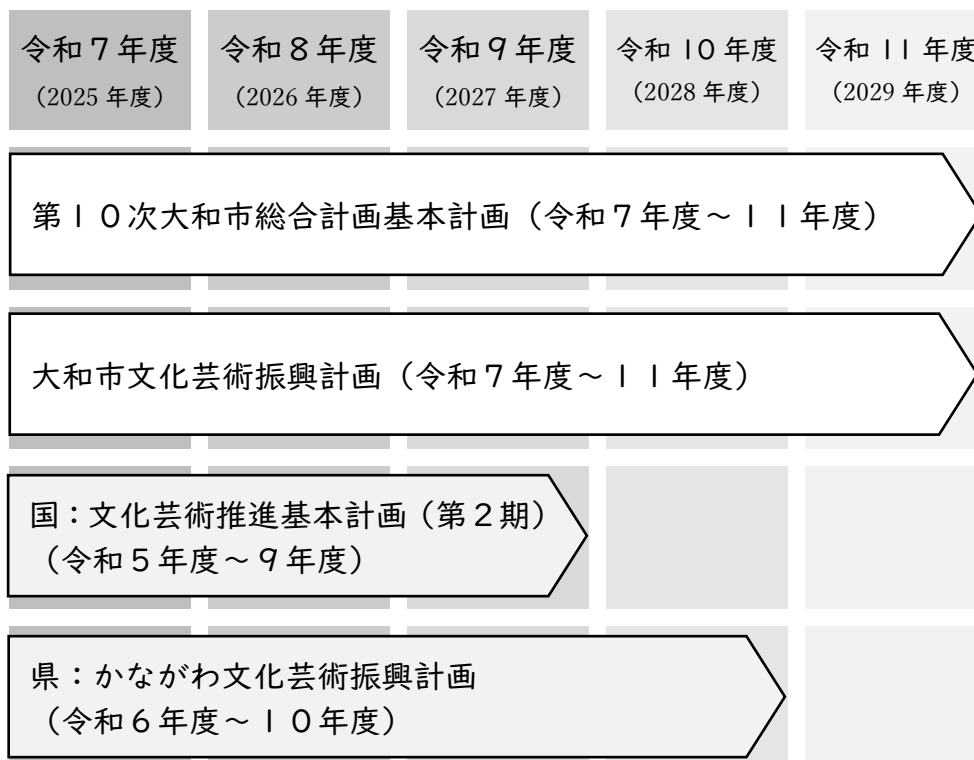
国民娯楽：囲碁、将棋その他の国民的娯楽出版物及びレコード等

文化財等：有形及び無形の文化財並びにその保存技術

地域における文化芸術：各地域における文化芸術の公演、展示等、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能）

4. 計画の期間

本計画は、市の最上位の計画である「第10次大和市総合計画」の基本計画との整合を図り、計画の期間を令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。



5. 計画の位置づけ

(1) 文化芸術振興条例の理念を具現化する計画

大和市文化芸術振興条例は、文化芸術の振興を図るという大和市の意思を明確に示したものです。

文化芸術振興基本計画は、この条例の第7条の規定に基づき策定するプランであり、文化芸術施策を推進する際の拠り所となるものです。

(2) 将来都市像を文化芸術の側面から実現する計画

第10次大和市総合計画は、市が行うすべての施策や事業の根拠となる計画です。

文化芸術振興基本計画は、第10次大和市総合計画が掲げる将来都市像を文化芸術の側面から実現する個別計画の位置づけを持つものとします。

(3) 市民と市の役割を明らかにし、共有することができる計画

大和市文化芸術振興条例には、第3条に市民の役割、第4条に市の役割をそれぞれ定めています。

文化芸術振興基本計画は、文化芸術に関わる各主体の役割を明らかにし、市の目指すべき方向を皆で共有することのできるものとして位置付けます。

(4) 文化芸術基本法の趣旨を踏まえ、国の施策との連携を図る計画

文化芸術基本法第7条の2には、国の文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画「地方文化芸術推進基本計画」を策定するよう努めることが規定されています。

文化芸術振興基本計画は、同法に規定する「地方文化芸術推進基本計画」の位置付けを持ち、必要に応じて国との連携を図るプランとします。

第二章 第3期計画の取り組みと成果

第3期計画の2年目に当たる令和2年（2020年）初頭、新型コロナウイルスが発生し、世界で感染が急拡大しました。我が国においては、同年4月に緊急事態宣言が発出され、不要不急の外出は控えるよう求められ、まさに文化芸術は、この不要不急のものであると見なされる風潮がありました。

その結果、ホールや展示会場等で大勢が一堂に会する文化芸術イベントは、感染拡大への懸念から開催の中止や延期、規模の縮小を余儀なくされ、加えて観覧する人も行動を自粛したことにより、全国各地でさまざまな分野の文化芸術活動が甚大な影響を受けました。

それは、本市においても例外ではなく、第3期の計画期間に予定していた事業やイベントはほとんど実施できず、定量的な目標を達成することが叶いませんでした。しかし、こうした厳しい状況の中でも、事業の実施手法を工夫しながら、文化芸術に親しめる新たな機会の提供、きっかけづくりに継続的に取り組み、定性的な部分で一定の成果を生み出すことができました。

また、文化芸術事業や公演が再開された際には、文化芸術に触れられることを心待ちにしていた市民が多くみられ、改めて文化芸術の持つ魅力とともに、有事が生じた場合の迅速な対応の必要性について再認識することとなりました。

■映像を活用した芸術公演、展覧会の開催

〔施策目標Ⅰ 市民の暮らしと文化芸術とのつながりを深める〕

芸術文化ホールの文化芸術事業については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、公演中止や企画内容等の見直しが必要となりましたが、代替公演の実施や企画内容の再構築を行い、文化芸術と市民との接点の確保に努めました。

具体的には、国内トップ・オーケストラが演奏する、ベートーベンの第九の上映会を開催しました。当日は、公演会場の雰囲気をもっとも味わいたいと多くのクラシックファンが集い、迫力ある演奏を堪能しました。

また、公募で選ばれた団体の作品を展示するオンライン形式の展覧会を実施しました。公開した動画には、作品を展示する様子だけでなく、学芸員が作品を際立たせる方法などを紹介し、今後の活動につながるものとなりました。

■「大和市の災害史」の発刊

令和4年9月に、市域に影響を与えてきた自然災害や感染症についての歴史を一冊にまとめた『大和市の災害史』を発刊しました。有史以前の噴火災害から、世界中で流行した新型コロナウイルス感染症までの災害史年表とともに、市制施行以降に市が行ってきた災害対策を掲載しています。

本書は、令和元年末からはじまった新型コロナウイルス感染症の世界的流行を契機に編集をはじめました。幾度も起こった大規模地震や大正年間に世界中で流行したスペインインフルエンザから分かるとおり、自然災害や感染症の流行は繰り返しく起こります。現在に伝わる記録をまとめて後世に伝えることで、未来の人々の減災に役立ってくれることを期待しています。

■SORAアーティスト事業の実施

「SORAアーティスト」事業は、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えたアーティストの創造、表現活動の支援策として、第3期計画の最終年度に開始した事業です。初年度となる令和6年度（2024年度）は、35名のアーティストが市の実施する審査会に合格し、ライセンスが交付されました。

青空のもと市内の公共施設や公園を会場に、音楽、大道芸、ダンスなど多彩なパフォーマンスが披露され、文化芸術に触れられる機会の充実とともに、大和市のにぎわい、魅力の向上にも貢献しています。また、市内の多くの方の目に触れる場所をアーティストに開放することで、若者の創造活動の支援につながっています。

■デジタルへの転換

「YAMATO ART100」は、コロナ禍においても事業を継続しましたが、掲載するイベントが急遽中止となることが予測されたことから、これまで冊子形式だったYAMATO ART100の情報誌をリーフレット形式に変更しました。これをきっかけにして、第3期計画の最終年度からは紙媒体への掲出をできる限り抑え、電子媒体への移行を進めています。

また、過去に作成した市の歴史に関するビデオ映像や、古民家のかやぶき屋根の葺き替えの様子、市内の民話・伝説の絵本の読み聞かせなどをデジタル化し、動画サイトで公開しました。さらに、民話・伝説の絵本については、市の電子図書館の蔵書として登録し、いつでも借りて読むことができるようにしました。

■やまと世界の料理めぐり～食べて応援スタンプラリー～の実施

多くの外国籍市民が暮らす大和市の特性を広く市民に紹介し、日本人市民と外国人市民との文化交流を図る「やまと世界料理の屋台村」の代替事業として、市内の外国料理店をスタンプラリーでめぐるキャンペーンを実施しました。

このキャンペーンは、国際化協会の協力指定店となっている外国料理店のうち、異なる3店舗で食事をした人に3,000円の食事券をプレゼントするもので、大変好評を博しました。

また、食事をした人には、SNSなどを活用して食べた料理の感想や応援メッセージなどを投稿してもらうこととし、大和市の外国料理店が持つ魅力の発信にもつなげました。

第3期計画モニタリング項目と実績値

施策目標1 市民の暮らしと文化芸術とのつながりを深める

項目名	基準値	実績値					目標値
		R1	R2	R3	R4	R5	R6
過去1年間において1回以上文化芸術の鑑賞を行った市民の割合	65.9% (H30)	—	—	43.9%	—	60.1%	80.0%
自ら文化芸術活動を行っている市民の割合	30.5% (H30)	—	—	17.8%	—	22%	42.0%
文化や芸術活動が盛んに行われていると思う市民の割合	45.7% (H28)	—	—	48.2%	—	51.2%	61.5%

施策目標2 地域の文化を大切に守り、次代につなぐ

項目名	基準値	実績値					目標値
		R1	R2	R3	R4	R5	R6
大和市の歴史や文化は、しっかりと継承されていると思う市民の割合	38.3% (H28)	—	—	38.4%	—	39.4%	46.5%
歴史文化施設の利用者数	54,443人 (H29)	47,760人	37,516人	50,280人	42,607人	37,025人	61,200人
つる舞の里歴史資料館企画展の認知状況	13.8% (H30)	—	—	19.1%	—	20.8%	21.0%

施策目標3 すべての子どもが文化芸術に親しめる環境をつくる

項目名	基準値	実績値					目標値
		R1	R2	R3	R4	R5	R6
市立小・中学校の文化芸術鑑賞・体験1校あたりの実施回数	4.7回 (H30)	4.4回	0.6回	2.5回	2.8回	3.5回	5.0回
対話による美術鑑賞ガイドスタッフ1人当たりの児童数	5.9人 (H29)	6.5人	中止	6.5人	6.9人	4.7人	5.0人
美術館等で対話による美術鑑賞を行った児童が美術作品に興味を持った割合	80.6% (H30)	82.0%	中止	96.6%	96.4%	94.0%	85.5%

施策目標４ 文化芸術の振興を牽引する担い手を育てる

項目名	基準値	実績値					目標値
		R1	R2	R3	R4	R5	R6
仮称：やまと文化芸術サポーター制度の設立	—	—	—	—	—	制度 設立 (指定管 理者)	制度 設立
イラストレーションデザインコンペの年間応募者数	343人 (H30)	396人	416人	404人	373人	334人	470人
イラストレーションデザインコンペ入賞者への年間制作依頼件数	22件 (H29)	16件	11件	20件	21件	17件	43件
やまと子ども伝統文化塾の受講者数	1,356人 (H30)	1,594人	1,690人	1,894人	2,125人	2,399人	2,200人

施策目標５ 大和の文化芸術の魅力を内外にアピールする

項目名	基準値	実績値					目標値
		R1	R2	R3	R4	R5	R6
文化芸術イベント全体の認知状況	62.9% (H30)	—	—	65.0%	—	72.2%	77.0%
やまと芸術文化ホール年間利用者数	306,018人 (H29)	225,063人	43,931人	104,520人	182,885人	209,782人	327,000人
やまと芸術文化ホールホームページ年間アクセス件数	594,284件 (H29)	543,923件	274,112件	344,908件	406,412件	519,864件	598,500件
YAMATO ART100として採用した文化芸術イベント数	102件 (H30)	107件	49件	54件	78件	128件	100件 以上

施策目標６ 多文化共生社会の実現を目指し、様々な文化に親しめる環境をつくる

項目名	基準値	実績値					目標値
		R1	R2	R3	R4	R5	R6
多文化共生・国際交流が行われていると思う市民の割合	22.3% (H28)	—	—	26.4%	—	33.3%	30.5%
文化芸術に期待する役割に「多文化共生」を挙げる市民の割合	13.7% (H30)	—	—	16.4%	—	21.1%	21.0%
やまと世界料理の屋台村の認知状況	16.3% (H30)	—	—	27.0%	—	16.4%	35.0%

第三章 文化芸術を取り巻く状況の変化

1. 新型コロナウイルス感染症が文化芸術に与えた影響

世界保健機関（WHO）は、令和2年（2020年）3月11日に、新型コロナウイルス感染症をパンデミック（世界的な大流行）とみなせると表明しました。

我が国においても、4月7日には7都府県に緊急事態宣言が発出され、同月16日には対象を全国へと拡大。その後は、収束と拡大を繰り返し、令和5年5月8日に感染症法上の5類感染症に位置づけられるまで、緊急事態宣言は計3回発出されました。

新型コロナウイルスの感染拡大は、文化芸術に携わる世界中の担い手に大きな打撃を与えました。文化施設は休業を余儀なくされ、イベント、公演、展示などが中止や延期、規模の縮小に追い込まれました。現在は5類感染症となり、大部分の活動が再開されてきていますが、いまだ、創作発表の機会喪失や感染リスク、金銭面などに対する不安を拭えない担い手が多くいます。

一方で、これまでなかなか社会に浸透しなかったICT（情報通信技術）を活用する動きが、急速に浸透したのもこの時期からです。ICTを活用した取り組みは、文化芸術の分野にも及び、動画サイトやSNS、ストリーミングサービスなどで、鑑賞する動きが広がりを見せました。これにより、多くの人が、さまざまな文化芸術を容易に知ることができるようになりましたが、反面、直接文化芸術を目にする感動や喜び、一体感については、モニター越しでは十分に得ることができないため、対面で触れることの重要性や本質的な価値が再認識される契機ともなりました。

2. AI（Artificial Intelligence：人工知能）がもたらす変化への対応

令和4年（2022年）11月に、生成AIの「Chat（チャット）GPT」がリリースされたことをきっかけに、さまざまなAIの一般利用が開始され、だれもが気軽に使えるようになりました。文化芸術の分野においては、シチュエーションを伝えてシナリオを製作したり、イメージだけでイラストを作成したりと、これまで人にしかできなかった作品の創作が、自動で、素早く、大量に行うことができるようになりました。表現形態の多様化、幅広い需要に対応できるようになり、新たな文化の発展に寄与する可能性が生まれた一方で、創作活動をする人々は、活動を脅かされかねないとして、危機感を募らせています。

また、AIで画像や文章を生成するには、表現者が創造した作品のデータを大量に収集する必要があります。著作権のある作品を、AIが自分の学習のためにデータ収集すること自体に法的な問題はありませんが、学習のために収集した作品をそのまま複製したようにAIが創作することがあり、このことで著作権上の問題が起きています。さらに、人が表現の道具としてAIを使用したと認められる場合は、著作物に該当すると考えられていますが、未だ、その考え方は十分には定まっていない状況にあるため、今後も、デジタル時代に対応した著作権制度と政策の方向性を注視しながら、技術の進歩に伴う変化に柔軟に対応していく必要があります。

3. アニメや漫画など日本のポップカルチャーが世界で躍進

令和5年（2023年）の総務省の情報通信白書によると、世界の動画配信市場は、定額制サービスの普及や新型コロナウイルスの感染拡大に伴う在宅時間の増加などにより、取り込んだ需要を維持・拡大しているとのこと。その市場は、令和4年（2022年）には、1,067億ドルとなっており、コロナの感染が拡大する前の令和元年（2019年）の566億ドルと比較して、約88.5%増加しています。その中で、我が国の放送系コンテンツの海外輸出は、堅調に増加しており、特に緻密な表現や豊かなストーリー性を持つ日本のアニメは、常に世界の視聴トップ10に入るほど人気を博し、漫画と並び、世界に誇るコンテンツとして定着しています。

また、情報技術革新が一段と加速化し、あらゆる分野において、情報の受信・発信が容易となり、異文化交流の垣根が低くなったことにより、日本の楽曲が世界の音楽チャートで1位を獲得したり、ドラマや映画の世界で日本の俳優や邦画が高い評価を受けたりと、これまで脚光を浴びていなかったポップカルチャーも海外で受け入れられるようになりました。

こうしたメディア芸術を振興することは、文化芸術の振興はもとより、賑わいの創出や地域の活性化にも大きな効果を発揮すると言われており、近年では、これらを活用した関連施設の整備、多様なイベントの開催などが行われ、それを目当てに国内外から多くの人々が訪れている事例がみられます。

4. 文化資源を活かした文化観光の推進

近年、地域の文化的資源を観光振興に活用しようとする動きが活発化しています。

これらの動きは単に政策として進められているだけでなく、法律の制定及び改正にもつながっています。我が国の文化芸術振興政策の根拠となる文化芸術基本法には、平成29年（2017年）の改正において、「文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない」ことが基本理念に定められました。また、平成30年（2018年）には、文化財保護法の改正が行われ、これまでの保護一辺倒から活用重視への方針転換が行われました。令和2年（2020年）に制定された「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（文化観光推進法）」も同様の考えを持った法律で、これにより、地域の文化財を観光資源化するための仕組みが構築されました。

こうした流れを受け、文化財として保有していた古民家を、宿泊施設やレストランにしたり、熊本地震で崩落した熊本城の石垣の復旧作業を、観光ツアーに組み込んだりと、雇用の創出や観光客の誘致に取り組む事例が増えてきており、既存の施設の特性や運営方法にとらわれない、新たな価値や魅力が全国各地で創出されています。

5. 多様性に対する意識や関心の高まりへの対応

メディアが多様性（ダイバーシティ）について取り上げる等、様々な価値観や習慣、文化の違いを受け入れていこうという社会的な機運が高まりつつあります。その背景にあるのは、SDGs（エス・ディー・ジーズ：Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の認知度の向上にあると言えます。

SDGsは、2015年9月の国連総会で採択された、2030年までに達成すべき17の目標と169のターゲットのことで、「誰一人取り残さない」という基本的な理念に基づき、貧困や格差、気候変動や環境破壊など、世界が直面する課題に対処するための共通の目標と行動計画です。その根底にある基本的な考え方は、「多様性の尊重」であるといわれています。

文化芸術は、国籍や信条、社会的な身分、性別や障がいの有無といったさまざまな違いを超えて共有できるもので、多様性を尊重する社会の進展や他者との相互理解の促進に大きく貢献できる力を持っており、今後果たすべき役割は一層重みを増してくると思います。

また、障がい者による文化芸術活動がますます盛んになる中で、さらに活動を推進するため、平成30年（2018年）6月に、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定されました。この法律では、障がい者の創造・鑑賞の機会の拡大や作品発表の機会確保などのさまざまなアプローチが期待されており、これらの必要な対応が求められています。

第四章 施策目標と方策

施策目標Ⅰ 市民の暮らしと文化芸術とのつながりを深める

大和市は、平成21年（2009年）に制定した大和市文化芸術振興条例において、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることを謳い、市民が文化芸術に親しむことのできる環境をつくることを理念として掲げています。

新型コロナウイルス感染症が感染拡大した当初、人々の身体的な接触や交流が妨げられ、多くの人が生活習慣、ライフスタイルの変容を余儀なくされました。こうした中であって、初めは不要不急と捉えられることの多かった文化芸術ですが、後に明日への活力や安らぎを与え、社会的・経済的にも重要な価値があることが改めて認識されました。それと同時に、心身に加えて社会的にも良い状態にあることを意味するウェルビーイングという概念が注目を集めるようになりました。文化庁が令和4年にまとめた文化に関する世論調査によると、地域の文化芸術活動に「関心がない」という人たちは、ウェルビーイングが低い傾向にあることが示されており、ウェルビーイングの向上の観点から、文化芸術への関心はますます高まりを見せています。

大和市には、文化創造拠点シリウスや市民交流拠点ポラリス、学習センターといった文化施設のほか、各地域にはコミュニティセンターも設置されており、市民が文化芸術に触れることのできる環境が整っています。こうした文化的な特性を活かし、年齢、性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、誰もが文化芸術に関心を持ち、創造力と文化力を高めることができるよう、多様な担い手と一体となって、市民の暮らしと文化芸術とのつながりを深めるための取り組みを進めます。

重点 方策 １－１ 誰もが文化芸術を日常的に親しめる機会の充実

年齢、性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、市民の誰もが日常的に文化芸術の鑑賞、創作、発表等を行うことのできる機会を充実します。

方策 １－２ ユニバーサルデザインの視点を取り入れた環境の整備

芸術文化ホールがすべての人にとって利用しやすい施設となるよう、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた環境の整備を継続して進めます。

方策 １－３ 市民の自発的かつ主体的な文化芸術活動への支援

市民の自発的かつ主体的な文化芸術活動を促進するため、個々の状況に応じて、相談や創造、発表の機会及び場の提供等の支援を行います。

方策 １－４ 芸術性の高い文化芸術に触れる機会の充実

市民が喜びや感動を味わうとともに、芸術的感性を磨き、創造意欲を高めていくことができるよう、トップアーティスト等の芸術性の高い作品の鑑賞の機会やワークショップ等を通じて芸術活動に触れる機会を充実させます。

方策 １－５ 文化芸術の力を社会へ活かす取り組みの推進

福祉の分野における癒しや生きがいの創出、表現力・コミュニケーション力の育成、体感治安の回復など、他の施策が抱える課題に対し、関係機関と連携、協力しながら、文化芸術の力を広く社会へ活かす取り組みを推進します。

施策目標 2 地域の文化を大切に守り、次代につなぐ

大和市文化芸術振興条例では、文化芸術の振興にあたっての基本的な考え方の一つとして、「守り育ててきた文化芸術を継承する」ことを掲げています。

大和市には、日本の旧石器時代の研究を塗り替えた月見野遺跡群をはじめ、歴史の重みを感じさせる建造物、彫刻、工芸品などの文化財が数多くあります。これらは、大和の歴史や文化の成り立ちを明らかにするために欠くことのできないものであり、先人の生活や市域の風土との関わりにおいて生み出され、守り伝えられてきた貴重な財産です。

一方で、これらを支える市民は、急速に進む少子化、高齢化等を背景に減少している傾向にあり、このまま進行すると、その価値が広く認識、周知されないまま埋もれていってしまう恐れがあります。

こうした問題に対応していくためには、これまでの学術的な利用等を主とした「公開による活用」にとどまらず、「他の施策分野への活用」に踏み込んだ取り組みを推進していくことが必要と考えます。現に全国では、過去の常識にとらわれない新たな発想で、文化財の魅力を引き出し、地域のアイデンティティーの形成や担い手の確保につなげている好事例も報告されており、本市においても、市の特性に応じたものを実施することができれば、成果を得られる可能性があります。

大和に息づく地域の文化を守り、歴史的資源の積極的な活用を通じて大切にする意識を醸成し、次の世代に引き継ぐための取り組みを進めます。

重点 方策 2－1 観光振興や地域振興等につなげる取り組みの推進

市内の歴史文化施設や指定文化財を大和の文化的な魅力の一つと捉え、これらを有効活用し、観光振興や地域振興等につなげる取り組みを推進します。

方策 2－2 歴史的資源の保存、継承、活用の推進

市内に存在する歴史的資源や埋蔵文化財等を市民の貴重な財産として確実に後世に継承するため、調査、修復、保存を適切に行うとともに、鑑賞機会の提供等の積極的な活用を推進します。

方策 2－3 地域の歴史・文化を知り、学べる機会の充実

歴史文化施設などにおいて、かつての大和の暮らしぶりや年中行事の再現、和紙・機織り・味噌などの伝統的なモノ作りの実演や体験を実施するなど、地域の歴史・文化を知り、楽しみながら学べる機会を充実します。

施策目標3 すべての子どもが文化芸術に親しめる環境をつくる

大和市文化芸術振興条例では、特に力を注ぐ施策の一つとして、「次代を担う子どもの豊かな人間性を育み、子どもが文化芸術に親しむための施策」を掲げています。

子どもは社会全体の希望、未来への力であり、いつの世でも、子どもが健やかに成長することは、市民みんなの願いといえます。

文化芸術の鑑賞や体験は、豊かな感性を磨き、創造力や表現力、他者を理解する心など、社会の中で生きていくためのさまざまな力を育みます。子どもたちには、経済的な状況に関わらず、誰もが文化芸術に触れることのできる機会が提供されるべきであり、さらに、成長段階において、自らの興味、関心に応じて選択ができるよう、可能な限り多様な選択肢を提供していくことが望ましいと考えます。

特に、小さな頃からインターネットやパソコンがある環境で育った世代、いわゆるデジタルネイティブである子どもたちからは、これまでの評価軸では捉えられない新たな文化芸術の創造も期待されます。今後は、より多様なジャンルに対して広く機会を提供しながら、文化芸術への受容度を高めていくことが重要になると考えます。

また、国は令和4年12月に策定したガイドラインに基づき、休日の学校部活動を段階的に地域クラブ活動へ移行することを進めています。本市においても、部活動の地域移行を進める組織が設立されており、この活動に協力して中学校生徒にとって望ましい文化芸術環境づくりに取り組む必要があります。

大和市に暮らすすべての子どもが等しく、多くの感動に出会い、感受性豊かな人間として成長できるよう、あらゆる担い手が協力しあい、一体となって、文化芸術に親しむことのできる環境をつくれます。

重点 方策 ３－１ 文化芸術の本物の輝きに触れる機会の充実

子ども、親子を対象とした公演や体験型ワークショップ等、すべての子どもが質の高い文化芸術に触れ、その感動を味わうことで、創造することや本来的なコミュニケーションの楽しさを実感できる機会を充実させます。

方策 ３－２ 子どもの文化芸術活動をサポートする組織の支援

子どもたちの文化芸術に対する興味、関心を効果的に引き出すために、様々なジャンルにおいて、子どもの文化芸術活動をサポートする組織を支援します。

方策 ３－３ 創造活動の成果を発表する機会の充実

子どもを対象としたコンクールや発表会、展示会等の開催及び支援を行い、子どもたちが文化芸術活動を通して、自己表現を行うことのできる機会を充実させます。

施策目標 4 文化芸術の振興を牽引する担い手を育てる

大和市文化芸術振興条例では、文化芸術の継承とともに、未来に向け新たな文化芸術を創造することを基本理念の一つに掲げています。

大和の文化芸術を未来につなげていくためには、現在の子どもや若者たちが文化芸術の担い手になってもらうことが必要であり、そのための取り組みを絶え間なく続けていくことが不可欠となります。文化芸術の分野においては、芸術家や指導者等といった直接的な担い手のほか、活動の運営等をサポートするボランティア、芸術家と鑑賞者の橋渡し役を行うコーディネーターなど多様な担い手が存在します。こうした優れた人材を市内に増やしていくためには、大和市中で継続的に活動していくための機会を多く設けたり、社会的な地位の向上につながる取り組みを行ったりするなど、市全体でその活動を奨励していくことが望まれます。

また、文化芸術の中でも、日本の伝統文化や地域に根差した文化は、人口減少の影響、生活様式の変化等による後継者不足の問題を特に抱えており、これまで以上に重点的な取り組みが求められます。これらの文化に触れる機会を継続的に設けることにより、興味、関心を高める契機となり、次代の担い手の発掘、確保にもつながっていくものと考えます。

大和の文化芸術を先導しようとする意欲的な市民が、自らの能力を存分に発揮し、文化芸術の牽引者となるよう、その発掘、育成に力を注いでいきます。

重点 方策 4－1 伝統文化継承者の育成

日本の伝統文化を習得できる機会を提供し、その継承者の育成につなげます。
また、無形民俗文化財の保存団体のみならず、大和の民俗芸能団体などの継承活動に対し、適切な支援を行います。

方策 4－2 若者の創造活動への支援

豊かな才能を持った若い世代の文化芸術活動の一層の促進を図るため、多様なジャンルにおいて、創造性を最大限発揮し、ステップアップを図ることのできる機会づくり、場づくりに取り組みます。

方策 4－3 文化芸術の振興に寄与した人の顕彰

市内を中心に優れた創造、創作活動を行っている芸術家や、大和の文化芸術の発展に貢献された人を顕彰し、これら文化芸術の担い手とその活動を市内外へ発信します。

方策 4－4 文化芸術活動を支える人材の育成

様々な形で文化芸術振興の主体者として関わっていけるよう、ホール運営に携わる人材や文化芸術事業に関わるボランティアの育成に取り組みます。また、大学からの学生インターンシップや学芸員の資格取得を目指す実習生を積極的に受け入れていきます。

施策目標 5 大和の文化芸術の魅力を内外にアピールする

大和市文化芸術振興条例では、文化芸術の継承、創造に加え、文化芸術を発信するための環境の整備を図ることを市の役割の一つとして掲げています。

平成28年（2016年）11月に開館した、芸術文化ホールを含む文化創造拠点シリウスは、公共の複合文化施設としては異例の速さで年間総来館者数1,000万人を達成しました。そのペースはコロナ禍において一旦は鈍化したものの、令和6年（2024年）6月には2,000万人の大台を突破し、今や、大和のランドマークとして位置付けられる本市が誇る文化資源といえます。こうした文化資源は、施設だけでなく、市ゆかりのアーティスト、芸術作品、文化芸術団体、イベント、風景など、市内に多く存在しています。これらの持つ魅力に光をあて、多様な手段を用いて、市内外に効果的にアピールしていくことで、大和市を知り訪れる人々が増え、ひいては「大和らしさ」が創出されていきます。

また、現在の大和市は、音楽、演劇、美術、文芸、芸能など様々な分野において、多くの市民が活発に活動していることに加え、SORAアーティストパフォーマーや中央林間手作りマルシェの出展者など、市外に拠点を持ちながらも、大和の文化芸術の振興に関わりを持つ人、いわゆる「関係人口」と呼ばれる人も多く活動しています。人口が減少すると推計されている我が国において、関係人口は地域活性化の担い手として近年注目されており、これも市の文化資源と捉え、広く発信していくことで、大和の新たな魅力として認知されていくものと考えます。

市民はもとより、市外の人にも大和の文化芸術の良さを感じてもらえるよう、観光や景観の施策とも連携を図りながら、その魅力を内外にアピールしていくための取り組みを進めます。

重点 方策 5-1 多くの人を惹きつける文化芸術イベントの開催

大和の文化芸術の魅力となっている「神奈川大和阿波おどり」や「中央林間手づくりマルシェ」の開催を支援するとともに、日本のポップカルチャーを活用した観光文化イベント等の開催に向けた検討を進めます。

方策 5-2 文化芸術に関する情報発信力の強化

文化芸術に関する情報を一元的に提供するポータルサイト「大和文化百花」を効果的に運用します。また、SNSや動画配信サービスなどデジタルコンテンツによる情報発信の充実を順次図るとともに、紙媒体も引き続き活用しながら、幅広い年齢層に対して分かりやすく情報発信を行います。

方策 5-3 文化芸術の魅力の一体的な発信

文化芸術の力で人とまちを元気にすることを目的とした、「YAMATO ART100」を継続して実施するなど、大和の文化芸術の魅力を一体的に発信します。また、芸術文化ホールを主会場とした「やまと芸術祭」を実施し、指定管理者等とともに、様々な文化芸術イベントを集中的に開催します。

方策 5-4 大和らしい歴史的・文化的景観の発掘、発信

映画やTV、CM等の撮影ロケーション地としてのプロモーション、撮影支援を行うフィルムコミッション事業を通じて、歴史が感じられる街並みや文化的景観等の大和らしい景観を掘り起し、広く発信します。

施策目標 6 多文化共生社会の実現を目指し、様々な文化に親しめる環境をつくる

大和市文化芸術振興条例では、子どものための施策と並ぶ重要な施策として、「多文化共生のための施策」を掲げています。

本市は、厚木基地を抱え、かつてインドシナ難民を受け入れるための施設である「大和定住促進センター」が存在していたこともあり、早くから多様な文化を肌で感じてきたまちです。さらに、平成2年に「出入国管理及び難民認定法」の改正により、就労の機会を求めて多くの南米日系人が来日したことで、一層の多国籍化が進み、今では90近い国と地域の外国人が生活を営むまちとなりました。全国には、本市よりも外国人が多く住む自治体は他にもありますが、国籍に多様性があることは、他ではあまりみられない大和市の特性といえます。

一方、我が国においては、令和6年（2024年）3月の訪日外客数が308万1,600万人となり、統計を取り始めて以降初めて、300万人を突破したとのことです。こうした海外から日本への旅行者のことをインバウンドと呼びますが、これは、今後も右肩上がりて増加していくことが想定されています。本市においても、隣接する横浜市の瀬谷区で開催される国際園芸博覧会及びその後に誘致が予定される次世代型テーマパークによるインバウンドの影響が予測されており、こうした点を踏まえ、多文化共生の意識の醸成を図ることは、今後ますます重要性が増してくると思います。

言語や民族の違いを超え、人々の心を結び付ける文化芸術の力を活かし、市内で暮らす外国人市民との交流はもとより、海外の人々との交流等を通じて、多文化共生社会の実現に貢献していきます。

重点 方策 6－1 文化芸術を通じた国際交流イベントの推進

日本人市民や外国人市民が気軽にコミュニケーションを取ることができる機会を提供するために、文化芸術を通じた国際交流イベントを開催します。また、日本の文化や芸術を外国人に紹介する活動を推進します。

方策 6－2 海外都市との文化芸術交流の推進

市民の国際感覚及び相互理解を深めるため、海外都市と様々なジャンルの文化芸術交流を推進します。

方策 6－3 国際理解に関する意識啓発の充実

日本人市民が外国への関心を高め、国際交流活動への参画を促すため、楽しみながら多様な文化や生活習慣等を学ぶ講座の開催や冊子等による意識啓発に取り組めます。

第五章 計画推進に向けて

1. 文化芸術振興の担い手と役割

大和市文化芸術振興条例では、市民と市が果たす役割をそれぞれ定めています。

文化芸術振興の総合的な推進を図るため、市や事業者等の役割を明らかにするとともに、市民、文化芸術団体等に次のような役割を期待します。

また、市では、これまで同様、教育、国際、観光など、市内における関係部署との連携、協力を継続しながら、より発展的な取り組みを進めていきます。

施策目標		方策	
施策目標 1	市民の暮らしと文化芸術とのつながりを深める	1-1	誰もが文化芸術を日常的に親しめる機会の充実
		1-2	ユニバーサルデザインの視点を取り入れた環境の整備
		1-3	市民の自発的かつ主体的な文化芸術活動への支援
		1-4	芸術性の高い文化芸術に触れる機会の充実
		1-5	文化芸術の力を社会へ活かす取り組みの推進
施策目標 2	地域の文化を大切に守り、次代につなぐ	2-1	観光振興や地域振興等につなげる取り組みの推進
		2-2	歴史的資源の保存、継承、活用の推進
		2-3	地域の歴史・文化を知り、学べる機会の充実
施策目標 3	すべての子どもが文化芸術に親しめる環境をつくる	3-1	文化芸術の本物の輝きに触れる機会の充実
		3-2	子どもの文化芸術活動をサポートする組織の支援
		3-3	創造活動の成果を発表する機会の充実
施策目標 4	文化芸術の振興を牽引する担い手を育てる	4-1	伝統文化継承者の育成
		4-2	若者の創造活動への支援
		4-3	文化芸術の振興に寄与した人の顕彰
		4-4	文化芸術活動を支える人材の育成
施策目標 5	大和の文化芸術の魅力を内外にアピールする	5-1	多くの人を惹きつける文化芸術イベントの開催
		5-2	文化芸術に関する情報発信力の強化
		5-3	文化芸術の魅力の一体的な発信
		5-4	大和らしい歴史的・文化的景観の発掘、発信
施策目標 6	多文化共生社会の実現を目指し、様々な文化に親しめる環境をつくる	6-1	文化芸術を通じた国際交流イベントの推進
		6-2	海外都市との文化芸術交流の推進
		6-3	国際理解に関する意識啓発の充実

◎：主導的に関わる担い手 ○：支援する担い手

市民等		事業者等			市	
市民 (文化芸術団体等)	芸術家	芸文 ホール	公益財 団・観光 協会	民間文化 施設	市	教育 委員会
◎	◎	◎	○	○	◎	○
○	○	◎		○	◎	
		○	○	○	◎	○
○	◎	◎		○		
○	○	◎			◎	○
	○		◎		◎	
○					◎	◎
○			○		◎	◎
	◎	◎	◎	○	○	◎
○			◎		○	○
		○		○	◎	◎
	○		◎		◎	
	○	◎	○	○	◎	
		◎		○	◎	
		◎		○	◎	
○	○		◎		◎	
		◎	◎		◎	
○	○	◎	○	○	◎	
			◎		◎	
○	○	○	◎		◎	
○			◎		◎	
			◎		○	

2. モニタリング（計画の進行管理）

本計画では、「PDCAサイクル」の考え方に基づいた進行管理を基本とします。具体的には、施策目標の達成のために特に重要となる指標をモニタリング項目として設定し、これらの項目等の達成状況の調査を定期的に行いながら、有識者と市民で構成する文化芸術振興審議会による審議等を踏まえ、必要に応じて事業の見直しを行います。

なお、本計画の運用中に、新型コロナウイルスのような社会環境が一変する不測の事態が再度起きた場合は、「OODA（ウーダ）ループ」の考えに基づく進行管理に切り替え、状況に合わせた方策を計画に追加することや、モニタリングの項目の見直し、目標数値の変更など、柔軟に対応することとします。

※OODAループ：

現場を「観察（Observe）」、「分析（Orient）」し、状況に応じて素早く「意思決定（Decide）」し、「実行（Act）」に移すマネジメント手法。

PDCAサイクルは、「計画を立ててから行動する」のに対し、OODAループは、「状況を見てとりあえずやってみる」という考え方で、状況によって意思決定したあとも、再度、観察に戻ることもある。

施策目標	項目	現状数値	目標数値 (R11)
施策目標1	過去1年間に於いて1回以上文化芸術の鑑賞を行った市民の割合	39.1% (R5)	65.0%
	自ら文化芸術活動を行っている市民の割合	22.0% (R5)	30.0%
	文化や芸術活動が盛んに行われていると思う市民の割合	R6 市政世論調査で測定	向上
施策目標2	歴史文化施設の利用者数	37,025 人 (R5)	50,280 人
	大和市の歴史や文化財は、しっかり継承されていると思う市民の割合	R6 市政世論調査で測定	向上
施策目標3	市立小・中学校の文化芸術鑑賞・体験1校当たりの実施回数	3.5 回 (R5)	5 回
施策目標4	やまと子ども伝統文化塾の累計受講者数	2,399 人 (R5)	3,400 人
施策目標5	芸術文化ホール年間利用者数	209,782 人 (R5)	306,018 人
	YAMATO ART100として採用した文化芸術イベント数	128 件 (R5)	100 件以上
	観光文化イベントの年間総来場者数	680,763 人 (R5)	1,160,000 人
施策目標6	やまとワールドフェスタの総来場者数	5,600 人 (R5)	6,000 人
	多文化共生・国際交流が行われていると思う市民の割合	R6 市政世論調査で測定	向上

議案第 3 号

第 3 期大和市スポーツ推進計画に係る意見聴取について

第 3 期大和市スポーツ推進計画に係る意見聴取について、スポーツ基本法第 10 条第 2 項の規定により、審議願いたく提案する。

令和 7 年 1 月 24 日提出

大和市教育委員会

教育長 藤 井 明

令和7年1月14日

大和市教育委員会
教育長 藤井 明 殿

大和市長 古谷田 力



第3期大和市スポーツ推進計画策定に係る意見聴取について

このことについて、第3期大和市スポーツ推進計画の策定にあたり、スポーツ基本法第10条第2項の規定に基づき意見聴取します。

【参考】スポーツ基本法（抜粋）

第10条（地方スポーツ推進計画）

第2項 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

【事務担当】

文化スポーツ部 スポーツ課
スポーツのまち推進係

第3期大和市スポーツ推進計画の策定について

背景等

- ・平成25年7月に第1期となる「大和市スポーツ推進計画」を策定。その後、平成31年4月には現行の第2期計画を策定し、計画に基づき様々なスポーツ施策を推進してきました。
- ・コロナ禍を経て人々の生活や社会に活力を与えるといったスポーツの持つ価値が改めて認識される中、令和4年3月、国のスポーツ基本計画が改定され、「する」「みる」「ささえる」という様々な形で自発的にスポーツに参画し楽しさや喜びを得ることは、心や生活をより豊かにする「Well-being」の考え方につながるなどが示されました。
- ・このたび第2期計画は今年度に最終年度を迎えることから、新たに「第3期大和市スポーツ推進計画」を策定するものです。

計画策定の概要

（1）計画期間

- ・令和7年度～11年度（5年間）

（2）基本理念

- ・「スポーツでつながる！ 健幸都市やまと」

（3）基本目標及び個別目標

- ・視点①する「だれもがスポーツに親しめる環境づくり」
 1. ライフステージやそれぞれの環境に応じたスポーツの推進
 2. 子どもの体力向上と学校における取り組み
 - ・視点②みる「スポーツへの関心を高める機会づくり」
 1. トップスポーツ観戦機会の推進
 2. 観戦スポーツ情報の発信
 - ・視点③ささえる「市民が主体となりスポーツを支えるしくみづくり」
 1. スポーツ活動をささえる人材づくり
 2. スポーツ活動をささえる環境の整備
 3. 市民が利用しやすいスポーツ情報サービスの充実
 - ・視点④つながる「市民とスポーツをつなぎ、健康へと導くしくみづくり」
 1. スポーツ・運動からつながる健康づくり
 2. スポーツからつながる地域づくり
 3. ホームタウンチームからつながるスポーツの振興
 4. 国際大会からつながるスポーツの活性化
- ※基本目標の達成に向け、各施策の下に具体的な取り組みを位置づける。

今後の予定

令和6年12月～1月6日まで 市民意見公募（パブリックコメント実施）

令和7年 1月 教育委員会定例会での意見聴取

2月 スポーツ推進審議会への諮問

3月 スポーツ推進審議会からの答申 第3期計画の決定

令和7（2025）年1月24日（金）

スポーツ課

取り組む施策の体系と展開

	個別目標 (11)	施策の展開 (21)	施策の概要 (41)	主な取り組み(147事業より一部抜 粋・R6 実施:○ R7 以降:●)
視 点 ー す る	ライフステージ やそれぞれの 環境に応じた スポーツの推 進	生涯スポーツ活動の 推進	高齢の方のスポーツ活動の促 進	・高齢者及びファミリーを対象とした スポーツ教室の開催 ・コグニサイズ動画配信 ・スポーツフェスタ、駅伝競走大会等 の開催 ・地区体育振興会スポーツ事業の支 援 ・障がい者スポーツ教室の開催 ・障がい者スポーツ指導員・サポータ ーの育成支援 ○レディースサッカー体験会 ○大和・綾瀬スポーツフェスティバル の開催 ●日本体育大学などの知見を活用 した競技力向上のための事業の 検討
			子育て世代・働く世代のスポー ツ参画推進	
			多様なライフスタイルに合わせ たスポーツ教室の実施	
		市民参加型のスポー ツイベント及び地域ス ポーツ大会の開催	市民参加型スポーツイベントの 推進	
			地域スポーツ・各種スポーツ団 体の大会支援	
		障がい者スポーツ(パ ラスポーツ)活動の支 援	障がい者スポーツ(パラスポー ツ)大会の支援及び参加促進	
			障がいのある人向けスポーツ・ レクリエーションの推進	
			障がいのある人もない人も、と もに運動やスポーツができる環 境づくり	
			障がい者スポーツにおける指導 者・サポーターの育成支援	
		競技力向上への支援	学校法人日本体育大学などと の連携による競技力向上のため の支援	
視 点 2 み る	子どもの体力 向上と学校に おける取り組み	子どもの外遊び・運動 の推進	乳幼児期の子どもの遊びや運 動の日常化を図る環境づくり	・スポーツ出前講座「スポーツだいす き!」の実施 ●放課後における子どもの運動の機 会提供の検討 ○指定管理者による子ども向けスポ ーツ事業の実施 (マリンスポーツ・やまとジュニアT RYアスロン) ●部活動地域移行推進協議会と連 携した指導者派遣の検討
			青少年期の子どもを対象とした 遊びや運動機会の提供	
			地域における子どものスポー ツ・運動機会の充実	
			女子児童・生徒のスポーツ活 動・体力向上の推進	
		学校における子どもの 体力向上に向けた取り 組みと連携	学校生活における体力向上・運 動機会の創出に向けた取り組 みと連携	
視 点 2 み る	トップスポーツ 観戦機会の推 進	トップスポーツ観戦機 会の提供	トップスポーツ誘致による観戦 機会の提供	・トップスポーツ観戦デーの開催 ●各年代におけるトップレベルの試 合への観戦機会の検討 ○国際スポーツ大会のパブリックビ ューイングの実施
			話題性のあるスポーツイベント の開催	
	観戦スポーツ 情報の発信	ホームタウンチーム観 戦・応援機会の拡大	ホームタウンチームの観戦・応 援機会の提供	・パブリックビューイングの開催 ・市広報媒体による告知
		本市ゆかりのチーム・ 選手や、スポーツ大会 などを応援する情報の 発信	本市ゆかりのチーム・選手やス ポーツ大会に関する情報発信	

令和7（2025）年1月24日（金）

スポーツ課

	個別目標 (11)	施策の展開 (21)	施策の概要 (41)	主な取り組み(147事業より一部抜粋・R6 実施:○ R7 以降:●)
視点3 ささえる	スポーツ活動を ささえる人材 づくり	スポーツに関わる人材 育成と団体支援	スポーツ活動を支える人材育 成	・地区体育振興会、スポーツ推進委 員等への研修会の実施 ●日本体育大学などの協力によるス ポーツ指導者を対象とした研修会 の検討 ●国際・全国規模の競技大会におい て優秀な成績を収めたチーム及び 選手への奨励内容の検討
			スポーツ活動を支える関係団 体の支援・連携	
		スポーツ活動に対する 表彰・奨励制度	スポーツ活動に対する顕彰制 度	
			競技スポーツ大会への参加及 び開催支援	
	スポーツ活動を ささえる環境 の整備	スポーツボランティア の育成	スポーツボランティア活動の拡 大推進	・計画的なスポーツ施設及び備品の 整備 ●学校スポーツ施設開放事業にお ける利便性向上策の検討 ●利便性の高いスポーツ施設の管 理運営 ●スポーツセンター競技場大規模改 修工事の検討
		身近な場でのスポーツ 環境の整備	身近な場所でスポーツや運動・ 遊びがでる環境の整備	
		大規模スポーツ施設 の効率的・効果的な環 境整備	学校スポーツ施設の有効活用	
			大規模公共スポーツ施設の改 修・整備	
	市民が利用し やすい スポーツ情報 サービスの推 進	スポーツ情報サービス の推進	指定管理者制度による施設の 管理運営	・市広報媒体によるスポーツ情報の 発信 ・ホームタウンチームと連携したスポ ーツ情報の提供
			民間スポーツ施設の利用	
視点4 つながる	スポーツ・運動 からつながる 健康づくり	健康につながるスポー ツ・運動の推進	スポーツ情報の積極的な発信	・生活習慣病等の予防のための各 種教室、健康相談の開催 ・歩くことによる健康づくりの推進
			市民参加手続きによる情報の 収集	
	スポーツからつ ながる地域づ くり	スポーツ活動を通じた 地域づくりの推進	健康増進につながるスポーツ 活動の推進と運動機会の拡大	・地域スポーツ推進団体活動の支援 ・総合型地域スポーツクラブの支援 ・スポーツ少年団活動の支援 ○大和・綾瀬スポーツフェスティバル の開催
			健康寿命の延伸につながる身 体活動への取り組み	
			地域スポーツ推進活動団体支 援	
			総合型地域スポーツクラブの育 成と質的充実	
	ホームタウンチ ームからつな がるスポーツの 振興	女子サッカーを基軸と した地域スポーツの振 興	スポーツ少年団活動の充実	・大和なでしこカップ等女子サッカー イベントの開催 ・ホームタウンチームスポーツ観戦デ ーの実施 ・ホームタウン認定制度の活用
			スポーツによる広域連携の推 進	
			横浜 F・マリノスによるホーム タウン活動と連携の推進	
	国際大会から つながるスポー ツの活性化	ホームタウンチームと の連携・協働	大和シルフィードによるホーム タウン活動と連携の推進	・ポスター、チラシの掲出やパブリック ビューイングの開催
			国際大会開催によるス ポーツ機運の醸成	
			大規模な国際大会開催に向け た機運の醸成	

S

P



YAMATO

第3期大和市スポーツ推進計画(案)

R

T

S

3

大 和 市

第3期大和市スポーツ推進計画（案） 《目次》

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定にあたり	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	4
4. 本計画における「スポーツ」の範囲	4
第2章 現状と課題	5
1. スポーツを取巻く動向	6
1. 国や県、本市の動向	
(1) スポーツに関する国の取り組み・背景	
(2) スポーツに関する神奈川県での取り組み・背景	
(3) スポーツに関する本市の取り組み・背景	7
2. スポーツを取巻く本市の現状	8
1. スポーツにおける大和市の特徴	
(1) 大和市はスポーツのまちを推進しています！	
(2) 女子サッカーの推進	10
～Sports Column～	11
2. 本市スポーツ施設の利用状況	12
3. 本市の子どもの体力・運動能力	14
(1) 運動やスポーツの好き嫌いについての割合	
(2) 1週間の総運動時間の割合	15
3. 前計画期間中の主な取り組み	17
1. 視点①「する」に対応する取り組み	
2. 視点②「みる」に対応する取り組み	
3. 視点③「ささえる」に対応する取り組み	18
4. 視点④「つながる」に対応する取り組み	
4. 前計画の数値目標に対する評価	19
1. 視点①「する」に対応する成果指標	
2. 視点②「みる」に対応する成果指標	20
3. 視点③「ささえる」に対応する成果指標	21

4. 視点④「つながる」に対応する成果指標	21
5. 課題の整理	23
1. 視点①「する」に関する課題	
2. 視点②「みる」に関する課題	24
3. 視点③「ささえる」に関する課題	
4. 視点④「つながる」に関する課題	
第3章 基本理念と基本目標	26
1. 基本理念と基本目標	27
1. 基本理念について	
2. スポーツ推進における4つの視点と4つの基本目標	28
第4章 取り組む施策の体系と展開	31
1. 取り組む施策の体系	32
2. 取り組む施策の展開	34
視点1「する」～だれもがスポーツに親しめる環境づくり～	
1. ライフステージやそれぞれの環境に応じたスポーツの推進	
(1) 生涯スポーツ活動の推進	
①高齢の方のスポーツ活動の促進	35
②女性や子育て世代・働く世代のスポーツ参画推進	
③多様なライフスタイルに合わせたスポーツ教室の実施	36
(2) 市民参加型のスポーツイベント及び地域スポーツ大会の開催	
①市民参加型スポーツイベントの推進	37
②地域スポーツ・各種スポーツ団体の大会支援	
(3) 障がい者スポーツ（パラスポーツ）活動の支援	38
①障がい者スポーツ（パラスポーツ）大会の支援及び参加促進	
②障がいのある人向けスポーツ・レクリエーションの推進	
③障がいのある人もない人も、ともに運動やスポーツができる環境づくり	39
④障がい者スポーツにおける指導者・サポーターの育成支援	
(4) 競技力向上への支援	
①学校法人日本体育大学などとの連携による競技力向上のための支援	40

2. 子どもの体力向上と学校における取り組み・・・・・・・・・・	40
(1) 子どもの外遊び・運動の推進	
①乳幼児期の子どもの遊びや運動の日常化を図る環境づくり・・・・・・・・	41
②青少年期の子どもを対象とした遊びや運動機会の提供	
③地域における子どものスポーツ・運動機会の充実・・・・・・・・・・	42
④女子児童・生徒のスポーツ活動・体力向上の推進	
(2) 学校における子どもの体力向上に向けた取り組みと連携・・・・・・・・	43
①学校生活における体力向上・運動機会の創出に向けた取り組みと連携	
 視点2「みる」～スポーツへの関心を高める機会づくり～・・・・・・・・	44
1. トップスポーツ観戦機会の推進	
(1) トップスポーツ観戦機会の提供	
①トップスポーツ誘致による観戦機会の提供	
②話題性のあるスポーツイベントの開催・・・・・・・・・・	45
(2) ホームタウンチーム観戦・応援機会の拡大	
①ホームタウンチームの観戦・応援機会の提供	
2. 観戦スポーツ情報の発信・・・・・・・・・・	46
(1) 本市ゆかりのチーム・選手、スポーツ大会などを応援する情報の発信	
①本市にゆかりのチーム・選手やスポーツ大会に関する情報発信	
 視点3「ささえる」～市民が主体となりスポーツをささえるしくみづくり～・・	47
1. スポーツ活動をささえる人材づくり	
(1) スポーツに関わる人材育成と団体支援	
①スポーツ活動を支える人材育成・・・・・・・・・・	48
②スポーツ活動を支える関係団体への支援・連携	
(2) スポーツ活動に対する表彰・奨励制度	
①スポーツ活動に対する顕彰制度	
②競技スポーツ大会への参加及び開催支援・・・・・・・・・・	49
(3) スポーツボランティアの育成	
①スポーツボランティア活動の拡大推進	
2. スポーツ活動をささえる環境の整備・・・・・・・・・・	50

(1) 身近な場でのスポーツ環境の整備	50
①身近な場所でスポーツや運動・遊びができる環境の整備	
②学校スポーツ施設の有効活用	51
(2) 大規模スポーツ施設の効率的・効果的な環境整備	
①大規模公共スポーツ施設の改修・整備	52
②指定管理者制度による施設の運営管理	
(3) 民間企業におけるスポーツ施設の連携活用	
①民間スポーツ施設の利用	
3. 市民が利用しやすいスポーツ情報サービスの推進	53
(1) スポーツ情報サービスの推進	
①スポーツ情報の積極的な発信	
②市民参加手続きによる情報の収集	54
視点4「つながる」～市民とスポーツをつなぎ、健康へと導くしくみづくり～	55
1. スポーツ・運動からつながる健康づくり	
(1) 健康につながるスポーツ・運動の推進	
①健康増進につながるスポーツ活動の推進と運動機会の拡大	
②健康寿命の延伸につながる身体活動への取り組み	56
2. スポーツからつながる地域づくり	
(1) スポーツ活動を通じた地域づくりの推進	
①地域スポーツ推進活動団体支援	57
②総合型地域スポーツクラブの育成と質的充実	
③スポーツ少年団活動の充実	
④スポーツによる広域連携の推進	
3. ホームタウンチームからつながるスポーツの振興	58
(1) 女子サッカーを基軸とした地域スポーツの振興	
①女子サッカーのまちの推進	
(2) ホームタウンチームとの連携・協働	59
①横浜F・マリノスによるホームタウン活動と連携の推進	
②大和シルフィードによるホームタウン活動と連携の推進	60
4. 国際大会からつながるスポーツの活性化	61
(1) 国際大会開催によるスポーツ機運の醸成	
①大規模な国際大会開催に向けた機運の醸成	

第5章 計画の推進について	62
1. 成果指標の設定	63
1. 視点①「する」に対応する成果指標	
2. 視点②「みる」に対応する成果指標	64
3. 視点③「ささえる」に対応する成果指標	65
4. 視点④「つながる」に対応する成果指標	
2. 計画の進行管理	66
3. 計画の評価及び見直し	
4. 関係部局との協力と連携	

資料編 （掲載予定）

第1章 計画の概要



1

計画策定にあたり

本市では、平成25(2013)年7月、国が策定した「スポーツ基本計画」や、県の「アクティブかながわ・スポーツビジョン」を踏まえ、第1期にあたる「大和市スポーツ推進計画」(以下、「第1期計画」という。)を策定しました。

この「第1期計画」は、平成30(2018)年度にその役割を終え、平成31(2019)年4月には5年間を計画期間とした「第2期大和市スポーツ推進計画」(以下、「第2期計画」という。)を策定しました。

「第2期計画」は、「第1期計画」と同様に、国や県、また本市の最上位計画にあたる総合計画や、スポーツに関する市民意識調査の結果などを踏まえて策定しており、「スポーツで輝く 健康都市やまと」を基本理念とし、「する」「みる」「ささえる」「つながる」の4つの視点から、スポーツの持っている力を最大限に引き出すことにより、市民一人ひとりの人生がスポーツを通じて健康で、幸福なものとなり、また、スポーツの推進により、健康で文化的に暮らすことができる豊かな心と感動が広がる、光り輝くまちの実現に向け、様々なスポーツに関する施策を展開してまいりました。

しかしながら、「第2期計画」期間中に世界で流行した新型コロナウイルスにより、イベントの中止や施設の利用制限など、本市のスポーツ施策は大きな影響を受けましたが、一方国においては、スポーツが不要不急のように扱われたことにより、日々の生活から制限された結果、心身の健康保持への悪影響、閉塞感のまん延、地域交流の不足を招いたことにより、改めてスポーツが我々の生活や社会に活力を与えるなど、優れた効果を持つといったスポーツの価値が示されました。

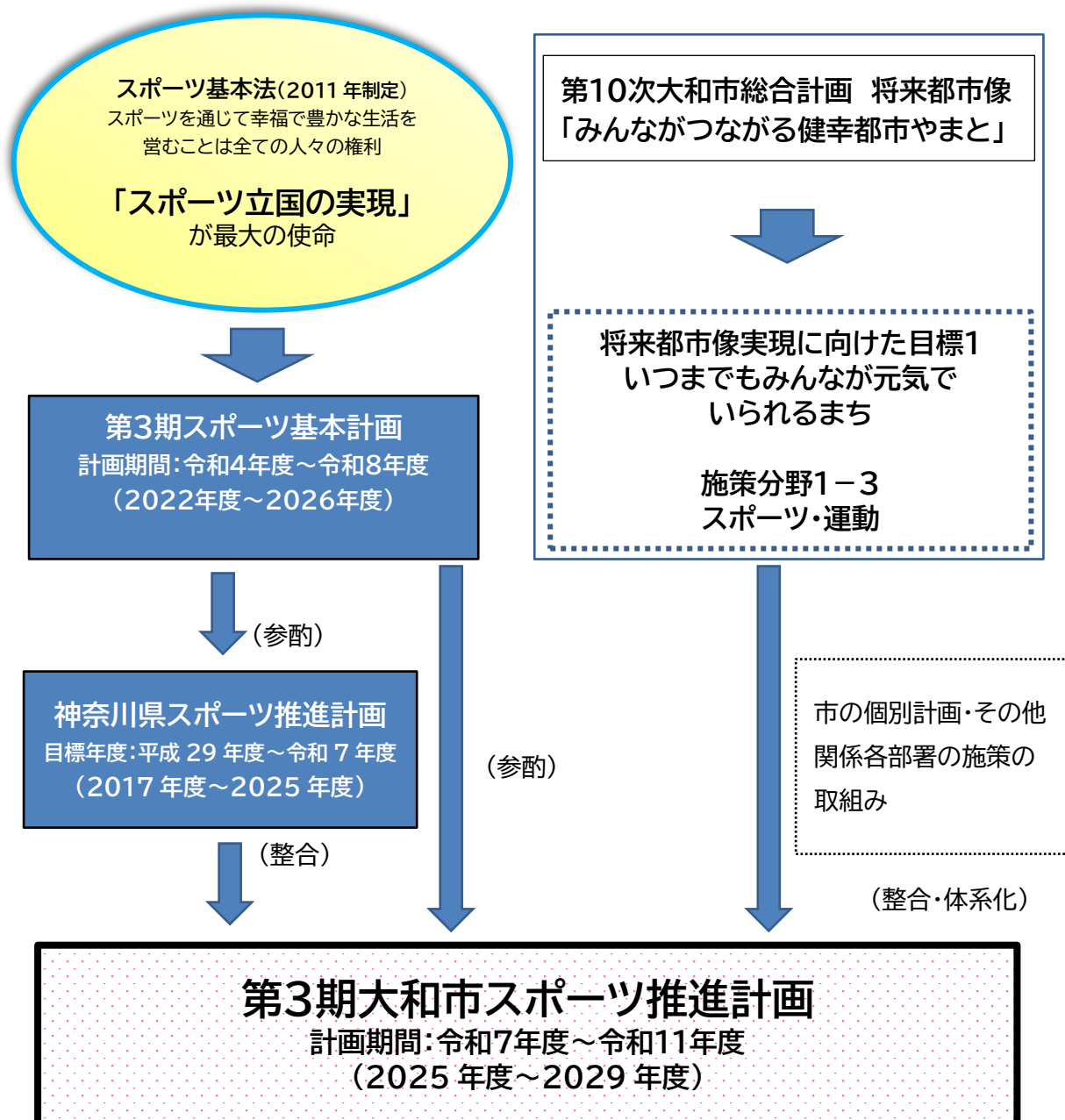
そのような中、本市では、新たに第10次大和市総合計画が策定され、将来都市像を「みんながつながる健幸都市やまと」として、健康に暮らし、幸せを感じられるまちを目指して歩みを進めたところです。

そのため、第3期スポーツ推進計画では、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、コミュニティの醸成に結びつくといった、スポーツの可能性を最大限に発揮できるように、スポーツのみならず、健康、こども、学校、地域コミュニティ等に関連する施策を体系化して取り組みを進めていきます。また、スポーツ関係団体等とも連携を図り、「する」「みる」「ささえる」「つながる」視点からスポーツを幅広く捉えて、健康に暮らし、幸せを感じられるまちにつながることを目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法第10条に定める「地方スポーツ推進計画」を担うものとして、国の「第3期スポーツ基本計画」(令和4年3月策定)及び県の「スポーツ推進計画」(平成29年3月策定、令和5年3月見直し)を踏まえ策定しています。

また、大和市総合計画を上位計画とし、他の計画及び、関係各部署の取り組みなどとも整合性を図りながら施策を推進する、本市におけるスポーツ振興の基本となる計画です。



3 計画の期間

本計画については、国の第3期スポーツ基本計画の期間が5年間としていることを参酌するとともに、市総合計画における基本計画の期間(5年)との整合性を図り、これまでの本市スポーツ推進計画と同様に、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間で計画期間に設定し、必要に応じて取り組み内容などの見直しを行うこととします。

4 本計画における「スポーツ」の範囲

本計画では「スポーツ」の範囲を、勝敗や記録を競うことを目的とした競技スポーツから、ウォーキングや体操、ニュースポーツなど、健康づくりやレクリエーションとしての身体活動や軽度の運動も含むものとします。具体的な施策における主な取り組みの記述にあたっては、遊びや運動、さらには、介護予防や健康増進、運動習慣の確立など「スポーツ」以外にも「外遊び」や「運動」、「体を動かす」といった言葉なども用いられています。

また、実際に体を動かす「する」だけでなく、観戦などの「みる」や、スポーツボランティアや施設整備などの「ささえる」、健康づくりや地域づくりに「つながる」も、スポーツ活動の領域として幅広く捉えています。

なお、「eスポーツ※」については、国の第3期スポーツ基本計画（令和4年3月25日策定）では、『バーチャル』と『スポーツ』との関わり（いわゆる『eスポーツ』の捉え方を含む。）について検討をしていく必要がある。」とされており、国としてもeスポーツの位置づけを確立していないことから、本市においても今回の改定ではスポーツの範囲に含めませんが、大きな市場規模や、誰もが気軽にスポーツに親しめるきっかけづくりの観点から、今後もその動向について注視していきます。

※一般社団法人日本eスポーツ連合(JeSU)では、「eスポーツ(esports)」とは、「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称と定義しています。

第2章 現状と課題



1 スポーツを取巻く動向



1. 国や県、本市の動向

(1) スポーツに関する国の取り組み・背景

国は、スポーツ施策を総合的に推進するため、平成27(2015)年10月にスポーツ庁を発足させました。スポーツ庁は、平成23(2011)年8月に施行されているスポーツ基本法の趣旨を踏まえ、スポーツを通じて、「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活」を営むことができる、「スポーツ立国の実現」を最大の使命としています。

平成24(2012)年3月に策定した「スポーツ基本計画」は、5年間の期間を終了し、平成29(2017)年3月に「第2期スポーツ基本計画」を策定しました。そのなかで、中長期的なスポーツ政策の基本方針として、「スポーツで『人生』が変わる!」、「スポーツで『社会』を変える!」、「スポーツで『世界』とつながる!」、「スポーツで『未来』を創る!」という4つの指針を掲げ、「一億総スポーツ社会」の実現を目指しています。

令和4(2022)年度からは、第3期スポーツ基本計画を策定し、第2期スポーツ基本計画の考え方を踏襲しつつ、すべての人が自発的にスポーツに取り組むことで自己実現を図り、スポーツの力で、前向きで活力ある社会と絆の強い社会を目指しています。

同計画では、「スポーツ自体が有する価値」、「スポーツが社会活性化などに寄与する価値」の向上に向けて、「つくる／はぐくむ」「あつまり、ともに、つながる」「誰もがアクセスできる」という3つの視点が新たに加わっています。

(2) スポーツに関する神奈川県での取り組み・背景

神奈川県では、平成28(2016)年4月から、教育委員会所管のスポーツ行政(学校体育を除く)のほか、障がい者スポーツや高齢者スポーツ、日本で開催される国際的なスポーツ大会などのスポーツ関連施策を集約し、スポーツ行政をより効果的・一体的に推進するために、スポーツ局を設置しました。

平成29(2017)年3月には、「神奈川県スポーツ推進計画」を策定し、ラグビーワールドカップやオリンピック・パラリンピック競技大会などの開催により、スポーツへの期待や関心が高まる中、その機運を一過性のものとせず、県全体で確実にスポーツを推進し、誰もが生涯にわたりスポーツを楽しむ地域社会の実現を目指しています。

令和5(2023)年3月には、「神奈川県スポーツ推進計画」見直し版を策定し、これまでの基本目標、「誰もが、「いつでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現」に加え、新たに「スポーツの持つ力による、前向きで活力ある社会と、共生社会の実現」を設定しました。

令和6(2024)年4月からは、効果的・効率的な執行体制を確保するため、スポーツ局と業務の関連性・親和性が高い国際文化観光局を統合して、文化スポーツ観光局となり、誰もが生涯を通じて楽しめるスポーツ活動を推進するため、スポーツ課内に健康・パラスポーツ推進室を設置しました。

(3)スポーツに関する本市の取り組み・背景

本市では、平成24(2012)年まで、スポーツ推進などに関する個別計画はなく、国や県の計画、大和市総合計画や市民からの要望などを踏まえて、施設整備や施策を推進してきました。

平成24(2012)年に策定された国の「スポーツ基本計画」や県のスポーツ振興指針「アクティブかながわ・スポーツビジョン」を参酌しながら、平成25(2013)年7月に、第1期にあたる「大和市スポーツ推進計画」を策定し、本市の最上位計画である「第8次大和市総合計画」の将来都市像「健康創造都市やまと」の実現を目指した個別計画として、基本理念「スポーツでつこう健康都市やまと」を掲げ、体系的な施策の展開を進めてきました。

平成31(2019)年には健康都市やまと総合計画として改定された本市総合計画に合わせて、「第2期大和市スポーツ推進計画」を策定し、スポーツの推進を「する」、「みる」、「ささえる」、「つながる」の4つの視点で展開をしてきました。

平成25(2013)年から今日に至るまで、国際的な競技大会などにおいて、本市ゆかりのトップアスリートの活躍のほか、地域に根付いた総合型地域スポーツクラブの創設、女子サッカークラブである大和シルフィードをホームタウンチームに認定するほか、Jリーグに所属する横浜F・マリノスのホームタウンとなって連携するなど、市スポーツ推進計画による一定の効果は上がったものと考えられます。

しかしながら、市民アンケート調査の結果などから、コロナ禍後にスポーツ教室への参加者が減っている状況や、スポーツを会場で見ることが減っていることなどが読み取れることから、引き続きすべての市民が気軽に、そして生涯にわたりスポーツに携わる環境を整える必要があります。

今後も市民が主体的にスポーツに参画し、生涯にわたり健康で幸せな生活を送れるよう、地域のスポーツ環境を整え、様々な課題を解決していくことが重要となります。

この度策定する「第3期大和市スポーツ推進計画」では、これまでの取り組みを見直すとともに、本市総合計画を上位計画に位置付け策定します。策定にあたっては国の「第3期スポーツ基本計画」及び県の「神奈川県スポーツ推進計画」を踏まえながら、地域課題の解決に向け、市民が主体的にスポーツに関われるように、市民・事業者・スポーツ団体・行政が一体となって、体系的に施策の展開を図っていくことが必要となります。

2 スポーツを取巻く本市の現状

1. スポーツにおける大和市の特徴

(1)大和市はスポーツのまちを推進しています！

大和市は、神奈川県ほぼ中央に位置し、南北に細長い形をしています。市中部には、大和スポーツセンター、大和スタジアムが整備されており、スポーツを「する」場としてだけでなく、「みる」場としても多くの方々に親しまれています。

南部には、平成26(2014)年以降、大和ゆとりの森内に多目的スポーツ広場や芝生グラウンド、テニスコートが整備され、北部には、平成30(2018)年に大和市市民交流拠点ポラリス(大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター)内にアリーナが開設されるなど、スポーツを「する」環境の整備を進めてきました。

市内の地形は、全体として起伏が少なく、ウォーキングに適しており、公園の施設や泉の森、境川・引地川沿いなどの自然環境を利用し、ウォーキングやジョギングを楽しんでいる市民も多くいます。

平成25(2013)年、第1期にあたる「大和市スポーツ推進計画」が策定されて以降、市内においては、3つの総合型地域スポーツクラブ(「NPO 法人大和シルフィード・スポーツクラブ」、「大和スポーツクラブ」、「NPO 法人やまとスポーツマネジメント」)が設立され、活動を継続しています。

また、平成27(2015)年には、本市のホームタウンチームに認定されている女子サッカーチーム「大和シルフィード」が、なでしこリーグ(日本女子サッカーリーグ)に参戦し、熱戦繰り広げているほか、平成29(2017)年から本市をホームタウンとする「横浜F・マリノス」も、Jリーグ観戦の機会の提供や、サッカー教室など、幅広い活動を展開してくれています。両クラブが連携しクラブスタッフや選手が同時に1つの保育園や幼稚園を訪れ、最新の運動プログラムを未就学児に向けて提供してくれています。ホームタウンチームが連携し、スポーツの楽しさを伝えるこの事業は、本市ならではの取り組みでもあります。

本市ではこれまでも、各地区において、スポーツ推進委員、社会体育振興委員が中心となる地区体育振興会が組織され、地域住民相互の親睦と融和を図り、各地区のスポーツ活動を振興し、地域住民の体力向上と健全な精神を育成するための取り組みを行ってきました。

また、24の加盟団体によって組織されている大和市スポーツ協会は、大和市域のスポーツの普及・振興などを目的に、大和市民総合スポーツ選手権大会や、大和市スポーツ人の集いの開催、スポーツ功労者の表彰、各種講習会の開催など、数多くの事業を展開し、市スポーツの発展に貢献しています。

さらには、大和市スポーツ少年団も、長きに渡りスポーツや社会活動、文化活動や様々な活動を通して協調性や創造性を養い、社会のルールや思いやりのこころを育てるなど、青少年の健全育成に励んでいます。

これらを含む多くのスポーツ団体や、指導者などスポーツに関わる多くの方の支援により、本市のスポーツは発展を遂げてきましたが、近年では、子どもの運動機会の減少や、市内公共スポーツ施設の老朽化、及び部活動の地域移行など、スポーツにまつわる新たな課題も増えており、スポーツを取り巻く環境は大きく変化を続けています。

中でも、子どもたちの運動不足や体力の低下は、大きな課題であると捉えており、今後ますます重点的に対策が必要であると考えています。幼少期から運動やスポーツを習慣化することが、将来の健康的な生活習慣を築くための基盤を作る、大切な一歩でもあることから、幼少期のうちにスポーツが「楽しい」、身体を動かすことが「うれしい」と感じてもらえるような、魅力あるスポーツ事業を提供していく必要があると考えています。

本市では、スポーツが持つ力を最大限に活かすため、令和5(2023)年10月より、主に女子サッカーをはじめとしたトップスポーツとの連携や、総合型地域スポーツクラブの育成・支援のほか、幼児期から高齢者まであらゆる世代がスポーツに親しめる機会の提供といったスポーツのまちの推進と、主に施設の整備や、維持管理を担いスポーツ環境の推進に取り組んでいく体制に整備して、スポーツのまちづくりを推進しています。



(2)女子サッカーの推進

本市のスポーツ施策の大きな特徴の1つとして、女子サッカーの推進が挙げられます。平成23(2011)年、FIFA 女子ワールドカップドイツ大会で、本市に深いゆかりのある選手が3名(大野忍選手、川澄奈穂美選手、上尾野辺めぐみ選手)も選出されていたこともあり、その翌年の平成24(2012)年度より地域資源の一つである「女子サッカー」を基軸とした施策を展開し、スポーツ振興及び地域活性化に向けた中心的なプロジェクトとして、女子サッカーへの支援、施策を推進しています。

主な事業としては、小中学生の大会「大和なでしこカップ」や、毎月1回開催している「女子小中学生のサッカー体験会」、著名な選手を招くサッカーイベント、「大和なでしこサッカーフェスティバル」、日本女子代表経験者を全国から招集し、サッカークリニックや試合を行う「なでしこレジェンドが大和にやってくる!」などがあり、多くの事業を毎年実施し、たくさんの少女たちにサッカーやスポーツの楽しさを伝えています。

また、市のシンボリックな存在として、ホームタウンチームに認定されている「大和シルフィード」があり、本市のシティセールスやスポーツ振興の一翼を担っています。「大和シルフィード」は、将来的にはプロリーグであるWEリーグ(Women Empowerment League)への参入も視野に入れ、活動の幅を広げています。

「女子サッカーのまち」として大和市の名を広めることで、市スポーツ全体の活性化を図り、市が女子サッカーのみならず、「スポーツのまち」であることが認知されるよう、今後もその達成に向けて、長期的な取り組みや支援が必要であると考えています。

また、「大和シルフィード」と本市をホームタウンとする「横浜F・マリノス」との連携を強化し、横浜F・マリノスがJリーグで先行している知見や経験を活かし、社会課題の解決や、スポーツ推進事業のますますの発展につなげていきます。



【大和なでしこカップ】



【大和シルフィードホームゲーム(大和市女子サッカー観戦デー)】



【大和なでしこサッカーフェスティバル 川澄奈穂美選手／ 岩渕真奈さん】



《～スポーツの力!～》

身体を動かす爽快感や、思い通りにプレーできた時の高揚感、仲間と喜びを分かちあえる達成感など、スポーツに触れると、そこにはたくさんの笑顔が生まれます。これはスポーツそのものが楽しいものであり、スポーツの直接的な力の1つでもあります。

また、スポーツには、体力の向上や健康の保持増進などの身体的な効果に加え、リラックスや気分転換などの精神的な効果もあり、わたしたちが心身ともに「良い状態」であるために、重要な役割を果たす力を持っています。

さらに競技スポーツの世界では、アスリートの夢を育み、夢を叶えるために己を磨き続ける力や、失敗を恐れず何度でもチャレンジする力などを培ってくれます。そして、そのアスリートたちのあきらめない姿は、私たちに勇気や感動をもたらしてくれます。

勝ち負けに関わらず、地域で行われる生涯スポーツや、ニュースポーツにも人と人をつなぎ、地域コミュニティを広げ、活性化していく力があります。

また、ホームタウンチームに代表される地域に根差したスポーツチームの活躍は、まちの連帯感を強め、まち全体に賑わいを創出し、地域経済の好循環へとつながる力を秘めています。

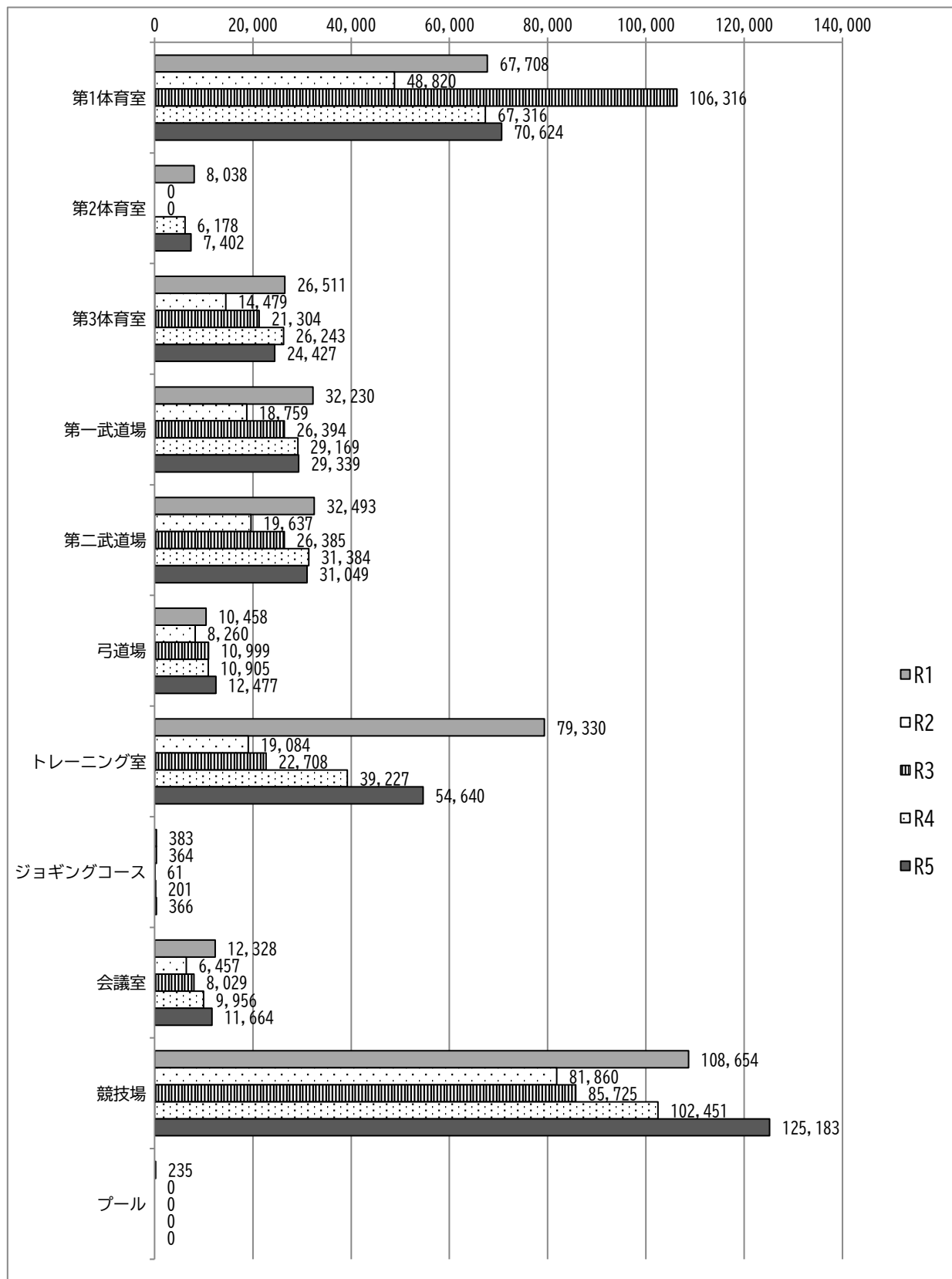
スポーツには、人やまちを元気にし、生きがいに満ちた生き方の実現や、地域課題の解決を図る力がある。

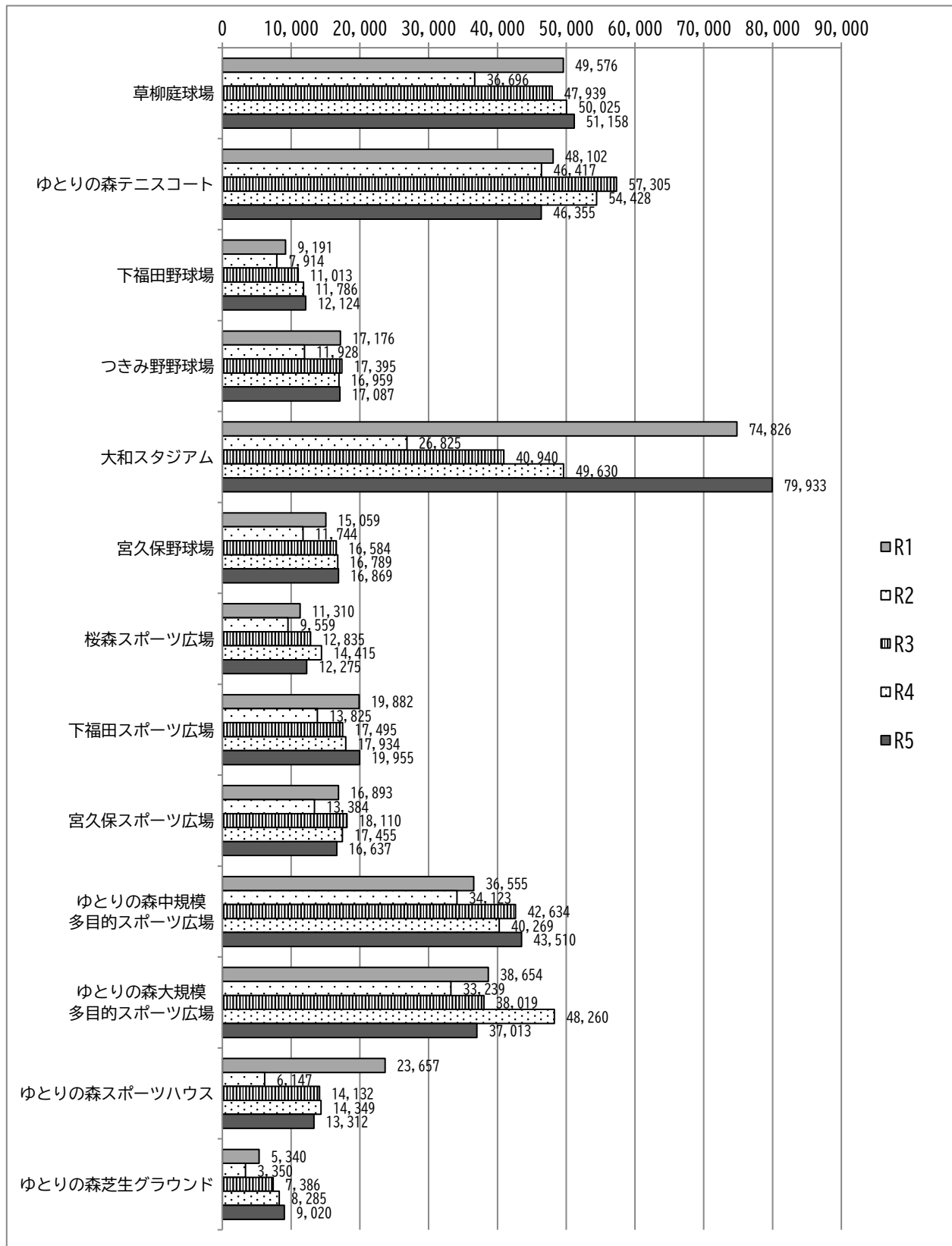
スポーツの力で、わたしたちの社会をより良い方向に導くことができる。

大和市はスポーツの力で、あらゆる年代、国籍、障がいの有無を超え、すべての人が健やかで幸せな毎日を楽しむまちを作りたいと考えています!

2. 本市スポーツ施設の利用状況

コロナ禍を経て、施設の利用が戻り徐々に増加の傾向にあります。





3. 本市の子どもの体力・運動能力

スポーツ庁が実施した「令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣など調査報告書」によると、運動やスポーツが「好き」な子の割合は、小学5年生と比較して中学2年生が低く、特に中学生の女子は2割以上が「嫌い」「やや嫌い」であることがわかり、運動やスポーツが好きな子と、そうではない子の二極化傾向が見られます。

また、1週間の総運動時間が0分(体育の授業を除いた)の子どもは、全国・県内の小学5年生の男女及び中学2年生男子で10%以下に留まっていますが、中学2年生女子では、全国的に見ても大幅に増加し(図5～8参照)、本市においても20.5%と約5人に1人は、運動習慣がない状況にあることがわかり、この点においても運動する子としない子の二極化が見られます。

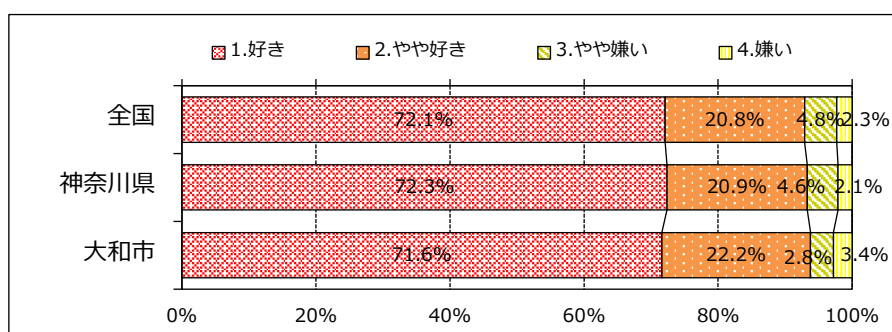
運動が嫌いな子や、運動習慣が身についていない子に対する支援の充実などは、全国的な課題となっており、本市でも引き続き外遊びやスポーツを楽しむ機会の提供やスポーツ環境の整備を通じて、子どもたちの心身の健全な発達及び体力・運動能力の向上を図る取り組みを推進していきます。

出典:「令和5年度体力・運動能力、運動習慣など調査」(全国および神奈川県)をもとに大和市分を抽出

(1)運動やスポーツの好き嫌いについての割合

【小学校5年生男子】

(図1)



【参 考】

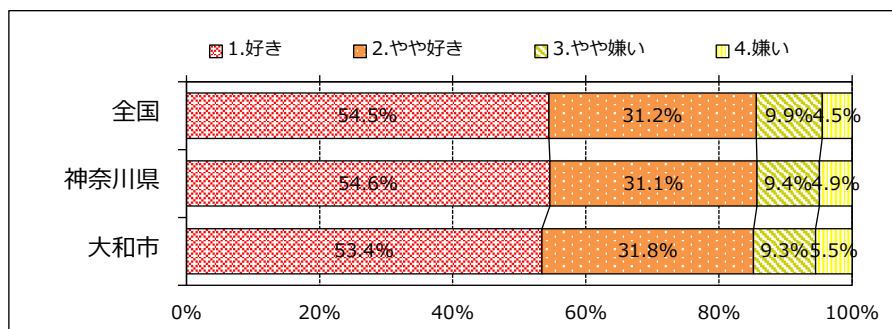
嫌い・やや嫌い
大和市合計値

平成29年度
6.9%

令和5年度
6.2%

【小学校5年生女子】

(図2)



【参 考】

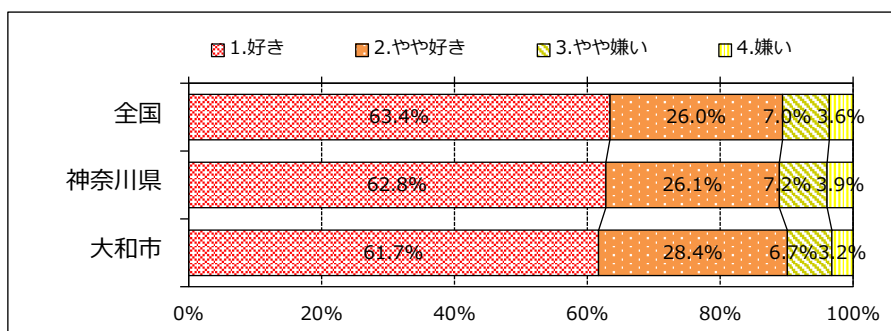
嫌い・やや嫌い
大和市合計値

平成29年度
15.1%

令和5年度
14.8%

【中学校2年生男子】

(図3)

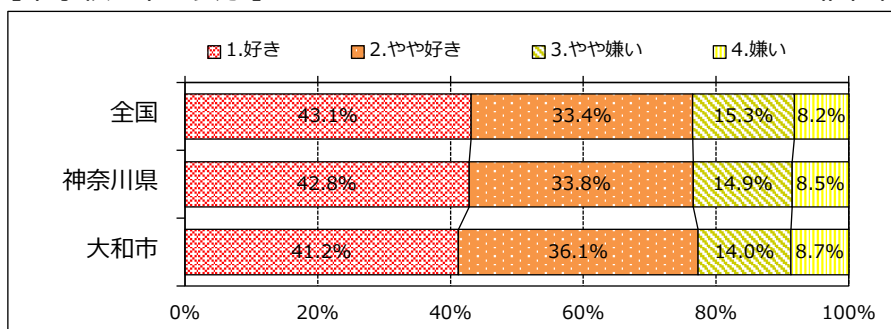


【参 考】

嫌い・やや嫌い
大和市合計値平成 29 年度
13.9%令和 5 年度
9.9%

【中学校2年生女子】

(図4)



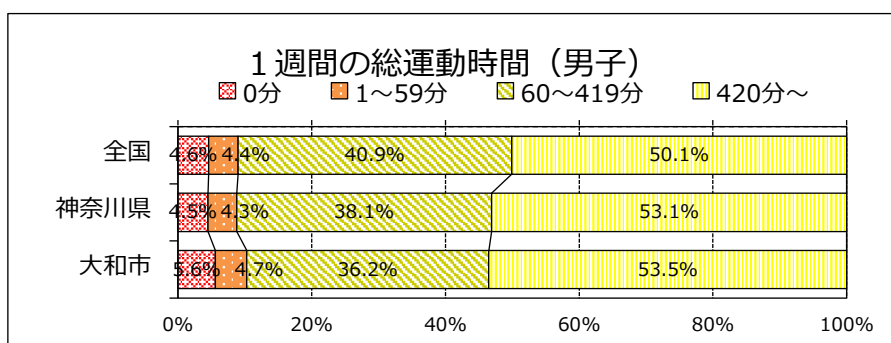
【参 考】

嫌い・やや嫌い
大和市合計値平成 29 年度
20.3%令和 5 年度
22.7%

(2) 1 週間の総運動時間の割合

【小学校5年生男子】

(図5)

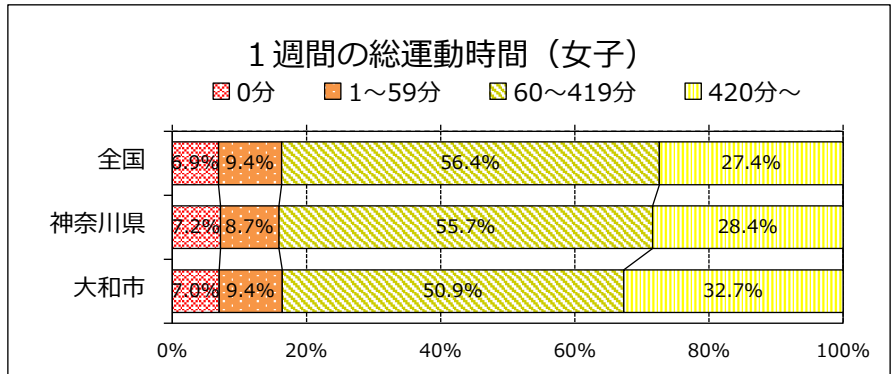


【参 考】

総運動時間0分
大和市値平成 29 年度
3.6%令和 5 年度
5.6%

【小学校5年生女子】

(図6)

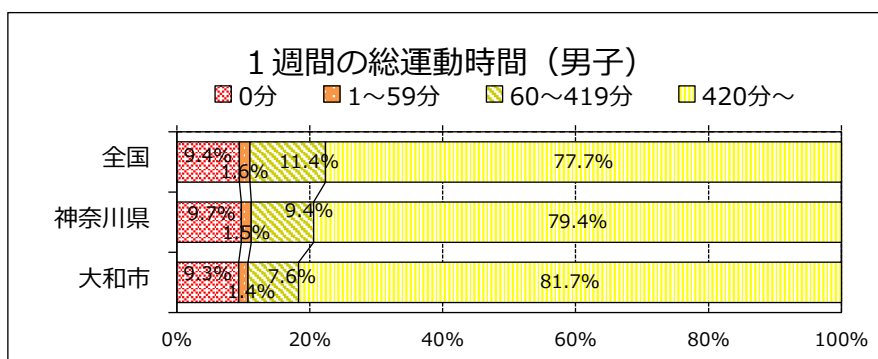


【参 考】

総運動時間0分
大和市値平成 29 年度
5.9%令和 5 年度
7.0%

【中学校2年生男子】

(図7)



【参 考】

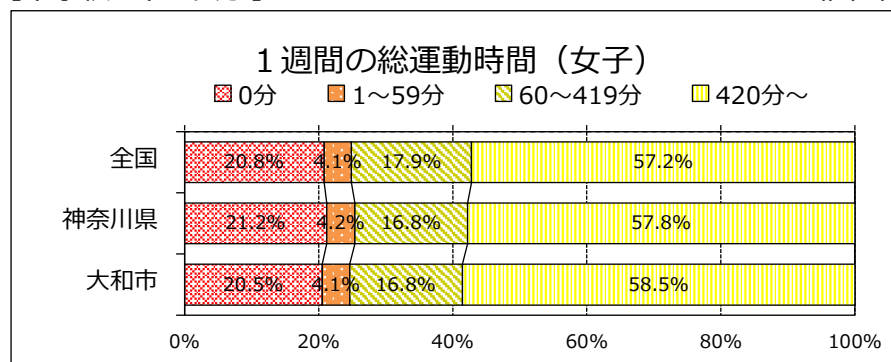
総運動時間0分
大和市値

平成 29 年度
5. 5%

令和 5 年度
9. 3%

【中学校2年生女子】

(図8)



【参 考】

総運動時間0分
大和市値

平成 29 年度
13. 7%

令和 5 年度
20. 5%



【スポーツ少年団 リーダー交流会(弓道教室)】



【なでしこレジェンドサッカークリニック】



【スポーツフェスタ サッカー体験コーナー】



【スポーツフェスタ ボッチャ体験コーナー】

3 前計画期間中の主な取り組み

前計画では「する」「みる」「ささえる」「つながる」の4つの視点から、様々な取り組みを展開しました。それぞれの視点から、実施した事業の一部を紹介いたします。

1. 視点①「する」に対応する取り組み

子どもから高齢の方まで、ライフステージに応じたスポーツ教室や、市民参加型のイベント、障がいのある人もない人も、ともに運動やスポーツができる環境を整えました。



【スポーツ教室 パラチャレ】



【全国健康福祉祭 ねんりんピックかながわ2022 太極拳】

2. 視点②「みる」に対応する取り組み

トップスポーツ誘致による観戦機会の提供を行いました。また、世界で活躍する本市にゆかりのある選手の活躍を応援するための情報発信を行ったほか、話題性に富んだ世界的なスポーツイベントにおいてパブリックビューイングを行い、スポーツへの興味関心が高まる取り組みを行いました。



【ラグビーワールドカップ2023 フランス大会】



【女子サッカー観戦デー 大和シルフィードホームゲーム】

3. 視点③「ささえる」に対応する取り組み

スポーツをささえる人材の育成や表彰、奨励などを行ったほか、身近な場所で気軽にスポーツを親しむことができるようスポーツがしやすい環境を整えました。



【大和市スポーツ人の集い】



【大和ゆとりの森大規模多目的広場リニューアル】

4. 視点④「つながる」に対応する取り組み

総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団などのスポーツ活動を通じて地域スポーツの推進、交流を行ったほか、ホームタウンクラブと連携し地域の絆や連帯感の創出に努めました。



【スポーツ少年団 コリンピック】



【ホームタウン連携事業 スポーツだいすき！】

4 前計画の数値目標に対する評価

第2期計画で設定した成果指標とその実績値は、以下のとおりです。

1. 視点①「する」に対応する成果指標

- ① 市民(16歳以上)のうち、65.1%以上が、定期的(週1回以上)に30分以上のスポーツや運動を行っていることを目指します。

目標：◎達成

【定期的(週1回以上)にスポーツや運動を行う人の割合】

平成29(2017)年度 令和3(2021)年度 令和5(2023)年度
実績値59.7% → 中間目標値 63.3% → 最終目標値 65.1%
中間実績値 64.6% 最終実績値 65.3%

- ② 市民(16歳以上)のうち、日常生活において、スポーツを行わない人の割合を0%に近づくことを目指します。

目標値：▲14.7% 未達成

【スポーツを行わない(非実施)人の割合】

平成29(2017)年度 令和3(2021)年度 令和5(2023)年度
実績値20.1% → 中間目標値 6.7% → 最終目標値 0%に近づく
中間実績値 15.6% 最終実績値 14.7%

- ③ 児童生徒のうち、100%近くが運動(体を動かす遊びを含む)を行うことが、健康であるために大切だと思うことを目指します。

目標値：▲1.4% 未達成

【運動を行うことが大切であると答えた児童生徒の割合】

平成29(2017)年度 令和3(2021)年度 令和5(2023)年度
実績値95.1% → 中間目標値98.3% → 最終目標値100%に近づく
R3 実績値 98.6% 最終実績値(R4 実績値)98.6%

- ④ 市民のうち、1,200人以上の人が各種スポーツ教室に参加し、幅広い世代に スポーツや運動、健康づくりに親しんでもらうきっかけを目指します。

目標値：▲693人 未達成

【スポーツ教室参加者数】

平成 29(2017)年度 令和3(2021)年度 令和5(2023)年度
実績値1,062人 → 中間目標値1,150人 → 最終目標値1,200人
R3 実績値 206人 最終実績値 507人

- ⑤ 市民のうち、3,180人以上の人が公共スポーツ施設を利用してスポーツや運動を楽しんでいることを目指します。

目標値：▲602人 未達成

【公共スポーツ施設の平均利用者数】

平成 29(2017)年度 令和3(2021)年度 令和5(2023)年度
実績値3,103人/日 → 中間目標値3,150人/日 → 最終目標値3,180人/日
R3 実績値※プール開催なし 1,961人 最終実績値 2,570人

2. 視点②「みる」に対応する成果指標

- ⑥ 市民のうち、37.3%以上が年1回以上直接会場でスポーツ観戦していることを目指します。

目標値：▲15.7% 未達成

【年1回以上直接会場でスポーツ観戦している人の割合】

平成 29(2017)年度 令和3(2021)年度 令和5(2023)年度
実績値34.3% → 中間目標値 36.3% → 最終目標値 37.3%
R3 実績値 15.0% 最終実績値 21.6%

⑦市民のうち、年間9,310人以上の人が公共スポーツ施設で行われるスポーツ観戦デーに訪れ、スポーツ観戦を楽しんでいることを目指します。

目標値：◎達成

【スポーツ観戦デーに直接会場で観戦している市民の数】

平成 29(2017)年度	令和3(2021)年度	令和5(2023)年度
実績値8,770人	→ 中間目標値9,130人	→ 最終目標値9,310人
	R3 実績値 1,919人	最終実績値 <u>10,182人</u>

3. 視点③「ささえる」に対応する成果指標

⑧市民のうち、19.9%以上の人がスポーツに関わるボランティアなどの活動を経験ができる環境づくりを目指します。

目標値：▲8.7% 未達成

【スポーツに関わるボランティア活動を経験したことがある市民の割合】

平成 29(2017)年度	令和3(2021)年度	令和5(2023)年度
実績値16.9%	→ 中間目標値18.9%	→ 最終目標値 19.9%
	R3 実績値 15.9%	最終実績値 <u>11.2%</u>

4. 視点④「つながる」に対応する成果指標

⑨市民のうち、70%以上が、自ら健康づくりに取り組んでいることを目指します。

目標値：▲11.4%

【自ら健康づくりに取り組んでいる市民の割合】

平成 29(2017)年度	令和3(2021)年度	令和5(2023)年度
実績値62.9%	→ 中間目標値 68.0%	→ 最終目標値 70.0%
	R3 実績値 62.7%	最終実績値 <u>58.6%</u>

⑩市民のうち、10%以上の人が市内の総合型地域スポーツクラブについて知っており、地域に根差したクラブ活動が行われていることを目指します。

目標値：◎達成

【総合型地域スポーツクラブを知っている市民の割合】

平成 29(2017)年度	令和3(2021)年度	令和5(2023)年度
実績値4.9%	→ 中間目標値 8.3%	→ 最終目標値 10.0%
	R3 実績値 16.7%	最終実績値 <u>14.0%</u>

⑪市民のうち、9,360人以上の人が女子サッカー関連イベントに参加し、女子サッカーのまちとして、市民に親しまれ、スポーツ推進が図られていることを目指します。

目標値：▲1,849人 未達成

【女子サッカーイベント参加者数】

平成 29(2017)年度	令和3(2021)年度	令和5(2023)年度
実績値8,507人	→ 中間目標値 9,060人	→ 最終目標値 9,360人
	R3 実績値 1,985人	最終実績値 <u>7,511人</u>

市民意識調査や本市のスポーツを取り巻く現状などから、課題を整理します。

1. 視点①「する」に関する課題

- 週に1回以上、30分以上のスポーツを行う割合は、65.3%で、令和5(2023)年の目標値である65.1%を越えていることから、本市のスポーツ施策への一定の成果や、市民のスポーツへの意識、関心が高いことがうかがえます。一方で、「行っていない」という回答も少なからずあることから、今後もすべての人を対象とした施策が必要であると考えます。
- 「スポーツ教室」の参加者数はコロナ禍以降、減ってしまっていることから、種目の検討や告知方法などを見直し、参加者を増やす取り組みが必要です。
- 児童・生徒のスポーツについては、積極的に運動やスポーツをする子どもとそうでない子どもの間で運動習慣の二極化が引き続き見られることから、運動やスポーツをしない子ども、嫌い・苦手な子どもにとっても、運動やスポーツに親しめる場や機会の提供などの働きかけをしていく取り組みが必要となります。今後も幼児期、学齢期の体力向上に対する施策が必要であると考えます。
- 公共スポーツ施設の老朽化が進行している中、施設整備、備品の購入、維持管理などスポーツをする環境を整えることが必要となっています。
- 学校体育や運動部活動の充実、国の示す部活動の地域移行を念頭に、運動部活動の充実を図るため、専門的知識や指導技術を持つ外部人材の積極的な育成・活用などによる支援体制の充実や、子どもたちのスポーツに関する多様なニーズに応えられる柔軟な運営などを行える仕組みづくりが必要です。
- 競技スポーツから軽度の運動を含め、幅広くスポーツを捉えることにより、そのニーズが多様化していくことから、それぞれの支援策を検討していく必要があります。
- 本市は女子サッカーを推進しており、スポーツにおけるジェンダーギャップの解消に努めていますが、女子生徒の運動習慣の二極化や、女性特有のライフステージにおける健康課題が存在します。こうした健康課題の中には、適度な運動習慣を身に付けることで予防できるものもあることから、生涯にわたり、自分らしくいきいきと過ごすために、スポーツを日常生活に取り入れていくことが望まれます。
- 性別や障がいの有無に関わらず、本人が望まない理由でスポーツを途中で諦めることがないよう、継続的なスポーツへのアクセス、環境の構築が必要です。
- 感染症対策や熱中症予防など、状況に応じて対応策の周知を図るとともに、安全にスポーツ活動を行うための対応を検討していくことが必要です。

2. 視点②「みる」に関する課題

- スポーツ観戦機会の提供だけでなく、ホームタウンチームや本市ゆかりの選手の情報発信などを通じて、身近なトップアスリートが活躍する姿をみることや接すること、市民が一体となって応援することで、スポーツへの興味が高まり、地域への愛着や誇り、絆を深めます。今後もスポーツを「みる」ことから、スポーツへの興味関心へとつなげる取り組みが必要となります。
- 「年1回以上直接会場でスポーツを観戦している人が、コロナ前である平成29(2017)年実績よりもかなりポイントが下がってしまっていることから、より魅力あるスポーツの観戦機会の提供や、情報の展開、大きな国際大会による機運の醸成などみるきっかけづくりを継続する必要があります。
- 公共スポーツ施設の老朽化が進行している中、施設整備、維持管理などスポーツを見る環境を整えることが課題となっています。

3. 視点③「ささえる」に関する課題

- スポーツボランティアに携わる人が、コロナ前である平成29(2017)年実績より、下がってしまっていることから、スポーツを支える機会の提供や、情報の展開、ボランティア活動の啓発などが必要です。
- 人口減少、少子高齢化社会、及び地域スポーツ指導者などの推薦母体である自治会加入率の減少が進行する中、地域スポーツを支える人材の担い手不足に対応していく必要があります。
- スポーツのまちとして、市で活躍するアスリートに対する支援が必要となります。
- デジタル化が進んでいるなか、スポーツ施設を利用する環境におけるデジタル化は遅れていることから、情報発信をはじめ、施設の利用申請や支払方法など、今後はDXも視野に入れ、市民の利便性向上と行政の効率化を両立させる取り組みが望まれます。

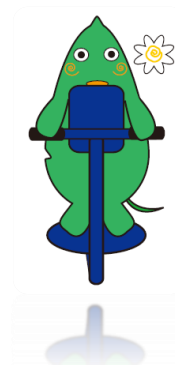
4. 視点④「つながる」に関する課題

- 人口減少や少子高齢化の進展が見込まれる中、「みんながつながる健幸都市やまと」の実現に向け、スポーツの側面から寄与するため、老若男女を問わず、市民の誰もが生涯にわたり豊かで幸せな生活を送れるよう、健康増進、健康寿命の延伸に「つながる」取り組みが引き続き求められます。
- 地域のスポーツ活動を通じて、市民が交流を深めることは、地域間や世代間を超え、地域コミュニティの醸成や地域の活性化にもつながります。そのような役割を担う総合型地域スポーツクラブやホームタウンチーム、市内スポーツ団体との連携協力を図る仕組みづくりなど「つながる」機運の醸成などに向けた取り組みも必要となってきます。

- 「自ら健康づくりに取り組む人」も、コロナ前である平成29(2017)年実績より、ポイントが下がってしまっていることから、スポーツをすることが、自己免疫力の向上、ストレス解消、良質な睡眠の獲得など、健康へとつながることを啓発することが必要です。
- 地域コミュニティの醸成のきっかけとなる地域スポーツ推進活動団体が今後、重要になります。



第3章 基本理念と基本目標



1

基本理念と基本目標

1. 基本理念について

本計画の基本理念を次のように設定します。

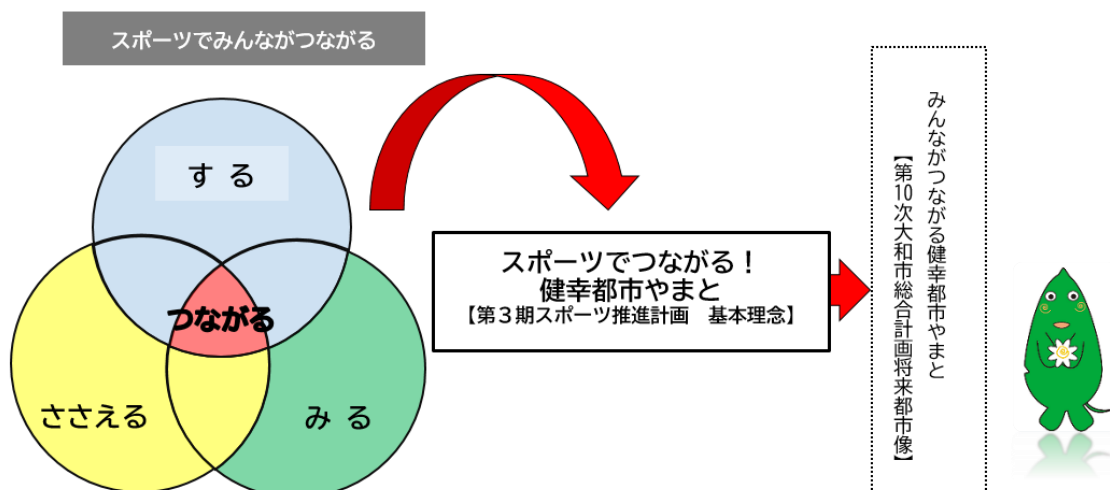
～スポーツでつながる！健幸都市やまと～

本市における第1期スポーツ推進計画においては、第8次総合計画の将来都市像である「健康創造都市やまと」の実現に向け、スポーツの側から基本的な考え方やその取組みを進め、スポーツ活動の推進を図っていくことを目指し「スポーツでつくろう健康都市やまと」を基本理念としてきました。

第2期スポーツ推進計画では、市民一人ひとりの人生がスポーツによって健康で、幸福であり、明るく光輝くものとなり、また、スポーツ推進を通じて、光輝く将来都市像「健康都市やまと」が実現することを目指し、「スポーツで輝く 健康都市やまと」を基本理念とし、スポーツ活動の推進を図る取組みを行ってまいりました。

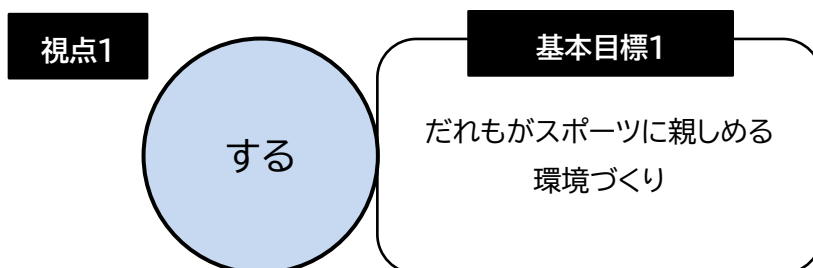
しかしながら、第2期計画期間中に、新型コロナウイルス感染症が世界で流行し、外出自粛や大会の中止など、スポーツ界も様々な制限を受けることとなりました。そのような時期を経験したことから、スポーツで自由に身体を動かし、自由に仲間同士が集い、「つながる」ことがどんなに貴重なことなのか、我々の生活や社会に活力を与えてくれるスポーツの価値を再認識することとなりました。

また、このような経験に加え、第10次大和市総合計画の将来都市像「みんながつながる健幸都市やまと」とも関連性を保つため、「つながる」をキーワードに、第3期スポーツ推進計画の基本理念は、「スポーツでつながる！健幸都市やまと」とし、「つながる」視点の充実を図ります。スポーツで人と人とがつながり、市民の健康そして幸せへとつながるスポーツ施策を進めてまいります。



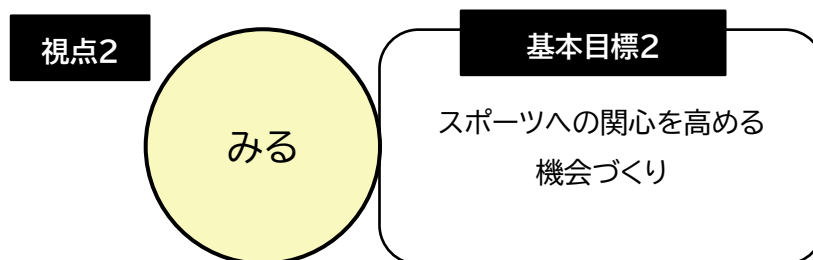
2. スポーツ推進における4つの視点と4つの基本目標

スポーツの推進を「する」「みる」「ささえる」「つながる」の4つの視点で捉え、それぞれに基本目標を掲げます。



●視点1「する」施策の方向性

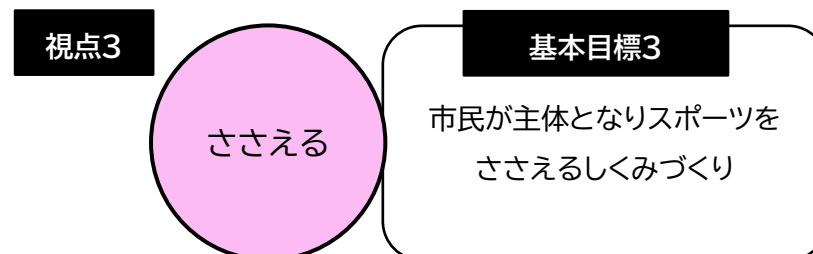
ライフスタイル・価値観が多様化し、変化する社会においても、年代・性別・障がいの有無に関わらず、市民のニーズやそれぞれのライフステージや環境にあわせて、生涯にわたって日常的にスポーツや運動に親しめる機会の提供、スポーツの環境を整えるよう努めます。



●視点2「みる」施策の方向性

スポーツを「みる」ことからスポーツへの関心が高まり、「する」、「ささえる」、「つながる」へのきっかけとなるため、本市の特色である女子サッカーをはじめ、様々な年代のスポーツ大会などを誘致して、「みる」機会を提供していきます。

また、本市への愛着や誇り、地域の活性化や連帯感につなげるため、本市にゆかりのある選手や市内に拠点を置くホームタウンチームの活躍を発信していきます。



●視点3「ささえる」施策の方向性

スポーツ活動をささえる市民や団体などへの育成・支援を継続し、スポーツに関わる全ての方が生涯にわたりスポーツを楽しむことができるよう、仕組みを整えていきます。

また、スポーツに関する情報やスポーツ環境の整備、スポーツ活動の場の提供などの面からも、スポーツに取り組む市民をささえます。

視点4

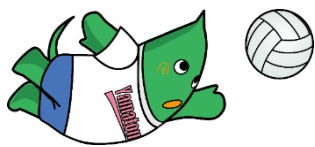
つながる

基本目標4

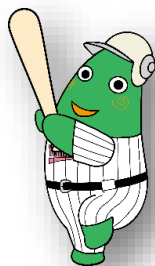
市民とスポーツをつなぎ
健康へと導くしくみづくり

●視点4「つながる」施策の方向性

健康づくりや健康寿命の延伸に「つながる」スポーツ活動の機会や場の提供を行います。
また、スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」といった活動を通じて、地域の活性化、コミュニティの醸成、スポーツの活性化に「つながる」ことを目指します。



第4章 取り組む施策の体系と展開



基本目標（4）

個別目標（11）

スポーツでつながる！
健康都市やまと

視点1 “**する**”

だれもがスポーツに親しめる環境づくり

1. ライフステージやそれぞれの環境に応じたスポーツの推進
2. 子どもの体力向上と学校における取り組み

視点2 “**みる**”

スポーツへの関心を高める機会づくり

1. トップスポーツ観戦機会の推進
2. 観戦スポーツ情報の発信

視点3 “**ささえる**”

市民が主体となりスポーツをささえるしくみづくり

1. スポーツ活動をささえる人材づくり
2. スポーツ活動をささえる環境の整備
3. 市民が利用しやすいスポーツ情報サービスの推進

視点4 “**つながる**”

市民とスポーツをつなぎ、健康へと導くしくみづくり

1. スポーツ・運動からつながる健康づくり
2. スポーツからつながる地域づくり
3. ホームタウンチームからつながるスポーツの振興
4. 国際大会からつながるスポーツの活性化

施策の展開（２１）

施策の概要（４１）

主な取り組み（１４７）

- （１）生涯スポーツ活動の推進
- （２）市民参加型のスポーツイベント及び地域スポーツ大会の開催
- （３）障がい者スポーツ（パラスポーツ）活動の支援
- （４）競技力向上への支援

- ①高齢の方のスポーツ活動の促進
- ②子育て世代・働く世代のスポーツ参画推進
- ③多様なライフスタイルに合わせたスポーツ教室の実施

- ①市民参加型スポーツイベントの推進
- ②地域スポーツ・各種スポーツ団体の大会支援

- ①障がい者スポーツ（パラスポーツ）大会の支援及び参加促進
- ②障がいのある人向けスポーツ・レクリエーションの推進
- ③障がいのある人もない人も、ともに運動やスポーツができる環境づくり
- ④障がい者スポーツにおける指導者・サポーターの育成支援

- ①学校法人日本体育大学などとの連携による競技力向上のための支援

- （１）子どもの外遊び・運動の推進
- （２）学校における子どもの体力向上に向けた取り組みと連携

- ①乳幼児期の子どもの遊びや運動の日常化を図る環境づくり
- ②青少年期の子どもを対象とした遊びや運動機会の提供
- ③地域における子どものスポーツ・運動機会の充実
- ④女子児童・生徒のスポーツ活動・体力向上の推進

- ①学校生活における体力向上・運動機会の創出に向けた取り組みと連携

- （１）トップスポーツ観戦機会の提供
- （２）ホームタウンチーム観戦・応援機会の拡大

- ① トップスポーツ誘致による観戦機会の提供
- ② 話題性のあるスポーツイベントの開催

- ①ホームタウンチームの観戦・応援機会の提供

- （１）本市ゆかりのチーム・選手や、スポーツ大会などを応援する情報の発信

- ①本市ゆかりのチーム・選手やスポーツ大会に関する情報発信

- （１）スポーツに関わる人材育成と団体支援
- （２）スポーツ活動に対する表彰・奨励制度
- （３）スポーツボランティアの育成

- ①スポーツ活動を支える人材育成
- ②スポーツ活動を支える関係団体の支援・連携

- ①スポーツ活動に対する顕彰制度
- ②競技スポーツ大会への参加及び開催支援

- ①スポーツボランティア活動の拡大推進

- （１）身近な場でのスポーツ環境の整備
- （２）大規模スポーツ施設の効率的・効果的な環境整備
- （３）民間企業におけるスポーツ施設の連携活用

- ①身近な場所でスポーツや運動・遊びができる環境の整備
- ②学校スポーツ施設の有効活用

- ①大規模公共スポーツ施設の改修・整備
- ②指定管理者制度による施設の管理運営

- ① 民間スポーツ施設の利用

- （１）スポーツ情報サービスの推進

- ①スポーツ情報の積極的な発信
- ②市民参加手続きによる情報の収集

- （１）健康につながるスポーツ・運動の推進

- ①健康増進につながるスポーツ活動の推進と運動機会の拡大
- ②健康寿命の延伸につながる身体活動への取り組み

- （１）スポーツ活動を通じた地域づくりの推進

- ①地域スポーツ推進活動団体支援
- ②総合型地域スポーツクラブの育成と質的充実
- ③スポーツ少年団活動の充実
- ④スポーツによる広域連携の推進

- （１）女子サッカーを基軸とした地域スポーツの振興
- （２）ホームタウンチームとの連携・協働

- ①女子サッカーのまちの推進

- ①横浜Ｆ・マリノスによるホームタウン活動と連携の推進
- ②大和シルフィードによるホームタウン活動と連携の推進

- （１）国際大会開催によるスポーツ機運の醸成

- ①大規模な国際大会開催に向けた機運の醸成

2 取り組む施策の展開

視点1「する」 ～だれもがスポーツに親しめる環境づくり～

1. ライフステージやそれぞれの環境に応じたスポーツの推進

(1)生涯スポーツ活動の推進

年齢や性別に関わらず「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」市民がそれぞれのライフステージ・ライフスタイルや、それぞれの環境に合わせて、生涯にわたって日常的にスポーツや運動に親しめる環境や機会を提供することにより、スポーツのもたらす充足感や楽しさ、喜び、さらには生きがいづくりや健康づくりにつながる生涯スポーツ活動を推進し、「スポーツでつながる！健幸都市やまと」の実現を目指します。



◆ピックアップ SPORTS◆

すでに実施している事業や、今後新たにに取り組む予定の事業、施策などを示します。

【新規】レディースサッカー体験会

様々な年代の女性を対象に、楽しみながら身体を動かす機会を提供し、サッカーを通じて健康意識を高め、女性特有のライフステージが快適に迎えられるよう仲間づくりや、健康づくりに貢献します。



ファミリースポーツ教室

親子で参加できる教室や、年齢、世代を越えてどなたでも参加でき、体を動かしながら楽しめるスポーツ・運動の機会を提供します。



コグニサイズ動画の配信

介護予防・認知症予防の普及啓発のため、ホームタウンチーム大和シルフィードの選手と一緒に取り組めるコグニサイズ動画を作成しています。



①高齢の方のスポーツ活動の促進

主な取り組み	事業概要
高齢の方が参加できるスポーツ教室の開催	高齢の方が参加しやすいスポーツ教室を企画・開催し、スポーツに親しむ機会を提供するとともに、スポーツを通じて生きがいづくりや仲間づくり、健康づくりの創出及び健康寿命の延伸につなげます。
健康づくり教室・健康体操教室の開催	年齢や性別に関わらず、いつまでも健康で元気に暮らせるよう健康づくり教室や健康体操教室などを開催し、日常的に体を動かす機会を創出します。
スポーツ大会の開催支援	シニアクラブ連合会やスポーツ協会を中心に市内各地域で普及しているグラウンド・ゴルフ、マスターズ競技大会の開催など、生涯スポーツ活動を支援し、豊かなシニアライフの形成と体力の増進を図る機会を提供します。
運動による介護予防・認知症予防につながる取り組み	公園に設置している健康遊具を活用した「健康講座」や介護予防セミナー、認知症予防セミナー（コグニサイズ＊）などを実施することにより、介護予防・認知症予防の普及啓発を図ります。 ＊認知症予防を目指した運動プログラム「コグニサイズ」とは、コグニション（認知）の「コグニ」とエクササイズ（運動）の「サイズ」を掛け合わせた国立長寿医療研究センターがつくりだした造語です。
やまといきいき健康体操の普及啓発	本市オリジナルの健康体操「やまといきいき健康体操」を市のホームページで動画配信するなどし、また、介護予防サポーター講座などで実施することにより、広く市民に健康体操・認知症予防の普及啓発を図ります。

②子育て世代・働く世代のスポーツ参画推進

主な取り組み	事業概要
親子で参加できるスポーツ教室の開催	ファミリースポーツ教室など、親子で参加できるスポーツ教室を開催し、親子で体を動かしながら楽しめるスポーツ・運動の機会を提供します。
親子ふれあい推進事業の実施	親子で市内の史跡・名所を巡る「親子ナイトウォークラリー」や親子と地域のふれあいを促進する「ふれあい広場」の開催など、親と子、地域のふれあいを創出する機会を提供します。
子育て世代や働く世代の参画を促すスポーツ教室の実施	スポーツや運動をする機会が少ない子育て世代・働く世代向けに、夜間や休日など参加しやすい時間帯に行う教室やイベントを開催し、子育て世代・働く世代のスポーツへの参画を促します。
女性の運動機会の創出	女性を対象に、初心者から参加できる「レディースサッカー体験会」を開催し、運動機会の少ない女性に体を動かすことの楽しさを体験してもらうことにより、運動機会の創出及び体力の向上を図ります。

③多様なライフスタイルに合わせたスポーツ教室の実施

主な取り組み	事業概要
多様なライフスタイルに合わせたスポーツ教室・スポーツイベントの開催	指定管理者と連携し、市民のニーズを把握するとともに、多様なライフスタイルに合わせたスポーツ教室やスポーツイベントを企画・開催し、市民に提供します。
スポーツ関連施設や公園施設など、施設の特徴を活かした指定管理者による自主事業の開催	大和スポーツセンター、大和スタジアム、大和ゆとりの森、引地台公園及び引地台温水プールなど、指定管理者がそれぞれの施設の特徴を活かした自主事業を開催することにより、市民の趣味や興味、ライフスタイルに合わせたスポーツ・運動の機会を提供します。

(2)市民参加型のスポーツイベント及び地域スポーツ大会の開催

市民が参加しやすく楽しめるスポーツイベントや地域で行われるスポーツ大会などを開催し、市民が気軽にスポーツができる環境づくりと、地域で行われるスポーツ活動の推進を図ります。また、スポーツ推進委員連絡協議会やスポーツ協会をはじめとした各スポーツ団体が実施するスポーツ推進活動を継続的に支援することにより、地域スポーツの振興及び活性化を図ります。

◆ピックアップ SPORTS◆

すでに実施している事業や、今後新たに取り組む予定の事業、施策などを示します。

スポーツフェスタ

スポーツ推進委員連絡協議会のもと、社会体育振興委員が協力し、様々なスポーツ種目の体験や障がい者スポーツの体験、ニュースポーツの紹介、体力測定など、市民が気軽に楽しくスポーツ体験ができる機会を提供します。



大和市民まつり スポーツイベント

子どもから高齢の方まで、幅広い世代が参加する「大和市民まつり」において、スポーツ推進委員連絡協議会を中心に体力測定や様々なスポーツが体験できるスポーツイベントを実施しています。



大和市駅伝競走大会

市内の各地域、学校、職場及び小学生を対象とした「ちびっ子の部」など、幅広い世代や競技レベルの市民が参加する駅伝競走大会を開催し、競技の機会と場を提供するとともに市民相互の交流を図ります。



①市民参加型スポーツイベントの推進

主な取り組み	事業概要
大和市民総合スポーツ選手権大会の開催	広く市民が参加し、多種目にわたる競技大会「大和市民総合スポーツ選手権大会」を開催することにより、広くスポーツへの参加機会を提供し、市民の体力向上と健康増進、スポーツの振興・発展を図ります。
大和市駅伝競走大会の開催	本市を代表する年の始めのスポーツイベントとして、市内の各地域、学校、職場及び小学生を対象とした「ちびっ子の部」など、幅広い世代や競技レベルの市民が参加する駅伝競走大会を開催し、競技の機会と場を提供するとともに市民相互の交流を図ります。
スポーツフェスタの開催	大和スポーツセンター及び大和なでしこスタジアムを会場に、スポーツ推進委員連絡協議会のもと、社会体育振興委員が協力し、様々なスポーツ種目の体験や障がい者スポーツの体験、ニュースポーツの紹介、体力測定など、市民が気軽に楽しくスポーツ体験ができる機会を提供します。
大和市民ゴルフ大会の開催	市内のゴルフ倶楽部を会場に「大和市民ゴルフ大会」を開催することにより、ゴルフを通じて生涯スポーツの必要性を啓発するとともに、市民の健康増進と体力向上、相互交流を深めます。
市民参加型スポーツイベントの誘致開催	市民参加型のスポーツイベントとして、往年のトップスポーツ選手によるスポーツ教室や講演会、アトラクションなど、様々な形のスポーツイベントを誘致し、開催することにより、市民のスポーツへの興味・関心を高め、健康増進や青少年の健全育成、住民福祉の向上を図ります。
大和市民まつりスポーツイベントの開催	子どもから高齢の方まで、幅広い世代が参加する「大和市民まつり」において、スポーツ推進委員連絡協議会を中心に体力測定や様々なスポーツが体験できるスポーツイベントを開催し、市民まつりに来場した市民が気軽にスポーツに触れる機会を提供します。
ニュースポーツの普及啓発	スポーツ推進委員連絡協議会が中心となり、年齢や性別に関わらず、子どもから高齢の方まで、誰でも参加できるレクリエーション性の高いニュースポーツの普及啓発を図ります。
県民スポーツ月間関連事業の実施	10月に開催される各地区体育振興会主催の体育祭や運動会などを県民スポーツ月間関連事業として位置づけ、市民が生涯にわたりスポーツに親しみ、スポーツに対する関心や理解を深めるきっかけとします。
大和・綾瀬スポーツフェスティバル	本市と綾瀬市が持つ、それぞれの地域資源を有効活用しながら、広域にスポーツ施策を展開します。

②地域スポーツ・各種スポーツ団体の大会支援

主な取り組み	事業概要
地区体育振興会スポーツ事業支援	各地区のスポーツ推進委員、社会体育振興委員が中心となり実施する地域の運動会やスポーツ事業を支援することにより、地域住民のふれあい、体力の向上、健全な精神の育成などを促進するとともに、多世代の地域住民が一緒に楽しめるスポーツ活動の振興を図ります。
スポーツ協会スポーツ競技大会の開催支援	スポーツの向上と発展、競技人口の増加及び選手の競技力向上を目的に組織されたスポーツ協会の加盟競技団体が実施するスポーツ競技大会を支援し、市民スポーツの競技力の向上及び普及振興を図ります。

(3)障がい者スポーツ(パラスポーツ)活動の支援

障がいの有無に関わらずそれぞれの環境に応じて、すべての人がスポーツに親しみ、豊かな社会生活が送れるよう、障がい者スポーツ(パラスポーツ)活動の普及・推進及び環境の整備に取り組みます。スポーツの交流を通じて、障がいのある人もない人も、相互に理解を深め、共生社会の実現を目指します。

◆ピックアップ SPORTS◆

すでに実施している事業や、今後新たにに取り組む予定の事業、施策などを示します。

スポーツ教室(パラチャレ)	
障がいの有無に関わらず、参加できるスポーツ教室を開催することにより、すべての人が分け隔てなくスポーツに親しむことで、共生社会の実現及び障がい者スポーツへの理解促進を図ります。	

①障がい者スポーツ(パラスポーツ)大会の支援及び参加促進

主な取り組み	事業概要
スポーツ大会参加支援	国や県が主催する障がい者スポーツ大会の募集案内の支援などを行い、障がいのある人のスポーツ大会への参加を推進します。また、県と連携し「かながわパラスポーツフェスタ」の普及啓発に取り組みます。
各種障がい者団体への支援	本市で活動している各種障がい者団体が実施するスポーツ競技の会場提供や大会の開催などを支援し、障がい者スポーツ活動の活性化を図ります。

②障がいのある人向けスポーツ・レクリエーションの推進

主な取り組み	事業概要
障がいのある人向けスポーツ・レクリエーション活動の推進	障がいのある人が気軽に参加できるスポーツ教室やイベントなどを支援します。また、施設の利用環境を整え、障がいのある人のスポーツやレクリエーション活動の参加を推進します。

③障がいのある人もない人も、ともに運動やスポーツができる環境づくり

主な取り組み	事業概要
障がい者スポーツ(パラスポーツ)教室の開催	障がいの有無に関わらず、参加できるスポーツ教室を開催することにより、すべての人が分け隔てなくスポーツに親しむことで、共生社会の実現及び障がい者スポーツへの理解促進を図ります。
スポーツ交流の促進	障がいの有無に関わらず、各種競技団体が実施するスポーツ大会にすべての人が参加できるよう、スポーツを通じた相互交流を促進します。
障がい者スポーツ活動の普及促進に関わる取り組み	関係機関と連携し、障がい者スポーツに対するニーズの把握及び障がい者スポーツの調査・検討を行い、障がい者スポーツ活動の普及促進を図ります。
障がい者スポーツの体験学習の実施	市内小中学校において、車いすバスケットボールの体験や選手の体験談などを通じて、児童生徒の社会福祉及び障がい者スポーツへの理解を深めるとともに、関心を高めます。

④障がい者スポーツにおける指導者・サポーターの育成支援

主な取り組み	事業概要
障がい者スポーツ指導員・サポーターの育成支援	障がい者スポーツ指導員・サポーター及びパラスポーツコーディネーターなどの養成講座や研修会の案内などを各スポーツ団体へ情報提供し、参加促進を図ることにより、障がい者スポーツを支える人材の確保、育成に努めます。

(4)競技力向上への支援

生涯スポーツの推進や市民の健康寿命の延伸、パラスポーツの推進、部活動の地域移りの推進など、子どもから高齢者まで、あらゆる年代をターゲットにしたスポーツのまちづくりの実現を目指すため、学校法人日本体育大学との連携協定を締結しました。

学校法人日本体育大学や、各種スポーツ団体と連携を図り、市内で活動するクラブや、アスリートに向けた競技力向上にも貢献することで、スポーツ全般の活性化に努めます。

◆ピックアップ SPORTS◆

すでに実施している事業や、今後新たに取り組む予定の事業、施策などを示します。

【新規】学校法人日本体育大学との連携協力に関する協定

これまで多くの世界レベルの競技者や指導者を輩出し教育・研究力といった学校法人日本体育大学が持つ様々な資源を活用して、スポーツの推進を図ります。



①学校法人日本体育大学などとの連携による競技力向上のための支援

主な取り組み	事業概要
競技力向上のための教室などの開催	学校法人日本体育大学や、各種スポーツ団体と連携を図り、市内で活動するクラブや、アスリートに向けて、教室などを開催することで、競技力向上に貢献し、スポーツ全般の活性化に努めます。

2. 子どもの体力向上と学校における取り組み

(1)子どもの外遊び・運動の推進

子どもの成長過程における遊びや運動を通じて、体を動かすことの重要性を認識し、子どもが積極的に遊びや運動ができる環境づくりに取り組むとともに、子どもの健やかな心身の育成ならびに体力・運動能力の向上を図ります。

また、放課後や地域といった身近な場での外遊びや運動の推進に加え、子どもたちが生涯にわたって活かせる資質・能力を育む機会を体験型スポーツ教室などの実施を通じて提供します。

さらに、女子生徒の運動習慣において、積極的に運動やスポーツをする子どもとそうでない子どもの二極化の課題やスポーツを通じた女性の参画・促進を図るため、女子生徒がスポーツに参画しやすい環境を整備します。

◆ピックアップ SPORTS◆

すでに実施している事業や、今後新たにに取り組む予定の事業、施策などを示します。

スポーツ教室（マリンスポーツ教室） 市や指定管理者が行うスポーツ教室の充実を図り、青少年期の子どもを対象とした魅力あふれるスポーツ教室を開催します。スポーツが好きになるきっかけを提供し、子どもの体力や運動能力の向上や心身の育成に取り組めます。	
スポーツだいすき！ 横浜 F・マリノスと大和シルフィードのスタッフや選手を講師に迎え、主に園児を対象とした、スポーツ出前講座「スポーツだいすき！」を実施し、子どもたちにスポーツを通じて体を動かすことの楽しさを伝えます。	

①乳幼児期の子どもの遊びや運動の日常化を図る環境づくり

主な取り組み	事業概要
乳幼児向け・親子向けスポーツ教室の開催	市や指定管理者が行うスポーツ教室において、乳幼児・親子むけスポーツ教室を開催し、親子でスキンシップを図りながら体を動かすことの楽しさや大切さが身に付く教室を開催します。
園児期の子どもを対象としたスポーツ講座の実施	園児を対象とした、スポーツ出前講座「スポーツだいすき！」を実施し、子どもたちにスポーツを通じて体を動かすことの楽しさや運動の日常化を図る機会を提供します。
子どもの遊び・運動推進事業の実施	乳幼児の健康診査会場などにて、県と連携し、子どもの遊び・運動啓発を促すリーフレットを配布するなど、保護者に対し乳幼児期からの体を動かすことの大切さへの理解を深めます。
文化創造拠点シリウスにおける子どもの遊びの場の提供	文化創造拠点シリウス内に遊びの広場として、2歳までの乳幼児を対象とした「ちびっこ広場」や3歳から小学校2年生までを対象とした「げんきっこ広場」を設置し、「屋内こども広場」として、年齢に合わせた遊具と親子で楽しく安心して遊べる場を提供します。
市民交流拠点ポラリスにおける子どもの遊びの場の提供	市民交流拠点ポラリス屋内において、乳幼児が親子で快適に遊ぶことができる「プレイルーム」や屋外に小学校低学年の子どもを対象とした、建物と遊具をスカイデッキで結んだ立体的な遊びの空間「星の子ひろば」を設置するなど、乳幼児から小学校低学年の子どもまで、屋内外で楽しく安心して遊べる遊具や遊びの場を提供します。

②青少年期の子どもを対象とした遊びや運動機会の提供

主な取り組み	事業概要
子どもを対象としたスポーツ教室の開催	市や指定管理者が行うスポーツ教室において、青少年期の子どもを対象としたスポーツ教室を開催し、子どもの体力と運動能力の向上及び運動機会の提供を図り、健全な身体と心の育成に取り組みます。
子どもを対象としたスポーツイベントの開催	「大和なでしこカップ」や「スポーツフェスタ」、「大和市駅伝競走大会」など、子どもが参加できるスポーツ大会やイベントを開催することにより、子どもたちにスポーツを行う機会・触れる機会などの提供を図ります。
子どもを対象としたスポーツ出前講座の実施	スポーツ出前講座「スポーツだいすき！」の実施により、青少年期の子どもたちに、スポーツを通じて体を動かすことの楽しさを啓発するとともに、運動の日常化を図る機会を提供します。
放課後子ども教室・放課後児童クラブにおける子どもの遊びの機会の創出	放課後子ども教室では、放課後の教室や校庭などにおいて、安全管理員の見守りのもとで子どもたちの安全安心な活動の場の提供及び様々な遊びや世代間交流の機会を提供します。また、放課後児童クラブにおいて、開所時間中に異なる学年の子どもたちが一緒になって遊びができ、運動が学べる機会と安全な場を提供します。
青少年の健全育成を図る取り組み及び青少年育成団体への活動支援	わくわく冒険隊や中高生対象のユースクラブ活動を通じて青少年の健全育成を図る取り組みを行います。また、地域で青少年の健全育成を進める団体等が主体となり、子どもたちがのびのびと遊ぶことができる屋外イベントや自然体験活動の実施など、子どもたちの体を動かす機会を提供します。

キャンプ施設を活用した子どもの自然に親しむ機会の提供	野外炊事(デイキャンプ)ができる泉の森ふれあいキャンプ場を開設し、野外での活動を通じて、青少年期の子どもたちが体を動かし、自然に親しむ機会を提供します。
子どもの外遊びを促すための事業の推進	「大和市子どもの外遊びに関する基本条例」の取り組みと連携し、子どもたちが外でのびのびと遊ぶことができる環境づくり、取り組みを推進します。

③地域における子どものスポーツ・運動機会の充実

主な取り組み	事業概要
大和市スポーツ少年団活動支援	スポーツ少年団が実施する大運動会(コリンピック)をはじめとした各種スポーツ活動への支援を通じて、多種目・多年齢の子どもたちのふれあいを創出し、子どもたちの健全な身体と心の育成を図ります。
総合型地域スポーツクラブ活動支援	総合型地域スポーツクラブが実施するスポーツ教室などの支援を通じて、地域の子どものたちがスポーツ活動を行うきっかけづくりや運動機会の創出を図ります。
指定管理者による子ども向けスポーツ事業の実施	大和スポーツセンター、大和スタジアム、大和ゆとりの森、引地台公園及び引地台温水プールなどの施設にて、指定管理者が実施する自主事業において、子どもを対象とした各種スポーツ教室やスポーツイベントを開催し、身近な場所におけるスポーツ・運動機会の創出を図ります。
児童館等「こどもの居場所」における子どもの健康増進を図る取り組み	児童館等「こどもの居場所」において、児童に健全な遊びの機会を提供することにより、児童の健康増進を図り、情操を豊かにする取り組みを行います。

④女子児童・生徒のスポーツ活動・体力向上の推進

主な取り組み	事業概要
女子小中学生の運動機会の創出	女子小中学生を対象に、初心者から参加できる「女子小中学生サッカー体験会」を開催し、女子小中学生に体を動かすことの楽しさを体験してもらうことにより、運動機会の創出及び体力の向上を図ります。
大和なでしこカップの開催	女子サッカーイベントとして、未来のなでしこジャパンを目指す女子小中学生を対象とした「大和なでしこカップ」を開催し、女子小中学生の体力・競技力の向上及びスポーツ活動への意欲を高める取り組みを行います。
大和なでしこサッカーフェスティバルの開催	女子サッカーイベントとして、元女子サッカー日本代表選手や現役選手による「大和なでしこサッカーフェスティバル」を開催し、女子サッカーをはじめとしたスポーツへの興味・関心を高める取り組みを行います。
なでしこレジェンドが大和にやってくる！の開催 (女子サッカー観戦デー)	女子サッカーへの興味・関心を高めるイベントとして、元女子サッカー日本代表(なでしこレジェンド)による女子小中学生を対象としたサッカー教室や市内の女子サッカーチームとの交流試合などを実施し、トップレベルのプレーを間近で体験することにより、サッカーに対する技術や意欲の向上を図ります。

(2)学校における子どもの体力向上に向けた取り組みと連携

学校体育活動の充実、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ基礎となる資質や能力を育てるとともに、健康の保持増進・体力の向上を考え、楽しく明るい生活を営む態度の育成につながります。

学校生活における体力向上・運動機会の創出などに向けた取り組みを通じて、児童生徒が生涯にわたって遊びや運動、スポーツに親しむための機会の拡大と習慣化が図られ、児童生徒の健康づくり・体力づくりが育まれます。

学校教育の一環として行われる運動部活動は、スポーツに親しむとともに、責任感、連帯感を養っていく重要な役割を担っており、地域移行が円滑に進むように取り組みます。

①学校生活における体力向上・運動機会の創出に向けた取り組みと連携

主な取り組み	事業概要
体力・運動能力調査の実施	子どもたち一人ひとりが自分の体力や運動能力を知り、自らの運動や体力に対する知識関心を深めるとともに、学校及び行政において児童生徒の体力・運動能力の現状を把握することにより、子どもたちの健やかな心身の育成に向けた指導の基礎資料として役立てます。
学校における体力向上に向けた取り組み	日常生活の中で体を動かすことの大切さや楽しさを教えるとともに、学校生活の中で運動を取り入れるよう工夫し、児童生徒の体力向上を図ります。
学校における運動機会の創出を図る取り組み	学校では、児童生徒とともに、中休みや昼休み時間などを利用し、体を動かす様々な運動などに取り組むとともに、児童会・生徒会が中心となり各種大会の実施及び低学年を中心に昔遊びに取り組むなど、運動機会の創出を図る取り組みを実施します。
学校における健康増進に係る取り組みの実施	学校では、心身ともに健康な児童生徒の育成を図ることを目的に、林間学校・臨海学校などの移動教室、野外キャンプなどを対象に健康教育に係る取り組みを実施します。
学校教育におけるトップアスリート派遣事業「夢の教室」の実施	小学校に様々な競技のトップアスリートを「夢先生」として派遣し、夢を持つことや夢に向かって努力することの大切さ、仲間と協力することの大切さ、フェアプレー精神の大切さなどを学ぶ「夢の教室」を開催し、児童の心身の健全な育成を図ります。
サッカーキャラバン・食育巡回指導の実施	「横浜 F・マリノス」のホームタウン活動の取り組みとして、小学校を巡回し、サッカーをはじめ身体を動かすことの大切さや楽しさを伝える「サッカーキャラバン」、食の大切さを伝える「食育プロジェクト」など、学校と連携した体力向上、健康増進及び健全育成に関わる取り組みを行います。
引地台温水プールを活用した水泳教室の実施支援	プールが設置されていない小中学校における水泳教室の実施に際し、引地台温水プールの会場提供などを通じて、児童・生徒の健康な体作りを支援します。
中学校における運動部活動への取り組み	国が掲げる部活動の地域移行を進めていくため、大和市部活動地域移行推進協議会や学校法人日本体育大学との連携など、中学生が体力向上や社会性を養える場を継続できるように支援を行います。

視点2「みる」 ～スポーツへの関心を高める機会づくり～

1. トップスポーツ観戦機会の推進



(1) トップスポーツ観戦機会の提供

競技レベルの高いトップアスリートの試合などを間近にみることで、スポーツの魅力を発見する、スポーツに親しむ、スポーツが好きになるというきっかけとなります。みる機会を提供するトップスポーツの範囲を、各年代における大会などに広げ、スポーツに関わりたいたいという喚起につなげます。

また、市民の幅広い世代にスポーツを「みる」きっかけをつくり、スポーツへの興味関心を高めるため、話題性・集客性のあるスポーツイベントや全国的規模の競技レベルの高い大会などを開催します。

◆ピックアップ SPORTS◆

すでに実施している事業や、今後新たにに取り組む予定の事業、施策などを示します。

横浜F・マリノス大和市民招待デー 市をホームタウンとするJリーグクラブ横浜F・マリノスでは、ホームゲーム開催時(対象試合に限る)に大和市民招待を行っており、トップスポーツの観戦機会を創出しています。	
トップスポーツ観戦デー トップレベルの大会や、各年代のハイレベルな試合を誘致し、身近な場所でトップレベルの技術や、スピード感あふれる動きなど、アスリートが躍進する姿を間近で観戦できる機会を提供します。	

① トップスポーツ誘致による観戦機会の提供

主な取り組み	事業概要
トップスポーツ観戦デーの実施	トップレベルの大会や、各年代のハイレベルな試合を誘致し、市民に観戦機会を広く提供することで、身近な場所でトップレベルの技術やスピード感あふれる動きなど、トップアスリートを間近で観戦する機会を提供します。
国際的・全国的規模のスポーツ競技大会における会場の提供	国際的・全国的規模のスポーツ競技大会などにおいて、トップチームが大会に備え実施する事前練習、合宿などの会場として施設を提供し、トップレベルの技術・プレーを間近で観戦できる機会を提供します。

なでしこリーグ公式戦の開催	大和なでしこスタジアムで開催される、本市ホームタウンチーム「大和シルフィード」の公式戦などを「大和市女子サッカー観戦デー」として開催し、市民に身近な場所でトップスポーツを観戦・応援する機会を提供します。
「みる」スポーツによるスポーツ・健康への意識啓発	トップレベルの大会やトップチーム、または各年代のハイレベルな試合などの観戦機会を提供することにより、市民のスポーツへの興味関心を高め、健康への意識啓発を図ります。

②話題性のあるスポーツイベントの開催

主な取り組み	事業概要
話題性のあるスポーツイベントの開催	ワールドカップやオリンピック・パラリンピック競技などの集客性・話題性に富んだスポーツ種目や市民が関心を持つようなスポーツイベントを開催することにより、市民のスポーツに対する興味関心が高まる取り組みを行います。
全国的大規模スポーツ競技大会の開催・誘致	公共スポーツ施設を活用し、開催できる全国的大規模スポーツ競技大会を誘致することで、市民に身近な場所で競技レベルの高いトップスポーツの観戦機会を提供します。
特色あるスポーツイベントの開催	女子サッカーのまちとして、「大和なでしこカップ」や「大和なでしこサッカーフェスティバル」、「なでしこレジェンドが大和にやってくる」など、特色のあるスポーツイベントを開催することで、幅広い世代に女子サッカーをはじめとしたスポーツへの関心が高まる機会及び身近な場所で観戦する機会を提供します。
総合型地域スポーツクラブ及び指定管理者連携事業支援	総合型地域スポーツクラブと指定管理者が連携して実施するプロ野球OBを講師とする少年野球教室やサッカー教室などのスポーツイベントの開催を支援することにより、子どもたち及び指導者にトップレベルの技術を学ぶ機会、トッププレーを観戦する機会の提供を図ります。

(2)ホームタウンチームの観戦・応援機会の拡大

横浜F・マリノスは、市民招待デーとして、対象試合に市民招待を行っているほか、「女子サッカーのまち」のシンボルとして、本市で活動するホームタウンチーム「大和シルフィード」の公式戦は、全試合市内在住の小中高校生は無料で観戦することができます。

また、両クラブともに、本市への転入者を対象試合に招待しており、Jリーグ、なでしこリーグそれぞれの観戦機会を提供することにより、市民が一体となってホームタウンチームを応援する機運を醸成し、トップスポーツの観戦機会及び応援機会の拡大を図ります。

①ホームタウンチームの観戦・応援機会の提供

主な取り組み	事業概要
ホームタウンチームのスポーツ観戦デーの実施	横浜F・マリノスはJリーグのホームゲームに市民招待を行っているほか、大和なでしこスタジアムで開催されるホームタウンチーム「大和シルフィード」のなでしこリーグ公式戦を「大和市女子サッカー観戦デー」として、市民に観戦機会を設け、身近な場所でサッカーを観戦する・応援する機会を提供します。

2. 観戦スポーツ情報の発信

(1)本市ゆかりのチーム・選手、スポーツ大会などを応援する情報の発信

国際的・全国的なスポーツ大会などにおいて、本市にゆかりのあるチームや選手の活躍を情報発信することにより、市民にスポーツを「みる」、応援する機会を提供します。

本市にゆかりのあるチームや選手の活躍は、市民に大きな夢や感動を与えます。また、国際的、全国的なスポーツ大会を皆で一緒になって観戦し、応援することにより、地域や世代を超えた一体感を生み、市民の絆を深めます。

◆ピックアップ SPORTS◆

すでに実施している事業や、今後新たに取り組む予定の事業、施策などを示します。

パブリックビューイングの開催

本市にゆかりのあるチームや選手、または国際大会で活躍する日本選手団などの活躍を市民が一体となって観戦・応援する機会を提供します。



①本市にゆかりのあるチーム・選手やスポーツ大会に関する情報発信

主な取り組み	事業概要
本市にゆかりのあるトップアスリートや大規模な国際スポーツ競技大会の応援	ワールドカップやオリンピック・パラリンピック競技大会などの国際的・全国的規模のスポーツ競技大会において、パブリックビューイングを開催するなど、本市にゆかりのあるチームや選手、または国際大会で活躍する日本選手団などの活躍を市民が一体となって観戦・応援する機会を提供します。



視点3「ささえる」



～市民が主体となりスポーツをささえるしくみづくり～

1. スポーツ活動をささえる人材づくり

(1) スポーツに関わる人材育成と団体支援

地域スポーツ活動を支えるスポーツ指導者を対象とした各種講習会・講演会への派遣などを通じて、スポーツ指導者の育成を図るとともに、スポーツ団体への支援や連携を通じて、地域スポーツの振興とスポーツ・レクリエーション活動の推進を図ります。

◆ピックアップ SPORTS◆

すでに実施している事業や、今後新たに取り組む予定の事業、施策などを示します。

スポーツ推進委員 社会体育振興委員 合同研修会

スポーツ推進委員、社会体育振興委員など、地域のスポーツ活動の担い手を育成するため、各団体が実施する事業や研修会などの支援を行います。



スポーツ少年団リーダー交流会

スポーツ少年団活動に欠かすことのできないリーダーを育成し、スポーツ活動を将来的に支える人材の育成及び、スポーツ指導者の育成を行います。



スポーツ協会 スポーツ人の集い

地域のスポーツ活動を推進・振興していく人材を育成するため、各種団体が実施する事業や研修会などの支援を行います。



①スポーツ活動を支える人材育成

主な取り組み	事業概要
スポーツ活動を支える人材育成	各地域において、スポーツ・レクリエーション活動を支える地区体育振興会やスポーツ推進委員、社会体育振興委員など、地域のスポーツ活動を推進・振興していく人材を育成するため、各種団体が実施する事業や研修会などの支援を行います。
大和市スポーツ少年団人材育成支援	スポーツ少年団が行うリーダー交流会や指導者講習会など、人材育成事業への支援を通じて、将来のスポーツ活動を支える人材育成及びスポーツ指導者の育成を図ります。
スポーツ活動を支える指導者の育成	学校法人日本体育大学や各種スポーツ団体と連携を図り、指導者向けの事業や、研修会などの支援を行います。

②スポーツ活動を支える関係団体への支援・連携

主な取り組み	事業概要
スポーツ団体への支援と連携	地区体育振興会、スポーツ推進委員連絡協議会、スポーツ協会、スポーツ少年団、レクリエーション協会及び軽スポーツ協会などのスポーツ団体が実施する事業協力や運営支援など、様々な連携協力を通じて、市民のスポーツ・レクリエーション活動の振興と普及を図ります。
スポーツ団体が携わるイベント事業支援	スポーツ推進委員連絡協議会が中心となり実施する「スポーツフェスタ」や「大和市民まつりスポーツイベント」など、スポーツ・健康推進イベントの開催を支援することにより、市民のスポーツに親しむ機会の提供及び健康の維持増進を図ります。
スポーツ推進審議会の開催	スポーツ推進審議会の審議を通じて、本市スポーツ推進計画の策定及び計画に基づいた施策や各種事業の取り組みについて、適正かつ効果的な実施を図ります。

(2)スポーツ活動に対する表彰・奨励制度

スポーツ競技大会において、優秀な成績を収めた方やスポーツ分野において多大な貢献をされた方に対して表彰を実施します。

また、国際的・全国的規模の競技大会に出場するチームや選手への奨励支援を行うことにより、スポーツ活動への意欲を高めます。

①スポーツ活動に対する顕彰制度

主な取り組み	事業概要
スポーツ活動に対する表彰	国際的・全国的規模の競技大会において、優秀な成績を収めたチームや選手、長年にわたり本市のスポーツの振興・発展に顕著な功績をあげられた方々に対して表彰を行います。
国際的・全国的規模の大会への出場支援	競技性の高い国際的・全国的規模の競技大会に出場したチームや選手に対してその功績をたたえ、奨励金を交付するなどの支援を行います。
スポーツ団体開催事業への支援	スポーツ協会が主催する「大和市スポーツ人の集い」やスポーツ功労者の表彰などの支援を通じて、市民スポーツの普及振興を図ります。

②競技スポーツ大会への参加及び開催支援

主な取り組み	事業概要
競技スポーツ大会への派遣支援	県が主催する市町村対抗競技会「かながわ駅伝競走大会」などの競技大会へ代表選手及び役員を派遣し、県内各市町村との交流を図ります。
大和市民総合スポーツ選手権大会の開催支援	各種競技スポーツ活動の推進及び競技機会の提供を図るため、大和市民総合スポーツ選手権大会を開催し、競技人口の拡大及び競技力の向上を図ります。
競技スポーツ団体活動支援	スポーツ協会に加盟する各種競技スポーツ団体の活動機会や活動の場を支援することにより、各種競技スポーツの普及振興を図ります。

(3)スポーツボランティアの育成

やまとボランティア総合案内所や総合型地域スポーツクラブとの連携、ホームページなどを活用したボランティア情報の発信により、広く市民にスポーツボランティアに関わる情報・機会を提供するとともに、スポーツを支えるボランティア活動への参加拡大及び推進を図ります。

①スポーツボランティア活動の拡大推進

主な取り組み	事業概要
スポーツボランティアの育成	「やまとボランティア総合案内所」や総合型地域スポーツクラブと連携したボランティア登録制度の活用を通じて、スポーツボランティアの確保・拡充を図るとともに、資質向上を目的とした講習会や講演会の実施など、スポーツボランティアの育成に努めます。
ホームページなどを活用したボランティア情報の提供	市内におけるスポーツ大会やイベントなどに関するボランティア情報をホームページなどを活用し、随時発信することにより、市民のボランティア活動に参画する情報の提供を図ります。

2. スポーツ活動をささえる環境の整備

(1) 身近な場でのスポーツ環境の整備

身近な場で誰もが気軽にスポーツを親しむことができるよう、スポーツや運動、遊びができる環境の整備を図ります。

また、これまでスポーツ活動を行うことを目的とした公共スポーツ施設や学校スポーツ施設開放の利便性向上の取り組みに加え、身近な地域でスポーツ活動・運動を行える場として、ボール遊びもできる公園施設のほか、学習センターやコミュニティセンター、文化創造拠点シリウス、市民交流拠点ポラリスなど、スポーツ以外の活動も活発に行われている施設もスポーツ活動を「ささえる」場として、環境を整えることにより、身近な場所でのスポーツ活動、運動機会の創出を図ります。

① 身近な場所でスポーツや運動・遊びができる環境の整備

主な取り組み	事業概要
スポーツ施設の整備・改修	公共スポーツ施設の整備や改修を計画的に実施することにより、施設の有効活用及び長寿命化を図り、利用者が良好で安全にスポーツ活動を行える施設環境の維持管理に努めます。
スポーツ活動における安全の確保	市民が安全に安心してスポーツ活動を行えるよう、公共スポーツ施設におけるスポーツ用具の定期的な点検や保守管理、自動体外式除細動器「AED」の設置、並びに救急措置などの施設管理体制を整備し、スポーツ活動によって生じる事故や外傷・障害などを防止・軽減することにより、スポーツ活動をささえる公共スポーツ施設の安全性を確保します。
利便性の高いスポーツ施設の管理運営	公共スポーツ施設において、老朽化するなどしたスポーツ器具を計画的に更新することにより、利用者が快適で安全にスポーツができる施設の環境整備に努め、多くの方に利用していただけるように管理運営を行っていきます。
スポーツ関連施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の整備	高齢な方や障がいのある方、誰にでも快適に、そして安全に安心して利用できるよう配慮されたバリアフリー・ユニバーサルデザインなどの施設整備に努めます。
公園施設の整備・改修及び維持管理	身近な公園施設の維持管理を行うとともに、老朽化した施設の改修など、子どもにも高齢な方にも利用しやすく身近に運動ができる場として、魅力的な公園施設の提供を図ります。
健康遊具の活用による健康向上・介護予防	公園に設置された、高齢の方むけの健康遊具を気軽に楽しく活用することにより、健康の向上及び介護予防を図ります。
文化創造拠点シリウス・市民交流拠点ポラリスにおける子どもの遊びの場の提供	文化創造拠点シリウス「屋内こども広場」や市民交流拠点ポラリス「プレイルーム」・「星の子ひろば」など、施設の屋内外に幼児期から小学校低学年の子どもが、楽しく安心して遊べる遊具や遊びの場を提供します。
市民交流拠点ポラリスにおける市民のスポーツ・運動機会の提供	市民交流拠点ポラリス「アリーナ」において、屋内スポーツ球技や運動・レクリエーションなど、様々なスポーツ活動を団体や個人が行える場として開設することにより、市民のスポーツ・運動機会の推進、並びに健康増進を図ります。

子どもの外遊びを確保するための施設整備	子どもが外遊びをする場所となる学校の校庭や公園などにおいて、子どもたちがのびのびと安全に安心して遊べるよう施設の整備や維持管理を行います。
快適にウォーキングができる道路環境の整備	日常生活の中で手軽に行えるウォーキングが楽しく快適に行えるよう歩道の維持管理、ウォーキングサインの設置など、安全な歩行者空間の創出及び整備を行います。
安全で安心な自転車利用環境の促進	健康的で環境負荷の低い交通手段として、通勤・通学、買い物などで利用する自転車の利用機会を促進するため、自転車レーンのカラー化や劣化した個所の補修など、安全に安心して利用できる自転車通行空間の確保を図ります。
放課後子ども教室における遊びの場の提供	学校における放課後の教室や校庭などにおいて、安全管理員の見守りのもと、様々な遊びや世代間交流の活動の場として、子どもの安全安心な活動の場を提供します。
児童館等における子どもの遊びの機会・遊びの場の提供	児童館等において、児童に健全な遊びの機会を与えることにより、児童の健康増進を図るとともに、地域の子どものための居場所及び遊びの場を提供します。
コミュニティセンターにおける運動の場の提供	「学習する」「趣味を身につける」「仲間と集う」などのコミュニティ活動の拠点として、レクリエーションや健康づくりなどを目的とした各種サークル活動を促進し、市民の運動機会の推進を図ります。
学習センターにおける学習機会・運動機会の提供	身近な生涯学習施設において、乳幼児期から高齢な方に至る生涯各期にあわせた運動やスポーツ、遊びに関する学習事業の開催や各種サークルの活動・発表の場として、各施設を活用することにより、市民のスポーツ・運動機会の推進及び健康増進を図ります。
健康度見える化コーナーの利用による健康づくり	文化創造拠点シリウスや市民交流拠点ポラリスなど、多くの市民が利用する施設に「健康度見える化コーナー」を設置することにより、市民が気軽に自分自身の健康度をチェックでき、健康管理・健康づくりに役立てます。
スポーツ・レクリエーション用具の貸出し	ニュースポーツや障がい者スポーツなど、様々な種目のスポーツ用具を広く市民に貸し出し、地域や職場を含めた様々な場所における、スポーツ・レクリエーション活動の普及振興に役立てます。

②学校スポーツ施設の有効活用

主な取り組み	事業概要
学校スポーツ施設の活用	生活に結び付いた身近なスポーツ・レクリエーション活動の場として、学校スポーツ施設(校庭、体育館、武道場)及び夜間照明設備(ナイター照明)を広く市民に開放し、スポーツ・レクリエーション活動を行う場を確保、提供します。
学校スポーツ施設開放におけるスポーツ器具の更新	学校スポーツ施設の開放において、老朽化などしたスポーツ器具を計画的に随時更新することにより、安全で良好なスポーツ環境の整備に努めます。

学校スポーツ施設の効率的な運営管理	地域の利用者団体が連携して運営管理を行っている学校開放事業実施委員会連絡協議会と連携し、利用ニーズを調整しながら、地域における学校スポーツ施設の効率的な利用と利便性を高めながら安全で適切な運営・維持管理を図ります。
-------------------	---

(2)大規模公共スポーツ施設の効率的・効果的な環境整備

快適で安全にスポーツ活動やスポーツ観戦が行えるよう、施設の安全性に配慮しながら、スポーツ施設の計画的な改修、維持管理を実施し、大規模スポーツ施設の良好な環境整備を図ります。

また、指定管理者制度を活用したスポーツ施設の管理運営及び計画的な保守点検を実施することで、大規模スポーツ施設を含む公共スポーツ施設全体の安全で質の高いスポーツ環境を提供します。

①大規模公共スポーツ施設の改修・整備

主な取り組み	事業概要
大和スポーツセンター(大和なでしこスタジアム)競技場大規模改修工事	老朽化が進んでいる大和スポーツセンター(大和なでしこスタジアム)競技場の走路、助走路、各ゾーンを全面改修することにより、利用者が良好な環境で競技を行い、またスポーツに親しめる施設機能の向上を図ります。

②指定管理者制度による施設の運営管理

主な取り組み	事業概要
スポーツ施設の運営管理及び指定管理者との協議連携	スポーツ施設の運営管理について、指定管理者と定期的に協議を行い、市民のニーズに応じた快適で利用しやすい施設の運営を行います。また、指定管理者と連携して計画的な保守管理を実施し、安全で質の高いスポーツ施設を提供します。

(3)民間企業におけるスポーツ施設の連携活用

市内の民間企業が所有・管理しているスポーツ施設を市民にスポーツ活動の場として開放し、施設の有効利用を図ります。

①民間スポーツ施設の利用

主な取り組み	事業概要
民間スポーツ施設の活用	民間企業が所有・管理しているグラウンドやゴルフ場などのスポーツ施設を市民に開放し、スポーツ大会やスポーツ・レクリエーション活動を行う場を確保します。また、スポーツ教室やスポーツイベント開催の場として、活用を図ります。
民間企業が開催する市民向けスポーツ大会の開催協力	民間企業が地域貢献事業として、民間スポーツ施設を開放して実施する市民向けスポーツ大会やイベントなどの実施を連携協力することにより、市民の運動機会の創出、体力向上を図ります。

3. 市民が利用しやすいスポーツ情報サービスの推進

(1) スポーツ情報サービスの推進

市民に魅力的で利用しやすい情報を様々な情報ツールを活用し、積極的に発信することにより、スポーツ情報サービスなどの広報活動の推進を図ります。

市民が様々なスポーツ情報に触れることにより、スポーツに対する関心や興味が高まり、スポーツ活動の活発化につながることから、市媒体以外にもスポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ、ホームタウンチームからの情報を展開していきます。

また、本市の活発なスポーツ活動を広めていくことで、良好な都市イメージを市内外に発信します。

◆ピックアップ SPORTS◆

すでに実施している事業や、今後新たにに取り組む予定の事業、施策などを示します。

「スポーツやまと」情報紙の配布 総合型地域スポーツクラブ及びスポーツ少年団が実施するスポーツイベント、教室などのスポーツ情報を掲載した情報紙を市内全小学校へ配布し、児童・保護者へ市内スポーツ情報の提供を図ります。	
ホームタウンクラブチームによる情報提供 本市をホームタウンとする横浜 F・マリノスや、ホームタウンチーム大和シルフィードからのスポーツに関する情報を市内全小学校に配布し、スポーツへの関心を高めます。	

① スポーツ情報の積極的な発信

主な取り組み	事業概要
スポーツ情報紙の発行	本市で行われるスポーツイベントや総合型地域スポーツクラブ及びスポーツ少年団が実施するスポーツイベント、教室などのスポーツ情報を掲載した小学生向けスポーツ情報紙「スポーツやまと」を市内全小学校へ配布し、児童・保護者へ市内スポーツ情報の提供を図ります。
スポーツ情報発信の充実	市民に関わりのあるスポーツ情報を「広報やまと」やPRボード、ホームページ、公共施設掲示板など、様々な情報発信ツールを活用して、広く市民にスポーツ情報を発信するなど、広報活動の充実に努めます。
ホームタウンチームによるスポーツ情報の提供	本市をホームタウンとする横浜 F・マリノスや、ホームタウンチーム大和シルフィードが作成する情報紙を市内小学校に配布し、スポーツへの関心を高めます。

②市民参加手続きによる情報の収集

主な取り組み	事業概要
市民参加手続きによる スポーツ活動調査の実施	市民にアンケート調査やe モニター制度などを利用して、スポーツや健康などに関わる市民の意識やニーズを把握するとともに、スポーツ推進計画の策定やスポーツ施策の実施、スポーツ施設の維持管理などに活用を図ります。

視点4「つながる」



～市民とスポーツをつなぎ、健康へと導くしくみづくり～

1. スポーツ・運動からつながる健康づくり

(1)健康につながるスポーツ・運動の推進

老若男女を問わず、市民の誰もが生涯にわたって豊かで幸せな生活を送れるよう、一人でも気軽にスポーツや運動を行える環境を整備することで、スポーツ活動及び運動機会の拡大を図るとともに健康増進・健康寿命の延伸につながる取り組みを推進します。

◆ピックアップ SPORTS◆

すでに実施している事業や、今後新たにに取り組む予定の事業、施策などを示します。

ウォーキングによる健康づくり	
歩くことは、健康づくりに効果的であることから、「大和市歩く健康づくり推進条例」を定めています。「大和市ウォーキングマップ」の作成や、駅前のウォーキング看板の設置、大和市健康普及員による「市内ウォーキングコース」を活用したウォーキング教室などを開催しています。	

① 健康増進につながるスポーツ活動の推進と運動機会の拡大

主な取り組み	事業概要
日常生活における運動の習慣化づくり	生活習慣病やメタボリックシンドロームなどの予防や改善に運動や食事に関する各種教室、健康相談などを開催し、健康づくりの意識啓発及び日常生活における運動の習慣化づくりに取り組みます。
ウォーキングによる健康づくり	歩くことによる健康づくりを推進するため、やまとウォーキンピックの開催や「大和市ウォーキングマップ」の作成、ウォーキングサインの設置、歩数記録シートの作成など、日常生活における歩く健康づくりのきっかけを提供します。
ヤマトン健康ポイント活用による健康づくり	特定健診や各種がん検診、健康に関する教室やイベントなど、市が指定する健康づくりに係るプログラムへの参加に対してポイントを付与し、一定のポイントに到達した応募者の中から抽選で景品を交付します。自主的な健康づくりに取り組むきっかけをつくるとともに、習慣化されるよう支援します。
健康づくりを行う安全安心サポーター活動の推進	日常的に行っている散歩やウォーキング、ジョギングなどを通じて、健康づくりを行うとともに、気軽に個人でパトロールを行う安全安心サポーター活動を推進し、安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを目指します。

ラジオ体操による自治会の活性化及び健康づくりの促進	自治会で実施するラジオ体操活動を支援することにより、地域の結びつきが深まり、自治会の活性化及び市民の健康づくりを促進します。
健康づくり・介護予防を推進する啓発マップの活用	市内の魅力あるコースを紹介した「大和市ウォーキングマップ」や身近な公園に設置された健康遊具の使い方・設置遊具を紹介した「大和市健康遊具マップ」を市民に活用してもらうことにより、ウォーキングや健康遊具を活用した健康づくり・介護予防を図ります。
3033(サンマルサンサン)運動の啓発	県と連携し、3033運動(スポーツを暮らしの一部として、1日30分、週3回、3か月継続してスポーツを習慣化する運動)の啓発を図ります。

② 健康寿命の延伸につながる身体活動への取り組み

主な取り組み	事業概要
介護予防・認知症の予防につながる普及啓発事業の実施	公園に設置している健康遊具を活用した「健康講座」や介護予防セミナー、認知症予防セミナー(コグニサイズ)などを実施することにより、介護予防・認知症予防の普及啓発を図ります。
やまといきいき健康体操の普及啓発	本市オリジナルの健康体操「やまといきいき健康体操」を市のホームページで動画配信するなどし、また、介護予防 サポーター講座などで実施することにより、広く市民に健康体操・認知症予防の普及啓発を図ります。
健康づくり普及啓発事業の推進	大和市健康普及員を中心に「市内ウォーキングコース」を活用したウォーキングや体操教室、健康測定、食生活改善推進委員と連携した料理教室などを開催し、地域の健康づくり活動を推進します。
生活習慣病を未然に防ぐ健康事業の実施	保健衛生普及事業の一環として、様々な運動教室を実施することにより、生活習慣病を未然に防ぎ、市民の健康に対する意識の向上を図ります。
かながわ健康プラン21の啓発	県と連携し、誰もが健康で生き生きとした自分らしい生活が送れるよう「かながわ健康プラン21」による県民健康づくり運動の啓発を図ります。

2. スポーツからつながる地域づくり

(1) スポーツ活動を通じた地域づくりの推進

スポーツ活動を通じた交流は、地域間や世代間を超え、地域コミュニティの醸成、地域社会の活性化、さらには、市民相互の絆を深める効果をもたらします。

地域スポーツ推進団体や、地域密着型の総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団などのスポーツクラブには、このような効果を具現化するための重要な役割を担っています。市では、人と人、地域と人、地域と地域のつながりを創出するため、今後も上記団体の活動を支援すると共に、様々なスポーツイベント等を開催していきます。

また、スポーツイベントなどを通じて近隣市との交流を推進し、市民間相互のつながりを深めていきます。

◆ピックアップ SPORTS◆

すでに実施している事業や、今後新たに取り組む予定の事業、施策などを示します。

【新規】綾瀬市や近隣市とのスポーツ連携事業

近隣市と連携し、相互の関係性を強化していくこと、及び相互の市民の健康増進及び運動習慣の定着を図ることや、スポーツ振興を図ることを目的としたスポーツ連携事業を開催します。



①地域スポーツ推進活動団体支援

主な取り組み	事業概要
地域スポーツ推進団体活動支援	地域スポーツの推進活動や活性化に携わる地区体育振興会やスポーツ推進委員が行うスポーツ推進事業を支援することにより、地域住民のスポーツへの参加を促し、体力の向上と健康の増進、さらには、地域コミュニティの醸成を図ります。

②総合型地域スポーツクラブの育成と質的充実

主な取り組み	事業概要
総合型地域スポーツクラブの育成支援	地域住民が主体的に参画し、地域スポーツの活動・交流の拠点となる役割を担う総合型地域スポーツクラブの創設を目指す団体に対して、必要な助言や手続きなどの支援を行います。
総合型地域スポーツクラブ活動支援の推進	総合型地域スポーツクラブが実施する教室やイベント事業などを市ホームページやスポーツ情報紙に掲載し、PRを推進することにより、総合型地域スポーツクラブが広く市民に周知されるよう支援します。
総合型地域スポーツクラブの自主的運営活動の推進	総合型地域スポーツクラブが地域に根差したクラブとして定着し、継続的に安定した自主運営が行われるよう、県などの関係機関と連携し、支援することにより、クラブの質的充実を図ります。

③スポーツ少年団活動の充実

主な取り組み	事業概要
大和市スポーツ少年団活動支援【再掲】	小学生を対象とした多種目から成るスポーツ少年団が実施する各種スポーツ活動へ支援することにより、競技種目や年齢を超えたふれあいや一体感を創出し、子どもたちのスポーツを通じた健全な人間形成と絆づくりを醸成します。

④スポーツによる広域連携の推進

主な取り組み	事業概要
大和・綾瀬スポーツフェスティバル	綾瀬市や、近隣の市とつながることで、それぞれの地域資源を有効活用しながら、これまで以上に大きなスケールでイベントを実施し、広域にスポーツ施策を展開します。

3. ホームタウンチームからつながるスポーツの振興

(1) 女子サッカーを基軸とした地域スポーツの振興

女子サッカーを基軸とし、スポーツ全般にわたる様々なスポーツ施策を展開することで、市民のスポーツに対する関心や健康意識を高め、地域スポーツの振興及び地域コミュニティの活性化を図ります。

また、「女子サッカーのまち」として、なでしこリーグに加盟しているホームタウンチーム「大和シルフィード」のサポートを通じて、チームが躍進することにより、本市の良好な都市イメージを広く国内外に発信し、シティセールスにつなげていきます。

◆ピックアップ SPORTS◆

すでに実施している事業や、今後新たに取り組む予定の事業、施策などを示します。

ホームタウンチーム活動支援の推進	
ホームタウンチーム「大和シルフィード」の活動支援を通じて、女子サッカーのまちとして、本市を広く国内外に発信するとともに、なでしこリーグでの活躍や様々な地域貢献活動などを PR することにより、本市のシティセールスを推進します。	

① 女子サッカーのまちの推進

主な取り組み	事業概要
大和なでしこカップの開催【再掲】	女子サッカーイベントとして、未来のなでしこジャパンを目指す女子小中学生の活躍の場として「大和なでしこカップ」を開催することにより、女子サッカーのまちとして、スポーツの推進を図ります。
大和なでしこサッカーフェスティバルの開催【再掲】	元女子サッカー日本代表選手や現役選手による女子サッカーイベントを開催し、女子サッカーのまちとして、サッカーをはじめとしたスポーツへの関心や興味を高める取り組みを行います。
なでしこレジェンドが大和にやってくる！の開催【再掲】	女子小中学生を対象に、元女子サッカー日本代表(なでしこレジェンド)によるサッカー教室や市内女子サッカーチームとの交流試合など、女子サッカーのまちとして、広く市民に女子サッカーへの関心を高めてもらう取り組みを行います。
女子小中学生及び女性のためのサッカー体験会の開催	大和シルフィードスタッフや選手をコーチとして招き、女子サッカーのまちとして、女子小中学生や女性を対象に初心者から参加できる「サッカー体験会」を開催し、体を動かすことの楽しさや女子サッカーを始めるきっかけづくりを提供します。
ホームタウンチーム活動支援の推進	ホームタウンチーム「大和シルフィード」の活動支援を通じて、女子サッカーのまちとして、本市を広く国内外に発信するとともに、なでしこリーグの活躍や様々な地域貢献活動などを PR することにより、本市のシティセールスを推進します。

(2)ホームタウンチームとの連携・協働

本市をホームタウンとする横浜 F・マリノスや、ホームタウンチーム大和シルフィードの活動は、地域スポーツの振興のほか、地域貢献にも取り組むなど、地域社会と密接な関係を持ち、地域コミュニティの醸成を促します。

また、市民から愛されるホームタウンチームの活躍を市民が一体となって応援することは、地域の一体感、世代間の交流が生まれるほか、地域の絆や連帯感が創出されるなど、様々な役割を担っています。

両クラブと連携・協働、活動を推進することにより、地域コミュニティの活性化・魅力アップにつなげます。

◆ピックアップ SPORTS◆

すでに実施している事業や、今後新たにに取り組む予定の事業、施策などを示します。

エンジョイサッカーwith 横浜 F・マリノス 横浜 F・マリノスのコーチや選手を招き、市内小学生を対象としたサッカー教室を行っています。 サッカーを通じて、スポーツへの興味・関心を高めるとともに、ホームタウンチームの認知度向上につなげます。	
---	---

①横浜 F・マリノスによるホームタウン活動と連携の推進

主な取り組み	事業概要
ホームタウン関連チームのスポーツ観戦デーの実施【再掲】	横浜 F・マリノスは Jリーグのホームゲームに市民招待を行っているほか、大和なでしこスタジアムで開催されるホームタウンチーム「大和シルフィード」のなでしこリーグ公式戦を「大和市女子サッカー観戦デー」として、市民に観戦機会を設け、身近な場所でサッカーを観戦する・応援する機会を提供します。
サッカーキャラバン・食育巡回指導の実施【再掲】	「横浜 F・マリノス」のホームタウン活動の取り組みとして、小学校を巡回し、サッカーをはじめ身体を動かすことの大切さや楽しさを伝える「サッカーキャラバン」、食の大切さを伝える「食育プロジェクト」など、学校と連携した体力向上、健康増進及び健全育成に関わる取り組みを行います。
市主催事業・指定管理者自主事業への連携協力	大和市民まつりイベントや障がい者サッカー教室、親子ふれあいサッカー教室など、市主催事業における連携協力及び指定管理者が開催するスポーツ教室などの自主事業における連携協力など、ホームタウン活動の取り組みを通じて、市民のスポーツ活動の推進・健康増進を図ります。
地域と連携したホームタウン活動の推進支援	「横浜 F・マリノス」のホームタウン活動事業として行われる健全で豊かな地域社会を目指した様々な啓発活動や地域社会貢献活動への取り組みを支援することにより、地域の賑わいの創出及び地域の活性化を図ります。

②大和シルフィードによるホームタウン活動と連携の推進

主な取り組み	事業概要
ホームタウン認定制度の活用	大和市に活動拠点を置き、国内のトップレベルのリーグで活躍が期待できるスポーツ団体を「大和市ホームタウンチーム」として認定することにより、チームの活躍を通じて、まちや市民が元気になり、地域に誇りや愛着が湧くなどの一体感を醸成し、大和市を全国に発信するなど、様々な効果が期待できます。
なでしこリーグ公式戦の開催支援	大和なでしこスタジアムで開催される、なでしこリーグ公式戦の開催を支援し、観戦に訪れた市民やサポーターが楽しく、快適に応援できる環境を提供するとともに、将来的には WE リーグ参入を目指すホームタウンチーム「大和シルフィード」の活動を支援します。
ホームタウンチームの地域貢献活動支援	ホームタウンチーム「大和シルフィード」が行う地域貢献活動やイベント活動を支援することにより、地域との交流が図られ、地域から愛着を持たれるチームとして、地域スポーツや健康づくりの推進、青少年の健全育成など、地域コミュニティの醸成を図ります。
ホームタウンチーム応援活動支援	なでしこリーグ1部昇格を目指すホームタウンチーム「大和シルフィード」の活躍を市民、サポーター、サポート企業とともに一体となって応援・支援することにより、市への愛着や誇りを深め、地域の活性化、一体感の醸成を図ります。
ホームタウンチーム情報発信支援	ホームタウンチーム「大和シルフィード」の活躍を市ホームページや公共施設掲示板、横断幕の掲示など、様々な情報ツールを活用して発信することにより、「女子サッカーのまち」として、本市の魅力を国内外に発信し、シティセールスを図ります。
市主催事業、指定管理者事業への参加協力支援	「大和シルフィード」のホームタウンチーム活動として、女子サッカーイベント、スポーツ教室など、様々な市主催事業やイベントへの参加協力を支援することにより、地域に根差し、愛されるホームタウンチームとして、地域スポーツの振興及び地域コミュニティの醸成を促します。



4. 国際大会からつながるスポーツの活性化

(1) 国際大会開催によるスポーツ機運の醸成

世界中が注目する国際的な大会として、各種競技のオリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた様々な取り組みを行うことにより、スポーツに対する機運の醸成を図り、開催を契機としたレガシーの創出、スポーツの活性化を図ります。

また、国際的な大会におけるチームや選手の活躍は、市民に夢と感動を与え、スポーツへの興味関心をさらに高めるとともに、本市にゆかりのある選手の活躍を市民が一体となって応援することにより、市への愛着や誇りを深め、市民の絆を強くします。

◆ピックアップ SPORTS◆

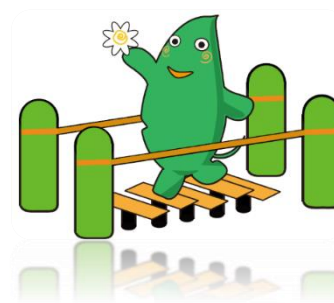
すでに実施している事業や、今後新たに取り組む予定の事業、施策などを示します。

国際スポーツ大会など啓発事業	
国際的なスポーツ大会開催に向け競技大会に係るポスターやチラシの掲示など、関連・啓発事業を実施し、大会への機運を盛り上げます。	

① 大規模な国際大会開催に向けた機運の醸成

主な取り組み	事業概要
大規模な国際スポーツ競技大会など振興事業	国際的なスポーツ大会開催に向けたスポーツへの関心や興味の高まりを受け、競技種目をスポーツ教室に取り入れた体験機会の提供など、市民に大規模な国際競技大会開催に向けた機運の醸成を図ります。
大規模な国際スポーツ競技大会など関連・啓発事業の実施	国際的なスポーツ大会開催に向け、県と連携し情報共有を図るほか、競技大会に係るポスターやチラシの掲示など、関連・啓発事業を実施し、大会への機運を盛り上げます。
本市にゆかりのあるトップアスリートや大規模な国際スポーツ大会の応援【再掲】	ワールドカップやオリンピック・パラリンピック競技大会などの国際的・全国的規模のスポーツ競技大会において、パブリックビューイングを開催するなど、本市にゆかりのあるチームや選手、または国際大会で活躍する日本選手団などの活躍を市民が一体となって観戦・応援する機会を提供します。

第5章 計画の推進について



1 成果指標の設定

平成 25(2013)年に策定された第1期計画では、計画進行の達成状況を確認する目安として「する」、「みる」、「ささえる」スポーツにおいて、5つの具体的な成果指標を定めました。

第2期計画では、スポーツを取り巻く社会情勢や市民ニーズの変化に加え「する」、「みる」、「ささえる」スポーツに新たな視点として加わった「つながる」スポーツに対応する11の具体的な成果指標を定めその進捗状況を確認してきました。

第3期計画で計画の推進状況や施策の成果を把握し、計画期間終了後の次期計画にも反映させるため、引き続き同様の成果指標を設定することに加え、新たにスポーツにつながると思えられる指標1つを加え、全12の指標を設定し、スポーツ推進の指針とし目標値を上回る成果を目指します。

1.視点①「する」に対応する成果指標

- ① 市民(16 歳以上)のうち70.3%以上が、定期的(週 1 回以上)に30分以上のスポーツや運動を行っていることを目指します。

現状値 令和5(2023)年度	中間目標値 令和9(2027)年度	最終目標値 令和11(2029)年度
65.3%	67.3%	70.3%

- ② 市民(16 歳以上)のうち、日常生活においてスポーツを行わない人の割合を0%に近くことを目指します。

現状値 令和5(2023)年度	中間目標値 令和9(2027)年度	最終目標値 令和11(2029)年度
14.7%	8.7%	0%

- ③ 児童生徒のうち、100%の人が運動(体を動かす遊びを含む)を行うことが、健康でいるために大切だと思うことを目指します。

現状値 令和5(2023)年度	中間目標値 令和9(2027)年度	最終目標値 令和11(2029)年度
98.6%	99.5%	100%

- ④ 市民のうち、1,200人以上の人が各種スポーツ教室に参加し、幅広い世代にスポーツや運動、健康づくりに親しんでもらうきっかけを目指します。

現状値 令和5(2023)年度	中間目標値 令和9(2027)年度	最終目標値 令和11(2029)年度
507人	924人	1,200人

- ⑤ 市民のうち、3,180人以上の人が公共スポーツ施設を利用してスポーツや運動を楽しんでいることを目指します。

現状値 令和5(2023)年度	中間目標値 令和9(2027)年度	最終目標値 令和11(2029)年度
2,570人	2,936人	3,180人

2. 視点②「みる」に対応する成果指標

- ⑥ 市民のうち、**37.3%**以上が年1回以上直接会場でスポーツ観戦していることを目指します。

現状値 令和5(2023)年度	中間目標値 令和9(2027)年度	最終目標値 令和11(2029)年度
21.6%	31.0%	37.3%

- ⑦ 市民のうち、年間10,700人以上の人が公共スポーツ施設で行われるスポーツ観戦デーに訪れ、スポーツ観戦を楽しんでいることを目指します。

現状値 令和5(2023)年度	中間目標値 令和9(2027)年度	最終目標値 令和11(2029)年度
10,182人	10,490人	10,700人

3. 視点③「ささえる」に対応する成果指標

⑧市民のうち、19.9%以上の人がスポーツに関わるボランティアなどの活動を経験できる環境づくりを目指します。

現状値 令和5(2023)年度	中間目標値 令和9(2027)年度	最終目標値 令和11(2029)年度
11.2%	16.4%	19.9%

4. 視点④「つながる」に対応する成果指標

⑨市民のうち、70.0%以上が、自ら健康づくりに取り組んでいることを目指します。

現状値 令和5(2023)年度	中間目標値 令和9(2027)年度	最終目標値 令和11(2029)年度
58.6%	65.4%	70.0%

⑩市民のうち、18.3%以上の人が市内の総合型地域スポーツクラブについて知っており、地域に根差したクラブ活動が行われていることを目指します。

現状値 令和5(2023)年度	中間目標値 令和9(2027)年度	最終目標値 令和11(2029)年度
14.0%	16.6%	18.3%

⑪市民のうち、9,360人以上の人が女子サッカー関連イベントに参加し、女子サッカーのまちとして、市民に親しまれ、スポーツ推進が図られていることを目指します。

現状値 令和5(2023)年度	中間目標値 令和9(2027)年度	最終目標値 令和11(2029)年度
7,511人	8,620人	9,360人

⑫市民のうち、「する」・「みる」・「ささえる」のいずれかにつながる人(親しんでいる人)が100%になることを目指します。

現状値 令和5(2023)年度	中間目標値 令和9(2027)年度	最終目標値 令和11(2029)年度
89.3%	96%	100%

2

計画の進行管理

「第3期大和市スポーツ推進計画」は、市民・事業者・スポーツ団体・行政など様々な主体が力を合わせて取り組むことにより推進していくものです。

本計画に掲げる諸事業が円滑に実施され、基本目標が達成されるよう、施策の推進状況については、「総合計画」における客観的検証や事務事業評価の実施検証及び本市スポーツ推進審議会での審議などを通じて、適切な進行管理に努めていきます。

3

計画の評価及び見直し

本計画の成果指標については、令和5(2023)年度を現状値として設定し、「総合計画」の推進状況との整合性を図るため、令和9(2027)年度に中間目標指標を設け、令和11(2029年度)年度を本計画における最終年度として、最終目標指標を設定します。

また、市民アンケート調査を計画中間年度の前年にあたる令和8年度(2026年度)と計画最終年の前年にあたる令和10年度(2028年度)に実施予定とし、次期スポーツ推進計画策定に向け、スポーツ推進審議会における事業の進行状況や検証結果などの審議を勘案しながら、必要に応じて取り組み内容などの見直しを行っていきます。

4

関係部局との協力と連携

本計画では、大和市のスポーツにおける総合的な計画として、全庁を挙げて取り組むことが必要であり、計画の推進にあたっては、計画におけるスポーツ活動が遊び、運動、健康など、幅広い領域にわたり、また、幅広い世代を対象としていることから、組織を横断し、スポーツ・健康分野に関わる関係部局の計画や施策とも整合性、連携を図りながら取り組むことにより、スポーツの推進を総合的かつ体系的に実施することができると考えています。

また、事業の実施にあたっては、指定管理者との一体的な連携・協力により、市民のニーズやスポーツを取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、効果的な取り組みを展開することにより、スポーツの普及振興を図っていきます。

議案第 4 号

令和 6 年度大和市教育局表彰被表彰者の決定について

令和 6 年度大和市教育局表彰被表彰者の決定について、審議願いたく提案する。

令和 7 年 1 月 2 4 日提出

大和市教育局委員会

教育長 藤 井 明

「大和市教育局の会議における報告事項に関する申合せ」に基づく報告

■学期ごとの報告事項（令和6年度2学期分）

・市立小中学校におけるいじめの認知件数	…P.1	[壺井指導室長]
・指導室におけるいじめ・不登校の相談受理状況	…P.2	[//]
・市立小中学校における長期欠席児童生徒数	…P.3	[服部青少年相談室長]
・青少年相談室における教育相談の受理状況	…P.5	[//]
・青少年相談室における街頭補導の状況	…P.6	[//]
・教育支援教室の通室者の状況	…P.7	[//]
・教育委員会が受け付けた市立小中学校に関する意見	…P.8	[壺井指導室長]

■市立小中学校におけるいじめの認知件数

令和6年度（8～12月）

学年	いじめの認知件数		事案の内容（複数回答）※1								
	今年度	前年度	からかい 悪口	仲間はずれ 無視	暴力 （※2）	金銭要求	物かくし等	危険な行為 の要求	ネット上の 誹謗中傷等	その他	合計
小1	54	33	18	1	22	0	4	3	1	6	55
小2	69	81	26	3	26	2	6	2	0	9	74
小3	77	39	33	18	20	2	6	2	0	4	85
小4	63	81	35	10	17	1	4	2	0	5	74
小5	93	54	57	15	23	3	2	4	3	3	110
小6	57	56	32	10	13	0	2	4	5	2	68
計	413	344	201	57	121	8	24	17	9	29	466
中1	26	24	13	9	1	0	0	3	1	1	28
中2	13	11	10	2	2	0	0	1	2	0	17
中3	6	9	4	2	1	0	0	0	0	0	7
計	45	44	27	13	4	0	0	4	3	1	52
合計	458	388	228	70	125	8	24	21	12	30	518

※1 事案の内容については複数回答であるため、いじめの認知件数とは一致しない。

※2「暴力」については、「軽くぶつかられる、遊ぶふりして叩かれたり蹴られたりする。」と「ひどくぶつかられる、たたかれる、けられる。」を合わせた数値。

（参考）市立小中学校におけるいじめの認知件数の推移

学期	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	小	中	計	小	中	計	小	中	計
1学期	373	42	415	302	59	361	378	40	418
2学期	349	42	391	344	44	388	413	45	458
3学期	148	15	163	93	16	109			0
計	870	99	969	739	119	858	791	85	876

■指導室におけるいじめ・不登校の相談受理状況の推移

小学校		いじめ			不登校		
		相談件数	解決済	継続	相談件数	解決済	継続
R04	1学期	2	1	1	1	0	1
	2学期	1	0	1	1	0	1
	3学期	1	1	0	1	1	0
	合計	4	2	2	3	1	2
R05	1学期	1	1	0	0	0	0
	2学期	2	0	2	0	0	0
	3学期	1	0	1	0	0	0
	合計	4	1	3	0	0	0
R06	1学期	1	0	1	0	0	0
	2学期	0	0	0	0	0	0
	3学期						
	合計	1	0	1	0	0	0

中学校		いじめ			不登校		
		相談件数	解決済	継続	相談件数	解決済	継続
R04	1学期	2	1	1	1	0	1
	2学期	1	0	1	1	0	1
	3学期	1	1	0	1	1	0
	合計	4	2	2	3	1	2
R05	1学期	0	0	0	0	0	0
	2学期	1	0	1	0	0	0
	3学期	1	0	1	0	0	0
	合計	2	0	2	0	0	0
R06	1学期	0	0	0	0	0	0
	2学期	0	0	0	0	0	0
	3学期						
	合計	0	0	0	0	0	0

■市立小中学校における長期欠席児童生徒数

①令和6年度 学年・月別 長期欠席者数

	小学校							中学校			
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	合計
8月	17	18	29	27	33	47	171	43	64	66	173
9月	94	117	97	110	100	98	616	103	128	139	370
10月	134	144	152	166	142	128	866	123	147	151	421
11月	124	132	186	196	165	173	976	136	159	148	443
12月	116	101	141	134	168	129	789	123	163	146	432
合計	485	512	605	633	608	575	3418	528	661	650	1839

(参考)令和5年度 同時期

	小学校							中学校			
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	合計
8月	13	20	18	22	25	38	136	39	53	61	153
9月	110	124	94	105	80	100	613	103	121	145	369
10月	113	131	88	89	86	85	592	111	130	137	378
11月	117	114	73	97	89	100	590	101	131	136	368
12月	97	99	88	91	102	83	560	103	128	128	359
合計	450	488	361	404	382	406	2491	457	563	607	1627

②年度別・月別 長期欠席者数の推移

小学校	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R03	65	76	75	68	0	70	73	88	86	88	73	97	859
R04	230	224	288	215	96	298	290	294	286	378	423	274	3296
R05	208	459	741	541	136	613	591	590	560	614	710	437	6200
R06	298	478	556	414	171	616	866	976	789				5164

中学校	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R03	140	166	184	139	0	207	207	227	217	231	242	198	2158
R04	229	250	260	250	165	303	316	314	315	352	372	280	3406
R05	222	275	336	284	153	369	378	368	359	406	447	324	3921
R06	228	296	313	296	173	370	421	443	432				2972

③令和6年度 不登校児童生徒について把握した事実(複数回答)

小学校	いじめ	友人関係	教職員との関係	学業不振	学校のきまり	転編入学進級	家庭生活の変化	親子の関わり方	生活のリズム	あそび・非行	無気力	不安・抑うつ	障害起因	個別配慮
8月	1	1	1	2	3	1	5	16	16	0	22	17	6	4
9月	1	2	1	3	2	1	4	23	30	0	39	25	8	3
10月	3	2	1	5	4	1	5	22	37	1	39	36	9	4
11月	3	5	2	8	3	1	1	29	39	2	42	31	7	5
12月	3	9	2	8	3	3	6	27	42	2	46	31	9	5
合計	11	19	7	26	15	7	21	117	164	5	188	140	39	21

(参考)
令和5年度
同時期合計
(8月～12月)

小学校	いじめ	友人関係	教職員との関係	学業不振	進路に係る不安	クラブ部活動	学校のきまり等	入学転編入学進路等	家庭環境の変化	親子の関係	家庭内不和	生活リズムの乱れ、遊び、非行	無気力不安	その他
学校に係る状況									家庭に係る状況			本人に係る状況		
8月	0	3	0	2	0	0	2	0	4	14	1	13	35	2
9月	0	3	1	6	1	0	4	0	5	24	1	18	67	2
10月	1	6	4	12	1	0	5	0	8	20	0	25	71	3
11月	2	7	4	12	1	0	4	0	9	26	4	28	82	3
12月	2	9	5	14	1	0	6	0	11	29	2	32	85	2
合計	5	28	14	46	4	0	21	0	37	113	8	116	340	12

中学校	いじめ	友人関係	教職員との関係	学業不振	学校のきまり	転編入学進級	家庭生活の変化	親子の関わり方	生活のリズム	あそび・非行	無気力	不安・抑うつ	障害起因	個別配慮
8月	0	11	2	10	1	3	3	12	51	3	40	41	5	5
9月	1	23	6	26	6	2	7	28	81	11	56	54	6	4
10月	0	23	4	23	5	1	12	24	88	14	72	74	10	7
11月	5	29	6	24	7	2	11	29	103	21	84	71	9	7
12月	6	23	5	22	8	2	9	24	117	23	102	80	8	8
合計	12	109	23	105	27	10	42	117	440	72	354	320	38	31

(参考)
令和5年度
同時期合計
(8月～12月)

中学校	いじめ	友人関係	教職員との関係	学業不振	進路に係る不安	クラブ部活動	学校のきまり等	入学転編入学進路等	家庭環境の変化	親子の関係	家庭内不和	生活リズムの乱れ、遊び、非行	無気力不安	その他
学校に係る状況									家庭に係る状況			本人に係る状況		
8月	2	15	3	4	1	3	0	0	8	21	4	36	84	2
9月	3	33	3	17	1	2	2	0	6	26	10	68	130	4
10月	1	23	4	21	3	3	4	0	10	29	9	85	158	3
11月	1	32	4	27	2	3	5	0	11	33	11	94	180	4
12月	1	27	4	17	1	1	3	1	10	31	13	94	162	5
合計	8	130	18	86	8	12	14	1	45	140	47	377	714	18

■青少年相談室における教育相談の受理状況

令和6年度		第1学期 (4～7月)			第2学期 (8～12月)			第3学期 (1～3月)			合 計		
		電話	来室	計	電話	来室	計	電話	来室	計	電話	来室	計
犯罪触法行為		0	0	0	0	0	0				0	0	0
ぐ犯・不良行為		0	0	0	0	0	0				0	0	0
身上問題	発達障がい	0	7	7	5	3	8				5	10	15
	性格・行動上の問題	15	70	85	15	83	98				30	153	183
	家族関係	4	2	6	1	5	6				5	7	12
	養育	0	3	3	1	5	6				1	8	9
	家庭内暴力	0	1	1	0	0	0				0	1	1
	児童虐待	0	1	1	0	0	0				0	1	1
	いじめ	4	1	5	5	2	7				9	3	12
	不登校	21	56	77	30	49	79				51	105	156
	ひきこもり	0	0	0	1	0	1				1	0	1
	学業・進路・進学	3	3	6	1	6	7				4	9	13
	学校生活	6	19	25	5	14	19				11	33	44
	性に関すること	0	0	0	0	0	0				0	0	0
	対人関係	1	1	2	0	2	2				1	3	4
	その他	3	1	4	4	1	5				4	2	6
小 計		57	165	222	68	170	238	0	0	0	125	335	460
合 計		57	165	222	68	170	238	0	0	0	125	335	460

■青少年相談室における教育相談の受理状況の推移

令和5年度		第1学期			第2学期			第3学期			合 計		
		電話	来室	計	電話	来室	計	電話	来室	計	電話	来室	計
犯罪触法行為		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ぐ犯・不良行為		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
身上問題		64	159	223	89	190	279	33	67	100	186	416	602
合 計		64	159	223	89	190	279	33	67	100	186	416	602

令和4年度		第1学期			第2学期			第3学期			合 計		
		電話	来室	計	電話	来室	計	電話	来室	計	電話	来室	計
犯罪触法行為		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ぐ犯・不良行為		0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1
身上問題		107	166	273	94	138	232	39	82	121	240	386	626
合 計		107	166	273	95	138	233	39	82	121	241	386	627

令和3年度		第1学期			第2学期			第3学期			合 計		
		電話	来室	計	電話	来室	計	電話	来室	計	電話	来室	計
犯罪触法行為		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ぐ犯・不良行為		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
身上問題		82	149	231	100	121	221	44	148	192	226	418	644
合 計		82	149	231	100	121	221	44	148	192	226	418	644

■青少年相談室における街頭補導の状況

令和6年度		暴走行為等 交通違反	飲酒・喫煙	怠学・怠業	その他	補導延人数	補導実施 回数	補導従事者 延人数
第1学期	4月	19	3	0	9	31	26	82
	5月	20	3	0	0	23	29	91
	6月	18	5	0	0	23	26	81
	7月	17	21	0	0	38	31	98
	小計	74	32	0	9	115	112	352
第2学期	8月	12	4	0	3	19	27	79
	9月	16	0	0	9	25	27	85
	10月	23	0	0	0	23	27	83
	11月	14	7	0	0	21	27	81
	12月	21	0	0	0	0	23	85
	小計	86	11	0	12	88	131	413
第3学期	1月							
	2月							
	3月							
	小計	0	0	0	0	0	0	0
合 計		160	43	0	21	203	243	765

(参考) 令和5年度 第2学期

	暴走行為等 交通違反	飲酒・喫煙	怠学・怠業	その他	補導延人数	補導実施 回数	補導従事者 延人数
小計	87	22	0	12	121	130	420

■青少年相談室における街頭補導の状況の推移

学期	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	補導延人数	補導従事者 延人数	補導延人数	補導従事者 延人数	補導延人数	補導従事者 延人数
1学期	84	330	97	339	119	320
2学期	97	403	98	370	121	420
3学期	71	252	62	264	68	227
合計	252	985	257	973	308	967

■教育支援教室の通室者の状況

(実際に利用した各月の人数)

令和6年度		小学生							中学生				合計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計	
第2学期	8月	0	2	2	3	6	7	20	3	8	7	18	38
	9月	0	0	2	3	7	5	17	4	12	7	23	40
	10月	0	1	2	2	9	7	21	6	14	8	28	49
	11月	0	1	2	2	9	6	20	9	14	9	32	52
	12月	0	0	2	1	8	7	18	8	12	9	29	47

(参考) 令和5年度 第2学期

令和5年度		小学生							中学生				合計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計	
第2学期	8月	0	0	0	1	0	0	1	2	3	4	9	10
	9月	0	1	1	2	2	2	8	3	8	6	17	25
	10月	0	1	1	2	2	2	8	4	8	6	18	26
	11月	0	1	1	2	3	2	9	6	8	6	20	29
	12月	0	1	1	3	1	1	7	7	7	6	20	27

■利用延人数と1日当たりの利用人数の状況の推移

令和6年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
利用延人数	142	208	224	207	115	221	283	280	257				210
1日当たりの 利用人数	8.9	9.9	11.2	9.9	7.2	12.3	12.9	14.0	13.5				11

(参考) 令和5年度

令和5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
利用延人数	51	90	148	80	18	136	166	179	130	173	212	154	128
1日当たりの 利用人数	3.2	4.5	6.7	6.7	6.0	6.8	7.9	9.0	8.7	10.8	11.8	11.0	7.8

■教育委員会が受け付けた市立小中学校に関する意見

令和6年度(8～12月分)

No.	対応日	概要	学校	内容(要旨)	対応	現在の状況	対応課
1	8月26日	近隣住民について	中	近所の中学生在が友人と大騒ぎをしていた。学校、警察に連絡した。教育委員会から学校にも連絡して指導してほしい。	傾聴し、学校には伝える約束をした。	警察が必要に応じてパトロールしている。	指導室
2	9月3日	外部指導者について	中	外部指導者の暴言がひどい。部員にボールを当てる。	傾聴し、学校に伝えた。学校の方針を再度確認するための電話した。	校長が周辺の教員に聞き取り、指導改善を促した。	指導室
3	9月13日	ジャージ登校について	中	最近学校の規律がゆるくなっている。ジャージで登下校、通学路を守らない、自転車通学など。	傾聴し、学校ごとに制服に関しては決めているが、熱中症対策などでジャージ登下校を認めているところが多いことを伝えた。	心配なことがあれば指導室にご連絡くださいと伝えた。また、学校に伝えた。	指導室
4	9月24日	病院内でのマスク貸し借りについて	中	病院内でマスクの貸し借りをしていたが、いかなものか。	傾聴した。	折り返しの電話はしないこととなっている。	指導室
5	9月26日	小学校校庭の砂埃について	小	砂埃が自宅に入ってくるので、防砂シート等で対応してほしい。	学校に電話し確認をした。	スプリンクラーを積極的に活用している。	指導室
6	9月30日	教員からの指導について	小	妹の担任に許可を取り、学校に待機させていた。姉が迎えに行くと、妹の学年の教員4人から、妹を待機させたことについて姉が叱られた。ショックを受けて学校を欠席した。	傾聴し、学校に事実を確認すると伝えた。保護者と児童の思いを学校に伝えて欲しいと要望があったため、事実を確認して伝えると対応した。	校長に苦情の内容を伝えた。学校が保護者宅を訪問し、事情を説明した。	指導室
7	10月8日	部活動の指導について	中	特定の生徒の出場時間が多く、ほとんどの生徒の出場時間が少なかった。体験格差がある。休日の活動のガイドラインも守れていない。	傾聴し、学校に伝えた。校長から顧問にヒアリングを行う。保護者から学校に連絡を入れていただく。	学校に伝えた。学校に保護者と面談を行った。	指導室

No.	対応日	概要	学校	内容(要旨)	対応	現在の状況	対応課
8	10月25日	政治的な発言について	小	衆議院議員選挙で立憲民主党が当選しないと国会議事堂見学に行けなくなると複数の教員が発言している。	傾聴して、学校に確認した。選挙の結果によっては国会議事堂に行けなくなるかもしれないと発言した教員が複数いた。	校長が全教員に政治や選挙に関わる発言は特に慎重にするように指導した。また、国会議事堂見学については選挙結果に関係なく行けることを伝えた。	指導室
9	10月29日	カーテンの設置について	小	着替え時に下着を見られて嫌なことを言われた。児童同士の謝罪は済んでいる。きっかけは、教室に着替え用のカーテンが設置されていないこと。カーテンが設置される日程を教えてほしい。	傾聴して、施設係に確認を取った。また、学校に伝えた。	施設係の返答を学校に共有し、学校から施設係に依頼することになった。	指導室
10	11月11日	下校中のいたずらについて	小	堀にえんぴつや石で落書きがされている。また、近隣の方から、私有地に小学生が入っているとの情報がある。下校指導をしてほしい。	学校に電話連絡し、下校指導するように依頼した。	学校で下校時に注意喚起をした。	指導室
11	11月14日	テスト問題について	中	保健体育のテストで出題された問題の図がわかりにくい。答えがどちらとも取れるような図で不適切だ。	学校に電話し、校長に保護者からの相談内容を伝えた。	授業で扱ったプリントからの出題だったので、テスト返却の時に、説明をしながら返却した。	指導室
12	11月22日	部活動について	中	部活動顧問との話し合いでの回答や具体的な改善方法が提示されていない。年間指導計画の説明がされていない。保護者はクライアントであるので、しっかり意見した回答を示してほしい。	学校に電話し、校長に保護者からの相談内容を伝えた。	部活動として改善できるところはあるのか顧問、管理職で検討してもらった。	指導室
13	11月29日	学校で飼っている亀について 教員の言動について 担任の先生について	小	学校で飼っている亀の環境が悪い。生き物に関する指針を校長経由で知らせて欲しい。教師の発言が自分を侮辱にしている。現在の担任を3年間継続させてほしい。	学校に連絡し、相談内容を伝えた。生き物に関する指針が必要があれば、保護者に伝えることもできると伝えた。	校長が話を聞き、できないことはできないと伝えた。指導室は、学校に参考資料を提供した。	指導室
14	12月17	下校時の安全について	小	下校時に校門前の道路に子どもが居座ったり飛び出したりしていて危ない。	傾聴して、安全に登下校できるよう学校に伝えることを約束した。	校長に架電し、現状を共有し、校長の見守りを継続している。	指導室